

全国児童福祉主管課長会議資料
(資料編：総務課虐待防止対策室)

平成20年2月22日(金)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

総務課虐待防止対策室

目 次

(資料1) 児童虐待の防止等に関する法律施行規則(案)について	1
(資料2) 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(案)について	7
(資料3) 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について(案)	11
(資料4) 児童相談所運営指針新旧対照表(案)	15
(資料5) 市町村児童家庭相談援助指針新旧対照表(案)	70
(資料6) 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針新旧対照表(案)	73
(資料7) 児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について(案) (児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン)	75
(資料8) 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について(案)	103
(資料9) 子どもを守る地域ネットワーク等の設置状況	110
(資料10) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(案)	111

(資料11) 児童虐待防止対策支援事業実施要綱新旧対照表 (案)	-----	119
(資料12) 一時保護施設等緊急整備計画の策定について (案)	-----	130
(資料13) 平成20年度要保護児童対策模範事業表彰の実施について (案)	-----	131
(資料14) 平成20年度国の実施する児童家庭相談に携わる職員の研修等	-----	136
(資料15) 平成20年度児童家庭相談に携わる職員等を対象とした研修等一覧	-----	137
(資料16) 平成20年度子どもの虹情報研修センター虐待対応研修一覧	-----	138
(資料17) 都道府県等からの追加質疑に対する回答	-----	140

児童虐待の防止等に関する法律施行規則(案)について〔概要〕

1 制定の趣旨

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)の施行に伴い、新たに省令を制定するもの。

2 概要

(1) 出頭要求等

児童虐待が行われているおそれがあると認める際の保護者の出頭要求、また、保護者が立入調査の拒否等をした場合の再出頭要求の告知の方法について、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時等必要事項を記載した書面により行うことを規定。

(2) 面会等の制限

- ① 児童相談所長及び施設入所等の措置が採られている場合における施設の長が面会又は通信の全部又は一部を制限する方法について、制限を行う理由となった事実の内容、保護者の氏名等必要事項を記載した書面により行うことを規定。
- ② 面会又は通信の制限を行った場合又は行わなくなった場合等に児童相談所長がその旨を都道府県知事に通知することを規定。

(3) 接近禁止命令

- ① 都道府県知事が接近禁止命令を行う場合、その命令期間の算定に当たり、初日を含めて6月を超えない期間とすることを規定。
- ② 接近禁止命令を行った都道府県知事は、その旨を児童相談所長に連絡することを規定。(命令を取り消す場合についても同様。)
- ③ 当該接近禁止命令をする場合の命令書に記載すべき事項として、命令を行う理由となった事実の内容、当該保護者の氏名等必要な事項を規定。(命令を取り消す場合についても、同様の事項を記載した書面により行う。)

(4) 施設入所等の措置の解除

施設入所等の措置が採られている場合、当該措置を解除する際の勘案事項として、児童及び保護者の心身の状況、家庭環境等を規定。

(5) 都道府県児童福祉審議会等への報告

都道府県知事が都道府県児童福祉審議会等へ報告しなければならない事項として、立入調査、臨検・搜索、一時保護等の実施状況等を規定。

3 施行期日

平成20年4月1日

(指定都市の特例)

第八条 児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号。以下「令」という。）第一条の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が児童虐待の防止等に関する事務を処理する場合には、この省令の規定中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の長」と読み替えるものとする。

(児童相談所設置市の特例)

第九条 令第二条の規定により児童福祉法第五十四条の四第一項の児童相談所設置市が児童虐待の防止等に関する事務を処理する場合には、この省令の規定中「都道府県知事」とあるのは、「児童相談所設置市の長」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

2 都道府県知事は、法第十二条の四第六項の規定に基づき同条第一項の規定による命令を取り消したときは、その旨を児童相談所長に連絡するものとする。

(施設入所等の措置の解除)

第六条 法第十三条に規定する厚生労働省令で定める事項は、施設入所等の措置を解除しようとする児童及びその保護者の心身の状況、当該児童の家庭環境、現に当該児童の保護に当たっている里親（児童福祉法第六条の三に規定する里親をいう。）又は児童福祉施設の長の意見その他必要な事項とする。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第七条 法第十三条の四に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第八条第一項第二号の規定による通知に係る措置の実施状況、法第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等（法第九条の六に規定する臨検等をいう。）並びに児童虐待を受けた児童に行われた児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例並びに同法第二十五条の七第一項第三号及び同条第二項第四号の規定による通知に係る措置の実施状況その他必要な事項とする。

けた場合についても、同様とする。

(接近禁止命令)

第三条 都道府県知事が法第十二条の四第一項の規定に基づき命令をする場合における期間は、初日を含めて六月を超えない期間とする。

2 都道府県知事は、前項の命令をしたときは、その旨を児童相談所長に連絡するものとする。

第四条 法第十二条の四第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項の規定による命令をする理由となった事実の内容、当該命令を受ける保護者の氏名、住所及び生年月日、当該命令に係る児童の氏名及び生年月日その他必要な事項とする。

(接近禁止命令の取消し)

第五条 都道府県知事は、法第十二条の四第六項の規定に基づき同条第一項の規定による命令を取り消そうとするときは、命令を受けた保護者に対し、当該命令を取り消す理由となった事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日、当該命令に係る児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

面により行うものとする。

2 前項の規定は、法第九条の二第一項の規定に基づき児童の保護者の出頭を求めようとする場合について準用する。

(面会等の制限)

第二条 児童相談所長及び児童虐待を受けた児童について児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、当該児童虐待を行った保護者について、法第十二条第一項の規定に基づき当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限しようとするときは、当該保護者に対し、当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限する旨、制限を行う理由となった事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日、当該児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 児童相談所長は、法第十二条第一項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。同条第二項の規定に基づき前項に規定する施設の長から通知を受

○厚生労働省令第 号

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条の二第二項（第九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の四第一項、第四項及び第六項、第十三条並びに第十三条の四の規定に基づき、児童虐待の防止等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十年 月 日

厚生労働大臣 舛添 要一

児童虐待の防止等に関する法律施行規則（案）

（出頭要求等）

第一条 都道府県知事は、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第八条の二第一項の規定に基づき児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）の保護者（親権を
行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の出頭を求めようとするときは、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、当該保護者の氏名、住所及び生年月日、同伴すべき児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(案)について〔概要〕

1 改正の趣旨

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)の施行に伴い、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)について、所要の改正を行うもの。

2 概要

児童相談所長が未成年後見人の選任の請求をした場合に、その児童について親権を行う者又は未成年後見人があるまでの間、児童相談所長が職名によって親権を行うものとされた。

これに伴い、児童相談所長が、縁組の承諾をしようとするときに、養子にしようとする児童の本籍、氏名、年齢及び性別、養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年齢、性別及び職業等の事項を具した上で、都道府県知事に許可の申請をすることを規定。

3 施行期日

平成20年4月1日

<p>第三十六条の二第一項 第三十六条の二第二項 第三十六条の三第二項</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長</p>
---	---------------	-----------------------------

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

に改める。

とするときは、次に掲げる事項を具し、都道府県知事に、許可の申請をしなければならない。

一 養子にしようとする児童の本籍、氏名、年齢及び性別

二 養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年齢、性別及び職業

三 前号の者の家庭の状況

四 縁組を相当とする理由

五 第一号及び第二号の者の戸籍謄本

六 その他必要と認める事項

2 都道府県知事は、前項の申請を受理したときは、当該縁組が相当であるかどうかを調査して、速やかに、許可の決定を行い、且つ、その旨を書面をもつて通知しなければならない。

第三章 事業及び施設

第五十条の二の表中

「第三十六条の二第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
-------------	--------	----------------------

を

○厚生労働省令第 号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の七第二項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年 月 日

厚生労働大臣 舛添 要一

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（案）

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条の三」を「第三十六条の二」に、「第三章 児童福祉施設（第三十六条の四―第三十九条）」を「第三章 事業及び施設（第三十六条の三―第三十九条）」に改める。

第三章の章名を削る。

第三十六条の三を削り、第三十六条の二を第三十六条の三とし、第三十六条の次に次の一条及び章名を加える。

第三十六条の二 法第三十三条の七第二項ただし書の規定により、児童相談所長が、縁組の承諾をしよう

(案)

雇児発第 号
平成20年 月 日各 { 都道府県知事
指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について

平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）が施行されて以降、児童虐待防止に向けた取組は着実に進められてきたが、我が国においては、平成18年度に全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談対応件数は、3万7千件を超えているとともに、把握されているだけで年間50件前後の虐待による死亡事例が発生している。このような痛ましい事件を防ぐためにも、児童虐待は、今日なお、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっている。

一方で、平成16年の児童虐待防止法の改正法附則においては、法施行後3年以内に、児童の住所等における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方等について、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定された。

先に述べた児童虐待を巡る状況やこの見直し規定を踏まえ、平成19年4月、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置のとられた児童との面会又は通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置の明確化等のための規定の整備を行う「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成19年法律第73号。別添参照。以下「改正法」という。）が国会に提出され、同年5月25日に全会一致で成立した。改正法は同年6月1日に公布され、本年4月1日に施行されることとなっている。

については、下記のとおり、改正法による改正後の児童虐待防止法及び児童福祉法の内容、運用上の留意事項についてご了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 児童虐待防止法の一部改正関係

1 目的（第1条関係）

この法律の目的として、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記するものとされた。

2 国及び地方公共団体の責務等（第4条関係）

- (1) 国及び地方公共団体の責務に、児童虐待を受けた児童等に対する「医療の提供体制の整備」を加えるものとされた。
- (2) 国及び地方公共団体の責務に、「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析」を加えるものとされた。
- (3) 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないものとされた。

3 安全確認義務（第8条関係）

- (1) 市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長による児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認が努力義務であったのを改め、安全確認のために必要な措置を講ずることを義務化するものとされた。
- (2) 市町村長又は都道府県の設置する福祉事務所の長は、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事又は児童相談所長に通知するものとされた。

4 出頭要求（第8条の2関係）

- (1) 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされた。
- (2) 都道府県知事は、保護者が(1)の出頭の求めに応じない場合、立入調査その他の必要な措置を講ずるものとされた。

5 再出頭要求（第9条の2関係）

都道府県知事は、保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされた。

6 臨検等（第9条の3から第10条の6まで関係）

- (1) 都道府県知事は、保護者が5の再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させることができるものとされた。
- (2) 警察署長に対する援助要請その他の臨検等に当たって必要な手続等を定めるものとされた。

7 児童虐待を行った保護者に対する指導（第11条関係）

- (1) 児童虐待を行った保護者に対する指導に係る勧告に保護者が従わなかった場合には、当該保護者の児童について、都道府県知事が一時保護、同意に基づか

ない施設入所等の措置（以下「強制入所等」という。）その他の必要な措置を講ずる旨が明記された。

- (2) 児童虐待を行った保護者が、保護者に対する指導に係る勧告に従わず、その児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、親権喪失宣告の請求を行うものとされた。

8 面会等の制限等（第12条から第12条の4まで及び第17条関係）

- (1) 一時保護及び同意に基づく施設入所等の措置の場合にも、強制入所等の場合と同様に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができるものとされた。
- (2) 都道府県知事は、強制入所等の場合において、(1)により面会及び通信の全部が制限されているときは、児童虐待を行った保護者に対し、当該児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近でのはいかいを禁止することを命ずることができるものとされた。また、この命令の違反につき、罰則を設けるものとされた。

9 施設入所等の措置の解除（第13条関係）

都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとされた。

10 関係機関等相互の情報提供（第13条の3関係）

地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされた。

11 都道府県児童福祉審議会等への報告（第13条の4関係）

都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会等に、立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした事例等を報告しなければならないものとされた。

第2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正関係

1 要保護児童対策地域協議会（第25条の2関係）

地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならないものとされた。

2 未成年後見人請求の間の親権の代行（第33条の7関係）

児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされている児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされた。

3 罰則（第61条の5関係）

正当な理由がないのに立入調査を拒否した者に対する罰金の額を、30万円以下から50万円以下に引き上げるものとされた。

第3 施行期日（改正法附則第1条関係）

第1及び第2の内容は、平成20年4月1日から施行するものとされた。

第4 検討（改正法附則第2条関係）

- 1 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。
- 2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

第5 運用上の留意事項

- 1 改正法の施行に伴い、今般「児童相談所運営指針等の改正について」（平成20年〇月〇日雇児発第〇〇〇号本職通知）をお示ししたところであるので、本通知と併せて、施行に当たって遺漏のないよう留意されたい。
- 2 改正法において、都道府県知事による保護者への指導の勧告に従わない場合の規定等が新たに設けられたことから、児童相談所における保護者への指導・支援に関する基本的事項を定める「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実にについて」（平成20年〇月〇日雇児総発第〇〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）をお示ししたので、遺漏のないよう留意されたい。
- 3 また、改正法において、重大な児童虐待事例について、国及び地方公共団体が分析する責務が設けられたことから、今後の地方公共団体における事例の検証作業の参考となるよう、その基本的な考え方、検証の進め方等について、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年〇月〇日雇児総発第〇〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）としてお示ししたので、併せて参考とされたい。

児童相談所運営指針新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>第1章 児童相談所の概要 第1節 児童相談所の性格と任務 1. 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念 (1)～(4) 略 (5) 近年、児童虐待が増加するなど、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るとともに、地域におけるきめ細かな援助が求められている。こうした中、児童相談所については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）の施行を契機として、一定の体制の充実が図られてきたが、深刻な児童虐待事例が依然として頻発している状況を踏まえ、平成16年には児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第30号）及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）が成立し、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期すための規定の整備、児童家庭相談に関する体制の充実、児童福祉施設、里親等の見直し、要保護児童に関する司法関与の見直しなど、児童虐待防止対策を始めとする要保護児童対策の充実・強化が図られたところである。</p> <p><u>この平成16年の児童虐待防止法改正法附則においては、法施行後3年以内に、児童の住所等における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方等について、児童虐待防止法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定された。この検討規定等を踏まえ、児童虐待の防止等に関する施策をさらに強化するため、平成19年5月、議員立法により、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置のとられた児童との面会又は通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置を明確にするための規定の整備等を行う児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）が成立した。</u></p> <p>児童相談所は、こうした法律改正の趣旨を踏まえ、児童虐待防止対策の一層の充実・強化を図っていくことが必要である。とりわけ、児童家</p>	<p>第1章 児童相談所の概要 第1節 児童相談所の性格と任務 1. 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念 (1)～(4) 略 (5) 近年、児童虐待が増加するなど、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るとともに、地域におけるきめ細かな援助が求められている。こうした中、児童相談所については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）の施行を契機として、一定の体制の充実が図られてきたが、深刻な児童虐待事例が依然として頻発している状況を踏まえ、平成16年には児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第30号）及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）が成立し、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期すための規定の整備、児童家庭相談に関する体制の充実、児童福祉施設、里親等の見直し、要保護児童に関する司法関与の見直しなど、児童虐待防止対策を始めとする要保護児童対策の充実・強化が図られたところである。</p> <p>児童相談所は、こうした法律改正の趣旨を踏まえ、児童虐待防止対策の一層の充実・強化を図っていくことが必要である。とりわけ、児童家</p>

改正後

庭相談に応じる市町村に対して適切な支援を行うとともに、効果的な援助が期待できるソーシャルワークの技法の開発や確立はもとより、医療、保健、法律その他の幅広い専門機関や職種との連携強化、司法関与の仕組みの有効活用等により、迅速かつ的確な対応を図るとともに、親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下、子どものみならず保護者も含めた家庭への支援に一層積極的に取り組むことが重要である。

また、法律改正により、虐待通告を受けたとき等の児童の安全確認を行うための措置の義務化や臨検又は捜索の制度の創設等の措置が講じられたことから、児童相談所における児童の安全確認又は安全確保が今後さらに期待されることになる。このため、各児童相談所においては、児童の安全確認等に向けた迅速かつ適切な対応に一層配慮すべきである。

(6)～(7) 略

2～3 略

第2～5節 略

第2章 児童相談所の組織と職員

第1～2節 略

第3節 職員構成

1 規模別職員構成の標準

第1章に述べられている諸般の業務遂行のため、所長、次長（A級の場
合）及び各部門の長のほか、次の職員を置くことを標準とする。

C級－教育・訓練・指導担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザ
ー）、児童福祉司、相談員、精神科を専門とする医師（以下「精神科医
という。嘱託も可。）、教育・訓練・指導担当児童心理司（児童心理司
スーパーバイザー）、児童心理司、心理療法担当職員、その他必要とす
る職員

B級－C級に定める職員のほか、小児科を専門とする医師（以下「小
児科医」という。嘱託も可。）、保健師

A級－B級に定める職員のほか理学療法士等（言語治療担当職員を含
む。）、臨床検査技師

2. 留意事項

現行

庭相談に応じる市町村に対して適切な支援を行うとともに、効果的な援助が期待できるソーシャルワークの技法の開発や確立はもとより、医療、保健、法律その他の幅広い専門機関や職種との連携強化、司法関与の仕組みの有効活用等により、迅速かつ的確な対応を図るとともに、親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下、子どものみならず保護者も含めた家庭への支援に一層積極的に取り組むことが重要である。

(6)～(7) 略

2～3 略

第2～5節 略

第2章 児童相談所の組織と職員

第1～2節 略

第3節 職員構成

1. 規模別職員構成の標準

第1章に述べられている諸般の業務遂行のため、所長、次長（A級の場
合）及び各部門の長のほか、次の職員を置くことを標準とする。

C級－教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）、児童
福祉司、相談員、精神科を専門とする医師（以下「精神科医」という。
嘱託も可。）、児童心理司、心理療法担当職員、その他必要とする職員

B級－C級に定める職員のほか、小児科を専門とする医師（以下「小
児科医」という。嘱託も可。）、保健師

A級－B級に定める職員のほか理学療法士等（言語治療担当職員を含
む。）、臨床検査技師

2. 留意事項

改正後

現行

- (1) 略
- (2) 教育・訓練・指導担当児童福祉司(児童福祉司スーパーバイザー)は、児童福祉司及びその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として教育・訓練・指導に当たる児童福祉司であり、相談援助活動において少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者でなければならない。教育・訓練・指導担当児童福祉司(児童福祉司スーパーバイザー)の配置の標準は児童福祉司おおむね5人につき1人とする。
- (3)～(4) 略
- (5) 教育・訓練・指導担当児童心理司(児童心理司スーパーバイザー)は、児童心理司及び心理療法担当職員の職務遂行能力の向上を目的として教育・訓練・指導に当たる児童心理司であり、心理判定及び心理療法並びにカウンセリングを少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者でなければならない。
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- 第4節 各職員の職務内容
- 1～4 略
5. 相談・指導部門の長
- (1)～(2) 略
- (3) 教育・訓練・指導担当児童福祉司(児童福祉司スーパーバイザー)の意見を参考としつつケースの進行管理を行うこと
- (4) 略
- 6～16 略
17. 教育・訓練・指導担当児童心理司(児童心理司スーパーバイザー)
児童心理司及び心理療法担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導を行うこと
18. 児童心理司
略

- (1) 略
- (2) 教育・訓練・指導担当児童福祉司(スーパーバイザー)は、児童福祉司及びその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として教育・訓練・指導に当たる児童福祉司であり、相談援助活動において少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者でなければならない。教育・訓練・指導担当児童福祉司(スーパーバイザー)の配置の標準は児童福祉司おおむね5人につき1人とする。
- (3)～(4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- 第4節 各職員の職務内容
- 1～4 略
5. 相談・指導部門の長
- (1)～(2) 略
- (3) 教育・訓練・指導担当児童福祉司(スーパーバイザー)の意見を参考としつつケースの進行管理を行うこと
- (4) 略
- 6～16 略
17. 児童心理司
略

改正後	現行
<p>19. 心理療法担当職員 略</p> <p>20. 保健師 略</p> <p>21. 理学療法士等（言語治療担当職員を含む。） 略</p> <p>22. 臨床検査技師 略</p> <p>23. 児童指導員及び保育士 略</p> <p>24. 一時保護対応協力員 略</p> <p>25. 看護師 略</p> <p>26. 栄養士 略</p> <p>27. 調理員 略</p>	<p>18. 心理療法担当職員 略</p> <p>19. 保健師 略</p> <p>20. 理学療法士等（言語治療担当職員を含む。） 略</p> <p>21. 臨床検査技師 略</p> <p>22. 児童指導員及び保育士 略</p> <p>23. 一時保護対応協力員 略</p> <p>24. 看護師 略</p> <p>25. 栄養士 略</p> <p>26. 調理員 略</p>
<p>第5節 職員の資格、研修等</p> <p>1 略</p> <p>2. 職員の研修等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各部門の長は各部門の職員に対し教育・訓練・指導（スーパービジョン）のできる者であることが適当であり、判定・指導部門の長については、医師、児童福祉司、児童心理司等専門技術を有する者であることが必要である。さらに、<u>教育・訓練・指導（スーパービジョン）に必要な知識・技術の修得の為に子どもの虹情報研修センターにおいて実施す</u></p>	<p>第5節 職員の資格、研修等</p> <p>1. 略</p> <p>2. 職員の研修等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各部門の長は各部門の職員に対し教育・訓練・指導（スーパービジョン）のできる者であることが適当である。特に、判定・指導部門の長については、医師、児童福祉司、児童心理司等専門技術を有する者であることが必要である。</p>

改正後

現行

るスーパーバイザー研修を受講することが望ましい。

(3) 児童福祉司及び児童心理司の教育・訓練・指導担当者（スーパーバイザー）は、教育・訓練・指導（スーパービジョン）に必要な知識・技術の修得の為に子どもの虹情報研修センターにおいて実施するスーパーバイザー研修を受講することが望ましい。

(4) 各職員は内部の職員又は外部の専門家による教育・訓練・指導（スーパービジョン）を受ける機会を積極的に活用し、また相互の教育・訓練・指導（スーパービジョン）、密接な連携・協力により、資質向上に努める。

(5) 略

(6) 略

3 略

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

第1節 略

第2節 相談の受付と受理会議

1～2 略

3. 年齢要件

(1)～(2) 略

(3) 妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、保健所や市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所等適切な機関にあっせんするとともに、出生後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めること。さらに、子どもの出生前であっても必要な場合には、市町村と連携して、要保護児童対策地域協議会等を活用し、出生後の対応について検討することも必要である。

4. 管轄

(1)～(8) 略

(9) また、平成16年の児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律により、国及び地方公共団体の責務として、「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が法律上明記されたところである。

この関係機関による連携には、子どもの転居時における自治体相互間

(3) 各職員は内部の職員又は外部の専門家による教育・訓練・指導（スーパービジョン）を受ける機会を積極的に活用し、また相互の指導・訓練・教育（スーパービジョン）、密接な連携・協力により、資質向上に努める。

(4) 略

(5) 略

3 略

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

第1節 略

第2節 相談の受付と受理会議

1～2 略

3. 年齢要件

(1)～(2) 略

(3) 妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、必要に応じ福祉事務所、保健所、市町村保健センター、医療機関等適切な機関にあっせんするとともに、将来新生児等に対する児童相談所の指導・援助の必要性が想定される事例については、問題の早期発見・早期対応、指導・援助の一貫性を確保する観点から、主たる対応機関との情報交換を密にする等、十分な連携を図ることが望ましい。

4. 管轄

(1)～(8) 略

(9) また、平成16年の児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律により、国及び地方公共団体の責務として、「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が法律上明記されたところである。

この関係機関による連携には、子どもの転居時における自治体相互間

改正後

の連携も含まれ、児童相談所相互間の連携も求められているところである。

さらに、こうした転居事例への対応も踏まえ、平成19年の児童虐待防止法の改正により、地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされている。

このため、例えば、支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、児童福祉法第25条等に基づき、転出先の自治体を管轄する児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うなど、転出先の児童相談所と十分に連携を図ることが必要である。具体的な方法等については、全国児童相談所長会において取り決められた「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ」（平成19年7月12日付け19全児相第7号）を参考とされたい。

なお、支援を行っている家庭が、転出先等を告げずに転出した場合には、迅速な情報交換が必要になることから、次により対応する。

- ① 中央児童相談所以外の児童相談所が担当する事例の場合は、中央児童相談所に連絡する。
- ② 中央児童相談所は、全国の中央児童相談所に対して通告を行う。
- ③ 通告を受けた中央児童相談所は、他の児童相談所に通告を行う。
- ④ 児童相談所においては、管内の市町村に対して通告を行い、児童の発見に努める。
- ⑤ この場合の通告内容は、要保護児童本人の氏名、性別、年齢、学年、転出時期、事例担当児童相談所名とする。
- ⑥ 全国の児童相談所間の通告については、全国児童相談所長会において取り決められた「児童虐待における他県児童相談所との連携について」（平成11年10月15日付け全国児童相談所長会11全児相第11号）を参考とされたい。

現行

の連携も含まれ、児童相談所相互間の連携も求められているところである。

このため、例えば、支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、児童福祉法第25条等に基づき、転出先の自治体を管轄する児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供するなど、転出先の児童相談所と十分に連携を図ることが必要である。

改正後

現行

⑦ 児童を発見した児童相談所は、事例を担当していた児童相談所と連携を図り、円滑な移管を行う。

5～7 略

8. 児童記録票の作成

(1) 児童記録票は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成する。妊婦からの相談についても、子どもが出生後に要保護児童として支援の必要が見込まれる場合は、受理した段階で児童記録表を作成し、妊婦自身等に関する記録を残した上、子どもが出生した段階で子どもについての記録を加えることとし、一貫した指導・援助の経過を残す。

(2)～(4) 略

第3節 調査

1～3 略

4. 調査事項

(1) 調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には以下の事項が調査対象となる。これらは、診断・判定における基礎的かつ重要な情報となるので、これらに基づき各自治体において、調査事項及び内容、様式、手順等を定めるとともに、調査を確実に実施するための調査チェックリスト等を定めることが必要である。

①～⑧ 略

(2) 法第25条の6において、児童相談所は、法第25条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、その子どもの状況の把握を行うものとされている。

特に児童虐待に係る通告については、平成19年の児童虐待防止法の改正により、児童相談所が同法第6条第1項の規定による通告又は市町村若しくは都道府県の設置する福祉事務所からの送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、その子どもとの面会その他の手段によりその子どもの安全の確認を行うための措置を講ずることとされ、安全確認措置の努力義務が義務に改められた(児童虐待防止法第8条第2項)。

(3) また、平成19年の児童福祉法改正により、市町村又は福祉事務所の長は、児童虐待防止法第8条の2の出頭要求、同法第9条第1項の立入調査又は法第33条の一時保護の実施が適当であると判断した場合に

5～7 略

8. 児童記録票の作成

(1) 児童記録票は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成する。

(2)～(4) 略

第3節 調査

1～3 略

4. 調査事項

(1) 調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には以下の事項が調査対象となる。

①～⑧ 略

(2) 法第25条の6において、児童相談所は、法第25条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、その子どもの状況の把握を行うものとされている。

特に児童虐待に係る通告については、児童相談所が児童虐待防止法第6条第1項の規定による通告又は市町村若しくは都道府県の設置する福祉事務所からの送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、その子どもとの面会その他の手段によりその子どもの安全の確認を行うよう努めなければならないこととされている。(児童虐待防止法第8条第2項)

改正後

現行

は、その旨を都道府県知事等又は児童相談所長に通知するものとされたことから、当該通知があった場合においても、適切な対応を講ずる必要がある。

なお、都道府県知事等は、当該通知に係る措置の実施状況について、都道府県児童福祉審議会（法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会。同条第1項ただし書きに規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会。市町村に設置されるものを含む。以下同じ。）に報告しなければならないこととされている。

5. 調査の方法

(1)～(3) 略

(4) 保護者への出頭要求

① 対象となる事例

児童虐待防止法第8条の2の規定に基づく都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）による出頭要求は、特に、児童相談所の家庭訪問等によっても長期間児童の姿を確認できない事例や呼びかけに対し全く応答がなく安否を確認できないような事例について、有効な安全確認の選択肢の一つとなると考えられるため、積極的に活用することとされたい。

出頭要求を行う際には、保護者がこの出頭要求に応じない場合、同法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じるものとされていることから、保護者がこれに応じない場合の対応を考慮しながら、その必要性を判断する必要がある。同法第8条の2の出頭要求は、あくまでも安全確認の選択肢の一つであり、児童虐待が行われているおそれがあると認められるとともに、緊急に児童の安全確認を行う必要があるなどの場合には、直ちに同法第9条第1項の立入調査を行うことも可能である。

なお、一度出頭要求に応じたことから安全確認ができた後において、再度虐待のおそれが生じた場合においても、改めて本出頭要求を行うことが妨げられるものではないことに留意されたい。

② 出頭要求の方法

保護者に対する出頭要求の告知は、原則として、直接職員が告知書を交付することで行うとともに、できる限りその受領証を徴することとし、その経過を記録する。保護者が出頭要求の告知書の受領を拒否した場合には、出頭要求に応じないものとして取り扱うこととし、この場合においては、当該拒否の状況について適切に記録す

5. 調査の方法

(1)～(3) 略

改正後

現行

る。
 また、職員が保護者の住居を訪問しても、呼びかけにまったく応じないような事例については、保護者が長期間不在であることが明確である等の告知書を受領し得ない客観的状況にある場合を除き、出頭要求の告知書を封筒に入れた上、郵便受箱、郵便差入口等の適切な箇所に差し入れ、その状況を写真等で確実に記録する。この場合、当該封筒に出頭要求の告知書が含まれることが推察できるよう、事前に告知書の送達のため訪問する旨を電話により連絡し、若しくは告知書を郵便受箱等の適切な箇所に差し入れる旨の玄関先での呼びかけ等を行い、又は告知書が含まれる旨を当該封筒に記載する。こうした対応によっても保護者が出頭しない場合には、出頭要求に応じないものとして取り扱う。

③ 出頭要求の告知書

告知書においては、

- ・ 出頭を求められる者の住所、氏名及び生年月日
- ・ 出頭を求める日時及び場所
- ・ 同伴すべき児童の氏名、生年月日及び性別
- ・ 出頭を求める理由となった事実の内容
- ・ 保護者が出頭を求める日時での出頭が困難な場合における対応

応

- ・ 出頭要求に応じない場合、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなる旨及び当該立入調査を正当な理由なく拒否した場合には罰金に処せられることがある旨
- ・ その他必要な事項

について記載する（別添1参照）。

出頭を求める日時は、迅速な対応の確保及び各自治体ごとに定めた虐待通告に係る安全確認の所定時間との均衡も踏まえつつ、速やかに安全確認を行う観点から、個別の事案に応じて特定の日時を設定する。ただし、やむを得ない理由により保護者等による当該日時における出頭が困難と認められる場合には、速やかに安全確認を行うことを十分考慮しつつ、当該保護者からの申し出に応じて出頭を求める日時を調整することとして差し支えない。

また、出頭を求める場所は、当該児童の所在地を管轄する児童相談所が基本となると考えられるが、保護者の心身の状況等に鑑み、児童相談所以外の市役所その他の場所とすることも差し支えない。

改正後

現行

④ 出頭要求に応じない場合の対応

保護者が出頭要求に応じない場合には、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、速やかに、児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じる。

なお、②で述べたような出頭要求の告知書の受領を拒否する、訪問しても応答がない事例については、出頭要求に応じないものとして取り扱う。

⑤ 記録のあり方

出頭要求に応じない場合、当該事実が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じる理由となること、また、同立入調査に応じない場合には、同法第9条の3第1項の臨検又は捜索の実施対象となることもあり得、その場合、同項の許可状を裁判官に請求する際、併せて当該事案に係る経過を示す必要があることから、児童記録票その他の調査記録を適切に作成、保管しておくとともに、報告書（作成した職員の名（記名）押印のあるものをいう。以下同じ。）を作成する。

(5) 立入調査

① 法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立を行った場合だけでなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意する。

また、児童虐待防止法第9条第1項の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができること、正当な理由がないのにその執行を拒否した場合、同条第2項により適用される法第61条の5の50万円以下の罰金に処することとされているが、立入調査の実効性を高める観点から、立入調査を実施するに当たっては、正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金に処せられることがある旨を、可能な限り保護者に対して告知する。その際には、当該立入調査を拒否した場合、同法第9条の3第1項の臨検又は捜索が行われる可能性がある旨も併せて告知する。

さらに、上記の告知をしたにもかかわらず、立入調査に応じない状況があれば、その場において、立入調査を拒否したものと認める旨を言い渡すこととする。

なお、拒否したかどうか不明なままでは、同法第9条の2の

(4) 立入調査

ア 法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立を行った場合だけでなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意する。

また、児童虐待防止法第9条の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができること、同条第2項において、立入り及び調査又は質問を正当な理由なく拒否をした場合等については、必要に応じて法第62条第1号の規定の活用を図ること。

改正後

現行

再出頭要求や④で述べる告発のいずれにも移行することが困難となることから、拒否した状況を明確にし、記録しておくことが必要であることに十分留意されたい。

② 立入調査の必要がある場合には、都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）の指示のもとに実施する。

③ 立入調査が拒否された場合において、当該拒否について正当な理由がないと認められるときは、告発の可否を検討するとともに、原則として、速やかに、児童虐待防止法第9条の2の再出頭要求の手続に移行する。

なお、特に、立入調査の拒否の態様やそれまでの経過等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認められる場合には、当該保護者について管轄警察署に告発することを検討する。

告発については、事前に管轄警察署等とよく協議した上で行うこととし、このためにも日常的に警察との連携に努めるべきである。

④ 告発とは、告訴権者以外の第三者から捜査機関に対してなされる犯罪事実の申告及びこれに基づく犯人の処罰を求める意思表示をいうが、適切にこれを行うとともにその経過を記録する等の観点から、正当な理由なく立入調査を拒否した具体的事実や被告発人の処罰を求める旨を記載した告発状を提出することにより、これを行う（別添2参照）。

その際には、併せて、告発に至る経緯や具体的事実を証する疎明資料として、児童記録票その他の調査記録、住居の写真、児童の居住を証するための児童の住民票の写し、立入調査の実施状況に係るビデオ等による音声や画像の記録、出頭要求や立入調査の実施状況に関する報告書の写し等を添付して提出する。

なお、告発がなされた場合には警察において捜査が開始されることにかんがみ、告発の取消を要する事態とならないよう、告発する前の段階において、具体的事案に応じて、提出する予定の告発状や疎明資料を提示するなどして、立入調査を行う場所を管轄する警察署と協議をされたい。

⑤ 告発状が受理された後においては、通常、当該事件の捜査のため職員の事情聴取や資料の提出が求められることとなるので、積極的に協力する。

なお、捜査の結果に基づき、起訴又は不起訴の処分が行われたときは、検察官から告発をした者に処分結果が通知され、不起訴とし

イ 立入調査の必要がある場合には、都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長）の指示のもとに実施する。

改正後

た場合には、告発人の請求に基づき、その理由が開示されるので、留意されたい。

⑥ 立入調査、臨検又は搜索等に当たっては、必要に応じ、市町村に対し関係する職員の同行・協力を求める。また、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、必要に応じ、児童虐待防止法第10条により警察に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を最優先した臨機応変の対応に努める。

なお、警察への援助の依頼については、第7章第14節「6. 虐待事例等における連携(3)立入調査、臨検又は搜索等における連携」を参照すること。

⑦ 立入調査が拒否された場合においては、管轄警察署への告発だけでなく、児童虐待防止法第9条の2の保護者への再出頭要求や同法第9条の3第1項の臨検又は搜索の実施対象となることもあり得ることから、児童記録票その他の調査記録を適切に作成、保管しておくとともに、(4)の⑤と同じく、立入調査の状況やこれに至る経緯について、報告書を作成する。

⑧ 立入調査に当たっては、その後の家庭裁判所における審判や④の告発の際の事実関係の確認に資するため、必要な範囲において写真やビデオあるいはスケッチ等を含め具体的、詳細な調査記録の作成を行うとともに、関係書類等の入手・保存に努める。

⑨ 略。

(6) 保護者への再出頭要求

児童虐待防止法第9条の2の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）の出頭要求（同法第8条の2の出頭要求が行われていない場合を含め、以下「再出頭要求」という。）の趣旨、内容は同法第8条の2の出頭要求と同様であるが、再出頭要求は、正当な理由なく同立入調査を拒否したことが要件とされていることに留意されたい。

再出頭要求の方法等については、出頭要求と同様に行うこととし、(4)を参考に告知書の記載や手続、記録の作成を行うこととする（別添3参照）。

なお、裁判官の許可状を得た上で行う同法第9条の3の臨検又は搜索は、再出頭要求が行われ、保護者がこれに応じないことが要件とされていることから、同条の臨検又は搜索を行う必要があると思料され

現行

ウ 立入調査に当たっては、必要に応じ、市町村に対し関係する職員の同行・協力を求める。また、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、必要に応じ、児童虐待防止法第10条により警察に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を最優先した臨機応変の対応に努める。

なお、警察への援助の依頼については、第7章第14節「5. 虐待事例等における連携(3)立入調査における連携」を参照すること。

エ 立入調査に当たっては、その後の家庭裁判所における審判等における事実関係の確認に資するため、必要な範囲において写真やビデオあるいはスケッチ等を含め具体的、詳細な調査記録の作成を行うとともに、関係書類等の入手・保存に努める。

オ 略

改正後

現行

る場合、当該再出頭要求が実施される必要がある。

(7) 臨検、搜索等

① 対象となる事例

児童虐待防止法第9条の3第1項の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。以下この(7)において同じ。）の臨検又は搜索は、特にネグレクトのように児童を直接目視できず児童の状況自体把握できないような場合に活用されることで、児童の安全の確認又は安全の確保が行われることが想定されている。

この「臨検」又は「搜索」は、双方とも強制処分として行うものであり、「臨検」とは住居等に立ち入ることをいい、「搜索」とは住居その他の場所につき人の発見して捜し出すことをいう。これらの臨検又は搜索は、物理的実力の行使を背景に、対象者の意思に反してでも直接的に児童の安全確認又は安全確保をしようとするものであり、同法第9条第1項の立入調査が、これを拒んだ者に対する罰則を定めることで、間接的に調査の実効性を担保しようとするものと異なるものである。

なお、臨検又は搜索は、同法第9条第1項の立入調査を実施したにもかかわらず頑なに立ち入りを拒否されるようなケースについて、例外的に行うことが想定されており、迅速な安全確認が要請されている状況にあるところ、まずは、当該立入調査を実効的に行うことにより、児童の安全確認又は安全確保が行われるよう努められたい。

② 臨検又は搜索の要件

ア 立入調査等の実施

臨検又は搜索は、児童虐待防止法第8条の2第1項の出頭要求を受けた保護者又は同法第9条第1項の立入調査を受けた保護者が、同法第9条の2の再出頭要求に応じないことが要件とされている。

イ 児童虐待が行われている疑いがあること

臨検又は搜索は、アの保護者による立入調査の拒否等の経過を経た上で、「児童虐待が行われている疑いがある」ときに行われる必要がある。

ウ 裁判所の裁判官による許可状の発付

臨検又は搜索は、ア、イの要件を満たした上で、管轄の裁判所の裁判官が発する許可状を得て初めて可能となるものであり、裁

改正後

現行

判官への許可状の請求が必要である。

③ 裁判官に対する許可状の請求等

ア 許可状の請求

臨検又は捜索に係る許可状は、臨検しようとする児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に対してこれを請求する。

請求先の窓口等については、各地の裁判所から連絡されることとなっている。

臨検又は捜索に係る許可状の円滑な請求が可能となるよう、当該請求の際に弁護士等の専門家や警察官OBによる助言等を得ることができる体制を整えておくことが適当である。

こうした体制強化については、本指針第6章第3節「児童虐待防止対策支援事業」に記載している

- ・ 法的対応機能強化事業
- ・ スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
- ・ 一時保護機能強化事業
- ・ 24時間・365日体制強化事業

などの積極的な活用を図られたい。

イ 請求書の様式等

裁判官への許可状の請求は書面により行う（別添4参照）。

なお、日没以降の夜間に臨検又は捜索を行う必要がある場合には、当該夜間執行について、併せて請求する必要があることに留意されたい。また、許可状の有効期間が超過し失効した場合であって、特にやむを得ない理由があるときは、裁判官に対し、許可状の再請求をすることができる。

許可状を請求する場合には、児童虐待防止法第9条の3第3項の規定により、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料等を添付することとされている。このため、以下を参考に、請求書に資料を添付して提出することとされたい。

なお、裁判官が、許可状を発し、又は許可状の請求を却下したときは、速やかに、許可状の請求書とともに添付資料も返還されることとなる。

(ア) 児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料

当該資料としては、近隣住民や保育所等の関係機関からの聞き取り調書、市町村における対応録の写し、児童相談所における記録（児童記録表その他の調査記録）などが考えられ

る。

なお、近隣住民等からの聞き取り調書については、供述者の署名押印があることが望ましいものの、供述者の署名押印のないものであっても、そのことだけの理由で資料から排斥されるものではない（この場合であっても聴取者の署名（記名）押印は必要である。）。

(イ) 臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料

当該資料としては、当該児童の住民票の写し、臨検しようとする住居の写真（可能な場合、子ども用の玩具・遊具や洗濯物など当該住居での児童の生活を示す写真を含む。）などが考えられる。

(ウ) 保護者が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査を拒むなどし、及び同法第9条の2の再出頭要求に応じなかったことを証する資料

当該資料としては、出頭要求や再出頭要求、立入調査の実施報告書の写しなどが考えられる。

(エ) その他

他に添付すべき資料としては、事案の概要を記した総括報告書、児童相談所長が都道府県知事等から権限委任を受けて許可状を請求する場合にはその根拠となる法令（地方自治法第153条第2項、各都道府県等で定める条例等）などが考えられる。

ウ 許可状の交付

許可状の請求を受けた裁判官は、臨検又は捜索に係る許可状発付の要件の有無を判断し、要件が具備されていると認められる場合には、都道府県知事等あてに許可状を交付することになる。

④ 処分を受ける者への許可状の提示

都道府県知事等は、当該許可状を臨検又は捜索を行う児童相談所の職員等に交付するとともに、当該児童相談所の職員等は、臨検又は捜索を行うに当たり、これらの処分を受ける者、すなわち臨検又は捜索の対象となる住居又は居所に実際に居住している者に提示しなければならない。

不在等のため処分を受ける者に許可状を示すことができないときは、児童虐待防止法第9条の9第1項又は第2項の規定により臨検又は捜索に立ち会う者に示さなければならない。

なお、処分に着手した後、処分を受ける者が現れたときは、その者に改めて許可状を示すのが適当である。

また、許可状の提示は、相手方に記載内容を閲覧・認識しうる方法でなされるべきであるが、相手方が閲覧を拒絶するときは、そのまま執行に着手することができる。

⑤ 関係者への身分証明証の提示

児童相談所の職員等は、児童虐待防止法第9条の3第1項による臨検若しくは搜索又は同条第2項による調査若しくは質問(以下「臨検等」)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

⑥ 責任者等の立ち会い

児童相談所の職員等は、臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。)又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

この場合において、これらの者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

なお、上記の所有者若しくは管理者又は同居の親族で成年に達した者が立ち会う場合であっても、手続の公正を担保する観点からは、当該臨検又は搜索に市町村等の地方公共団体の職員を立ち合わせることが適切である。

⑦ 臨検又は搜索に当たって可能となる処分等

ア 解錠その他必要な処分

児童相談所の職員等は、臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。この「その他必要な処分」の内容・方法は、児童の安全確認又は安全確保の目的のために必要最小限度において許容されるものであり、かつ、その手段・方法も社会通念上妥当なものである必要を記録し、第三者に示すために極めて有効と考えられる。

⑧ 夜間の執行の制限

臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの夜間にはしてはならない。

このため、夜間に臨検又は搜索をしようとするときは、裁判官へ許可状を請求する際、その旨も併せて請求する必要がある。

なお、許可状に夜間でも臨検又は搜索をすることができる旨の記

改正後

現行

載がない場合であっても、日没前に臨検又は捜索に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。

⑨ 警察への援助要請等

児童虐待防止法第9条第1項の立入調査と同様に、必要に応じ、児童や調査担当者に対する保護者等による加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、同法第10条の規定により、警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく適切な連携を行う。その際には、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変な対応をすべきである。

臨検又は捜索をするに当たって、錠をはずしその他必要な処分を行うことができることとされているが、これらの実力行使を伴う処分についても、警察官ではなく児童相談所の職員等が行うこととされていることから、十分な体制を整えるとともに、これらの行為についての保護者の抵抗もあり得ることから、児童や職員の安全に万全を期すためにも、警察との連携にも一層配慮されたい。

また、臨検、捜索等を円滑に実施するためには、同法第9条第1項の立入調査と同様に、あらかじめ身分証明証を児童相談所の職員等に交付しておくことが望ましい。

⑩ 記録のあり方

許可状の請求をしたときは、請求の手續、許可状発付後の状況等を記録する。また、臨検又は捜索をしたときは、児童相談所の職員等は、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

⑪ 都道府県知事等への報告

児童相談所の職員等は、臨検、捜索等を終えたときは、その結果を都道府県知事等に報告しなければならない。

都道府県知事等は、都道府県等の児童福祉審議会に、臨検若しくは捜索又はこれに伴う調査、質問の実施状況を報告しなければならない。

⑫ 不服審査、行政事件訴訟

臨検等に係る処分については、行政手続法上の不利益処分の手続は適用されず、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。）上の不服申立てをすることができないとされている。また、行政事件訴訟法第37条の4の規定による差止めの訴えも提起することができない。

改正後	現行
<p>(8) その他 略</p> <p>6. 記録及び社会診断 (1) 調査内容は正確、簡潔、客観的に児童記録票に記載し、資料の出所、日時等を明らかにする。<u>また、個別の手続ごとの記録の在り方については、本指針におけるそれぞれの項目の記述を参照されたい。</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>第4節 診断 略</p> <p>第5節 判定 1 略 2. 判定の方法 (1) 略 (2) <u>過去、警察の捜査状況をもって虐待はないと判断した事例があったが、警察の捜査は虐待の事実認定を行うものではないことから、警察と連携を図りつつも、児童相談所自らが実施する福祉的側面からの調査に基づき判定を行う必要があることに留意する。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>第6～7節 略 略</p> <p>第4章 援助 第1節 援助の種類 (1) 略 (2) 行政処分としての措置を行う場合には、保護者等は行政不服審査法第5条(児童相談所長が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求)又は第6条(都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に対する異議申し立て)に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、行政不服審査法第57条により保護者等に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならない。行政</p>	<p>(5) その他 略</p> <p>6. 記録及び社会診断 (1) 調査内容は正確、簡潔、客観的に児童記録票に記載し、資料の出所、日時等を明らかにする。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>第4節 診断 略</p> <p>第5節 判定 1 略 2. 判定の方法 (1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第6～7節 略 略</p> <p>第4章 援助 第1節 援助の種類 (1) 略 (2) 行政処分としての措置を行う場合には、保護者等は行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条(児童相談所長が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求)又は第6条(都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に対する異議申し立て)に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、行政不服審査法第57条により保護者等に対し、不服申立ての方法等について教示し</p>

改正後

処分としての措置は、原則として文書により通知する。

(3)～(4) 略

第2節 在宅指導等

2. 措置による指導

(1)～(5) 略

(6) 保護者等に対する指導について

ア 略

イ この場合において保護者が当該指導を受けないときは、都道府県知事等は、当該保護者に対し、当該指導を受けるよう勧告を行うことができることとされており、保護者指導の実効性を確保する観点から、当該勧告の活用について積極的に検討すべきである。

なお、都道府県知事等が、児童虐待を受けた子どもについて、施設入所等の措置の解除の可否を判断するに際しては、保護者に対する指導を行うこととされた児童福祉司の意見を聴くこととされている。

また、平成19年の児童虐待防止法の改正において、保護者への指導の実効性を高めるとともに、児童の心身の安全や適切な養育環境の確保を図る観点から、都道府県知事の勧告に従わない場合にはさらなる措置を講じていくことを明確化するため、同法第11条第3項の規定により、都道府県知事の勧告について、保護者が従わない場合において必要があると認めるときは、都道府県知事が一時保護、法第28条第1項の強制措置（入所・里親委託）その他の必要な措置を講ずる旨が明記された。

さらに、この措置を講じてもなお、保護者が勧告に従わない事例も想定されることから、児童相談所長は、児童虐待防止法第11条第3項の規定による勧告に保護者が従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、法第33条の6の規定による親権喪失宣告の請求を行うものとされた。

なお、保護者指導に係る詳細については、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年〇月〇日雇児総発第〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）も参考とされたい。

ウ 略

現行

なければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。

(3)～(4) 略

第2節 在宅指導等

2. 措置による指導

(1)～(5) 略

(6) 保護者等に対する指導について

ア 略

イ この場合において保護者が当該指導を受けないときは、都道府県知事等は、当該保護者に対し、当該指導を受けるよう勧告を行うことができることとされており、保護者指導の実効性を確保する観点から、当該勧告の活用について積極的に検討すべきである。

なお、都道府県知事等が、児童虐待を受けた子どもについて、施設入所等の措置の解除の可否を判断するに際しては、保護者に対する指導を行うこととされた児童福祉司の意見を聴くこととされている。

ウ 略

改正後	現行
<p>3 略</p> <p>第3節 里親</p> <p>1. 里親制度の意義 里親制度の意義は、家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図ることであり、児童相談所はその趣旨を十分理解し、本制度の積極的活用に努める。 特に、父母が死亡した子どもや、父母が長期にわたって行方不明である子ども等については、里親委託措置を積極的に検討する。</p> <p>2～3 略</p> <p>4. 里親による職業指導 (1) 略 (2) 里親による職業指導は、あくまでも子どもの自立を支援することを目的として行われなければならない。したがって、子どもの<u>労働力の搾取</u>があってはならない。したがって、児童相談所としては、<u>職業指導を行う里親の認定</u>や里親による職業指導を実施するかどうかの判断等を慎重に行うことはもちろん、里親が職業指導を行う場合には、<u>適宜</u>に職場を訪問するなどして子どもが置かれている状況等を常に把握し、子どもが里親や職場の他の者から不当な扱いを受けることのないよう十分注意する。</p> <p>5. 子どもの委託 (1)～(7) 略 (8) 委託後、何らかの事情で他の里親へ委託するなど、措置の内容を変更する場合には、子どもにとって精神的負担が大きく、<u>心的外傷体験を引き起こす危険性</u>があることから、子どもへの影響に十分配慮しつつ行うことが必要である。</p> <p>6～9 略</p>	<p>3. 訓戒、誓約措置 訓戒、誓約措置は子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すよう配慮する。</p> <p>第3節 里親</p> <p>1. 里親制度の意義 里親制度の意義は、家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための暖かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図ることであり、児童相談所はその趣旨を十分理解し、本制度の積極的活用に努める。 特に、父母が死亡した子どもや、父母が長期にわたって行方不明である子ども等については、里親委託措置を積極的に検討する。</p> <p>2～3 略</p> <p>4. 里親による職業指導 (1) 略 (2) 里親による職業指導は、あくまでも子どもの自立を支援することを目的として行われなければならない。<u>職業指導の名を借りた子どもの労働力搾取がなされるようなことがあってはならない</u>。したがって、児童相談所としては、<u>職業指導を行う里親の認定</u>や里親による職業指導を実施するかどうかの判断等を慎重に行うことはもちろん、里親が職業指導を行う場合には、こまめに職場を訪問するなどして子どもが置かれている状況等を常に把握し、子どもが里親や職場の他の者から不当な扱いを受けることのないよう十分注意する。</p> <p>5. 子どもの委託 (1)～(7) 略 (8) 委託後、何らかの事情で他の里親へ委託するなど、措置の内容を変更する場合には、子どもにとって精神的負担が大きく、<u>心的外傷体験になる危険性</u>があることから、子どもへの影響に十分配慮しつつ行うことが必要である。</p> <p>6～9 略</p>

改正後

10. その他

①～⑦ 略

⑧ 平成17年3月25日雇児福発第0325002号「里親家庭への保護を要する子どもの委託の促進について」

⑨ 平成18年4月3日雇児発0403001号「里親委託推進事業の実施について」

第4節 児童福祉施設入所措置、指定医療機関委託

1. 措置の決定等

(1) 児童福祉施設又は指定医療機関（以下この節において「児童福祉施設等」という。）への入所措置又は委託（以下この節において「措置」という。）は、一般に「相談～調査・診断～判定～（一時保護）～援助～終結」と続く一連の相談援助活動の一環であり、慎重な判断に基づき行う。

(2)～(6) 略

(7) 平成16年児童福祉法改正法により乳児院及び児童養護施設の年齢要件が見直され、乳児院については、「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」には幼児（概ね2歳未満の幼児に限定されない）を、児童養護施設については、「安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」には乳児を、それぞれ入所させることができることとされた。

乳児院における「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」の具体的な例としては、

ア 子どもに疾病や障害があり、引き続き乳児院で処遇することが適当であると判断される場合（疾病や障害の内容・程度に鑑み、医療機関や障害児施設において対応するのが適当な場合は除かれる。）

イ 保護者の家庭環境が整備され、ほどなく家庭に引き取られることが明らかな場合や、近々に里親委託や養子縁組成立が見込まれる場合

ウ きょうだいで別々の施設に措置することが子どもの福祉に反する場合

等のケアの連続性への配慮が求められる場合等が考えられ、児童養護施設における「安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」の具体的な例としては、

ア きょうだいで別々の施設に措置することが子どもの福祉に反する場合

イ 小学校就学後も家庭等に引き取られる見込みが極めて低い場合

現行

10. その他

①～⑦ 略

⑧ 平成18年4月3日雇児発0403001号「里親委託推進事業の実施について」

第4節 児童福祉施設入所措置、指定医療機関委託

1. 措置の決定等

(1) 児童福祉施設又は指定医療機関（以下この節において「児童福祉施設等」という。）への入所措置又は委託（以下この節において「措置」という。）は、一般に「相談～調査・診断～判定～（一時保護）～援助～終結」と続く一連の相談援助活動の一環であり、慎重な判定に基づき行う。

(2)～(6) 略

(7) 従来、乳児院は、乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の子どもを含む。）を、児童養護施設は、乳児を除く子どもをそれぞれ入所の対象としていたところであるが、乳児院に入所した児童がおおむね2歳を迎えると児童養護施設への措置変更を行わざるを得ず、愛着形成が重要な局面にある一方で、環境への適応能力が不十分な時期に生活環境の大きな変化を経験させることとなるため、子どもの健やかな成長に深刻な影響を及ぼす場合があることが指摘されていたところである。

このため、平成16年児童福祉法改正法により乳児院及び児童養護施設の年齢要件が見直され、乳児院については、「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」には幼児（概ね2歳未満の幼児に限定されない）を、児童養護施設については、「安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」には乳児を、それぞれ入所させることができることとされた。

乳児院における「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」の具体的な例としては、

ア 子どもに疾病や障害があり、引き続き乳児院で処遇することが適当であると判断される場合（疾病や障害の内容・程度に鑑み、医療機関や障害児施設において対応するのが適当な場合は除かれる。）

イ 保護者の家庭環境が整備され、ほどなく家庭に引き取られることが明らかな場合や、近々に里親委託や養子縁組成立が見込まれる場合

改正後

等のケアの連続性への配慮が求められる場合等が考えられる。

乳児院又は児童養護施設への入所又は継続入所の判断は、職員との愛着関係の形成状況を始めとする子どもの状況や家庭環境の状況、保護者や施設長の意見等を踏まえ、児童相談所長が総合的に判断すべきものであるが、上記のような具体的な例を含め、「子どもの最善の利益」に資すると考えられる場合に限り、乳児院への入所及び入所継続措置並びに児童養護施設への入所措置を行うこと。

なお、児童養護施設への乳児の措置については、

ア 看護師による適切なケアが受けられること

イ 乳児院で行われている養育の内容（定時の授乳やおむつ交換等）が行われること
に十分留意する。

(8) 子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、子どもや保護者に措置の理由等について十分な説明を行うとともに、入所させようとする児童福祉施設等の名称、所在地、施設の特徴、措置中の面会や通信の制限及び措置中の費用に関する事項について子どもや保護者に連絡する。また、子どもが有する権利や施設生活の規則等についても子どもの年齢や態様等に応じ懇切に説明するとともに、子ども自身がいつでも電話や来所等の方法により児童相談所に相談できることを連絡し、施設における苦情解決の仕組みや社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会への苦情の申し出などについても説明をする。

なお、これらの説明を行う場合には、当該施設等の写真やパンフレット等を活用するなど、わかり易い媒体手段を工夫するとともに、必要に応じ事前に子どもや保護者に当該施設等を見学させるなど、子ども、保護者の不安を軽減するための十全の配慮を行うこと。また、既に一部都道府県で行われているいわゆる「児童の権利ノート」の活用等も考えられること。

現行

ウ きょうだいで別々の施設に措置することが子どもの福祉に反する場合

等のケアの連続性への配慮が求められる場合等が考えられ、児童養護施設における「安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」の具体的な例としては、

ア きょうだいで別々の施設に措置することが子どもの福祉に反する場合

イ 小学校就学後も家庭等に引き取られる見込みが極めて低い場合等のケアの連続性への配慮が求められる場合等が考えられる。

乳児院又は児童養護施設への入所又は継続入所の判断は、職員との愛着関係の形成状況を始めとする子どもの状況や家庭環境の状況、保護者や施設長の意見等を踏まえ、児童相談所長が総合的に判断すべきものであるが、上記のような具体的な例を含め、「子どもの最善の利益」に資すると考えられる場合に限り、乳児院への入所及び入所継続措置並びに児童養護施設への入所措置を行うこと。

なお、児童養護施設への乳児の措置については、

ア 看護師による適切なケアが受けられること

イ 乳児院で行われている養育の内容（定時の授乳やおむつ交換等）が行われること
に十分留意する。

(8) 子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、子どもや保護者に措置の理由等について十分な説明を行うとともに、入所させようとする児童福祉施設等の名称、所在地、施設の特徴、措置中の面会や通信の制限及び措置中の費用に関する事項について子どもや保護者に連絡する。また、子どもが有する権利や施設生活の規則等についても子どもの年齢や態様等に応じ懇切に説明するとともに、子ども自身がいつでも電話や来所等の方法により児童相談所に相談できることを連絡し、施設における苦情解決の仕組みや社会福祉協議会に設置される運営適正化委員会への苦情の申し出などについても説明をする。

なお、これらの説明を行う場合には、当該施設等の写真やパンフレット等を活用するなど、わかり易い媒体手段を工夫するとともに、必要に応じ事前に子どもや保護者に当該施設等を見学させるなど、子ども、保護者の不安を軽減するための十全の配慮を行うこと。また、既に一部都道府県で行われているいわゆる「児童の権利ノート」の活用等も考えられること。

改正後

(9)～(14) 略

2. 入所中の援助

(1)～(5) 略

(6) 懲戒に係る権限の濫用や虐待等が疑われる場合

児童福祉施設の長は、監護・教育・懲戒に関し子どもの福祉のため必要な措置を採ることができるが、懲戒に関する権限については、あくまでも子どもの健全な育成のために認められているものであり、決して濫用されるようなことがあってはならない。

もとより、児童福祉施設の職員は、入所している子どもに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものであり、また、児童福祉施設の職員から虐待を受けた子どもは、法第25条の通告の対象となるものである。

入所している子どもやその保護者から、懲戒に係る権限の濫用や虐待等の訴え等があったときや法に基づく通告を受けたときには、あくまで客観的事実の把握に努め、事実に基づく対応をしなければならない。

その際、その子どもの最善の利益に配慮して適切なケアを行うこととし、必要に応じてその子どもの一時保護、措置変更を行うとともに、援助上の問題について施設に対し技術的助言、指導を行う。また、再発防止の観点から、必要に応じて児童福祉施設に対する指導権限を有する本庁と連携を図りつつ対応することが必要である。

なお、都道府県等の行った指導又は助言について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条の3第3項により、児童福祉施設は必要な改善を行わなければならないことが明示されている。

また、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき、苦情の解決に当たっては、都道府県等の本庁と緊密な連携を図るとともに、施設運営、法人運営について都道府県知事等が改善の勧告や事業の停止命令等の行政処分を検討する際には、児童相談所は子どもの権利擁護の観点から適切な対処に心掛ける。

(7) 削除

現行

(9)～(14) 略

2. 入所中の援助

(1)～(5) 略

(6) 懲戒に係る権限の濫用や虐待等が疑われる場合

児童福祉施設の長は、監護・教育・懲戒に関し子どもの福祉のため必要な措置を採ることができるが、懲戒に関する権限については、あくまでも子どもの健全な育成のために認められているものであり、決して濫用されるようなことがあってはならない。

もとより、児童福祉施設の職員は、入所してる子どもに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものであり、また、児童福祉施設の職員から虐待を受けた子どもは、法第25条の通告の対象となるものである。

入所している子どもやその保護者から、懲戒に係る権限の濫用や虐待等の訴え等があったときや法に基づく通告を受けたときには、あくまで客観的事実の把握に努め、事実に基づく対応をしなければならない。

その際、その子どもの最善の利益に配慮して適切なケアを行うこととし、必要に応じてその子どもの一時保護、措置変更を行うとともに、援助上の問題について施設に対し技術的助言、指導を行う。また、再発防止の観点から、必要に応じて児童福祉施設に対する指導権限を有する本庁と連携を図りつつ対応することが必要である。

なお、都道府県等の行った指導又は助言について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条の3第3項により、児童福祉施設は必要な改善を行わなければならないことが明示されている。

また、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律（平成12年法律第11号）の施行に伴い、苦情解決の仕組みが整備されたことから、問題の解決に当たっては、都道府県等の本庁と緊密な連携を図るとともに、施設運営、法人運営について都道府県知事等が改善の勧告や事業の停止命令等の行政処分を検討する際には、児童相談所は子どもの権利擁護の観点から適切な対処に心掛ける。

(7) 施設入所中の子どもに関する面会、電話、文書等への対応

① 入所している子どもに関する面会、電話、手紙等の文書等への対応については、法第47条第2項に規定する施設長の監護、教育、懲戒に係る権限に基づき行われるが、その子どもの人権に十分配慮しつつ、その福祉向上の観点から行われる必要がある。

② 児童虐待防止法第12条において、法第28条の規定により家庭裁判所

改正後

現行

(7) 面会・通信の制限

① 対象となる事例

児童虐待防止法第12条により、施設入所等の措置（法第27条第1項第3号の措置）が採られ、又は一時保護（法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護）が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び児童が入所する施設の長は、児童虐待を行った保護者に対し、児童との面会・通信を制限することができる。

② 制限する面会・通信の範囲

児童虐待防止法第12条第1項第1号の「面会」及び同項第2号の「通信」の内容はそれぞれ次のとおりである。

ア 面会

例えば、児童が保護されている住所、居所（児童相談所、一時保護所、施設、里親宅）等に対する訪問、押しかけ等がこれに該当する。

イ 通信

の承認のもと保護者の意に反して入所した子どもについては、子どもに対する保護者の監護権や居所指定権などの親権が制限されており、児童相談所長又は施設長は面会又は通信の制限ができることとされている。

③ 親権を行う者の同意のもとに入所している子どもについて、子どもにとって最善の方法として面会や電話などを控える必要がある場合については、その必要のあることを説明する。それでも納得せず強引に面会を強要し、入所についての同意を撤回する等の場合には、施設長の連絡により、児童相談所長は、入所中であっても一時保護委託に切り替え、法第28条の規定に基づく申立てを行い、家庭裁判所の決定によって再度入所の措置をとる。

児童虐待防止法第12条の2においても、児童虐待を受けた子どもについて親権を行う者の同意のもとに施設入所等の措置が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつ、これを認めた場合には再び児童虐待が行われ、又は児童虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができることが規定されている。

改正後

現行

例えば、児童が保護されている住所、居所（児童相談所、一時保護所、施設、里親宅）等に対する手紙、FAX、宅配便等の送付、電話、電子メール等がこれに該当する。

③ 面会・通信制限の位置付け及び制限の方法等

ア 面会・通信制限の位置付け

児童虐待防止法上、児童相談所長、施設長のいずれもが面会・通信を制限することができることとされているが、当該制限は行政処分に該当すると考えられることから、行政手続法等の対象となるものである。面会・通信制限については、児童虐待防止法第12条に基づく行政処分としての位置づけを持たず「指導」として行うものもあり得ることから、行政処分又は指導のどちらの位置づけで行うべきかについて実状に応じて判断し、対応する。

イ 制限の方法

行政処分としての面会・通信制限を行うときは、行政手続法第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会を付与することが必要とされているとともに、同法第14条、第29条第1項及び第30条の規定により、書面により、根拠条項、処分の要件に該当する原因となる事実等の処分の理由を提示することが必要とされている。ただし、後述するような夜間等の緊急の場合に当該制限を行う場合には、同法第13条第2項第1号の規定により、弁明の機会の付与の手続を省略して差し支えない。

なお、強制入所等（法第28条の規定による施設入所等の措置をいう。以下同じ。）の事案であって、児童虐待防止法第12条の4による接近禁止命令を発する可能性のあるものについては、本法の規定に基づき行政処分として面会及び通信の全部を制限していることが、同命令を発する要件とされていることを十分考慮されたい。

施設長が、指導にとどまらず、児童虐待防止法第12条の規定により行政処分として面会・通信制限を行うことについては、

- ・ 一般的には、児童相談所長が当該制限を行うことで足りると考えられること
- ・ 面会・通信の全部が制限されていることが同法第12条の4第1項の規定による罰則を伴う接近禁止命令の要件となること等から慎重になされるべきであり、当該制限の必要がある場合には、児童相談所長がこれを行う。

しかしながら、児童が施設に保護されている場合であって、夜

改正後

現行

間等で児童相談所長が行政処分としての制限を行う暇のない緊急の事例に該当するときは、必要に応じて、施設長が短期間の期限を設定し、書面により行政処分としての制限を行うこと（別添7参照）。ただし、当該書面において、当該面会・通信制限の要件に該当する事実など面会・通信制限の処分の理由を正確に把握し、記述する時間的余裕がない場合には、行政手続法第14条の規定により、事後、相当の期間内に、これを書面で示すことが必要とされている。

施設長が行政処分としての制限を行った場合、施設長は、事後速やかに児童相談所長に、児童虐待防止法第12条第2項の規定に基づき、当該制限を行うに至った経緯、理由、状況等を書面により通知することとし、これを受けて、児童相談所長は、施設長により設定された面会・通信制限の期限を踏まえつつ、当該制限を継続する必要があるれば、保護者に対し弁明の機会を付与した上で、書面により制限を行う。

児童相談所長は、施設に入所している児童に係る面会・通信制限の実施又は解除を行うに当たっては、施設長又は里親と十分協議し、その意見を踏まえた上で、これを行うこととするともに、当該制限の実施又は解除を行った場合、その旨を当該施設長又は里親に連絡する。

また、児童相談所長は、制限の実施又は解除を行った場合、都道府県知事にその旨を通知する。施設長から制限の実施又は解除を行った旨の通知があったときも、同様に都道府県知事に通知する。

ウ 面会・通信制限の決定通知書の記載事項

面会・通信制限の決定通知書には、次の事項を記載する（別添5参照）。

(ア) 制限を行う根拠及び制限事項

児童虐待防止法第12条第1項に基づき、同項第1号及び第2号に掲げられた面会又は通信の行為の全部又は一部について制限する旨を記載する。

(イ) 制限を受ける者

制限を受ける者の住所、氏名、生年月日を記載する。

(ウ) 制限する理由

当該制限を行う理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。

改正後

現行

(エ) 対象となる児童

児童の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。

なお、保護者が児童の保護先を知らず、児童を保護するため必要な場合は、児童の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。

(オ) 連絡先住所、電話番号等

制限を行う児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

(カ) 注意事項

行政不服審査法上の不服申立てができる旨及び申立先等を教示する。

④ 面会・通信制限の解除

ア 解除の検討

面会・通信制限については、その必要性がないと認める場合には、速やかに当該制限を解除することとし、少なくとも概ね6ヶ月ごとに、当該制限の必要性について検討する。

イ 解除の方法

面会・通信制限を行政処分として実施する場合、手続の適正を担保するため、当該処分の解除については、書面で保護者に通知する。

なお、後述する接近禁止命令を発出している場合に、当該面会・通信制限を解除したときは、接近禁止命令の効力が失われることとなることに十分留意する。また、③のイの記載どおり、制限を解除した場合、その旨を都道府県知事に通知する。施設長から制限を解除した旨の通知があったときも同様とする。

ウ 面会・通信制限の解除決定通知書の記載事項

面会・通信制限の解除決定通知書には、次の事項を記載する(別添6参照)。

(ア) 制限を行った根拠及び解除される制限事項

児童虐待防止法第12条第1項に基づき、同項第1号及び第2号に掲げられた面会又は通信の行為の全部又は一部について行った制限について、解除する旨を記載する。

(イ) 制限を受けている者

制限を受けている者の住所、氏名、生年月日を記載する。

(ウ) 制限を解除する理由

改正後

現行

当該制限を解除する理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。

(エ) 対象となる児童

児童の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。

なお、保護者が児童の保護先を知らず、児童を保護するため必要な場合は、児童の住所又は住所の記載を省略することとして差し支えない。

(オ) 連絡先住所、電話番号等

制限を解除する児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

⑤ 児童の住所又は居所の非開示

強制入所等が採られ、又は一時保護が行われている場合において、保護者に対して児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は児童の保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は児童の住所又は居所を明らかにしないものとされている。

非開示の方法に特段の規制はないが、事後の紛議等に備え、通知した年月日、当該処分の理由等を必ず記録する。

(8) 接近禁止命令

都道府県知事等は、児童に強制入所等の措置を行った場合であって、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止を命令できる。

また、保護者が当該禁止命令に違反した場合、児童虐待防止法第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとされている。

① 接近禁止命令の要件

次のいずれにも該当することが要件とされている。

ア 強制入所等が採られていること。

イ 児童虐待防止法第12条第1項に基づき、児童との面会及び通信の全部が制限されていること。

ウ 児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認められること。

② 聴聞手続

接近禁止命令を発する場合には、児童虐待防止法第12条の4第2項の規定により、聴聞を行わなければならないとされている。

聴聞は、都道府県知事等が、行政手続法第3章第2節の規定に従

改正後

現行

って行うものであるが、具体的な手続については、同法の規定によるほか、各自治体の聴聞規則等に基づいて行う。

③ 接近禁止命令の手法等

ア 接近禁止命令の内容

(ア) つきまとい

「児童の身辺につきまとい」とは、保護者がしつこく児童の行動に追随することをいう。

(イ) はいかい

「はいかい」とは、保護者が理由もなく児童の住居などその通常所在する場所の付近をうろつくことをいう。

この「はいかい」については、児童の住所若しくは居所、学校等のほか、通学路など児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路の付近についても行ってはならないとされている。また、児童本人が不在の場合であっても、その通常所在する場所の付近をはいかいすることは、具体的事実関係にもよるが、接近禁止命令に違反すると考えられる。

なお、「その通常所在する場所」については、保護者がはいかいをした時点において、その場所に児童が通常所在するかどうかによって、判断されると考えられる。

イ 期間設定の考え方

(ア) 期間

接近禁止命令は、6月を超えない期間を定めて行うこととされている。この場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条に規定する保護命令では、一律6月の期間設定がなされているが、児童虐待防止法においても、基本的に、命令の期間を6月と設定する。

ただし、保護者との関係、児童の状態等を慎重に判断した上で、接近禁止命令の必要性がなくなったと認められる場合には、6月未満で解除することも考えられる。

命令の具体的な期間の設定については、その始期及び終期を定めることによりこれを行うこととし、その始期は命令書の作成日付と同日とする。また、6月の計算に当たっては、初日を算入する。

有効期間は、児童の保護のため特に必要がある場合には、6月を超えない期間を定めて更新することができる。とされている

改正後

現行

が、この場合においても、聴聞の手続を経たうえで、再度命令を発する必要がある。

(イ) 命令の効力

命令は、保護者が命令を受けた時点でその効力を生じ、(ア)の期間の末日の経過をもってその効力を失う。

ウ 命令書の交付方法

接近禁止命令を行うときは、エで定める必要事項を記載した命令書を交付しなければならない。これは、命令に係る期間を更新する場合も同様である。

命令書は、命令を受ける保護者を呼び出して、直接交付することを原則とし、呼び出しに応じない場合は、保護者を訪問し、直接交付すること。その際には、命令を受ける保護者に対して、接近禁止命令に違反した場合には処罰されることがある旨を説明するとともに、できる限り命令書の受領書を徴する。

また、職員が保護者を訪問し命令書を直接交付しようと努めても、保護者が職員との接触を避けることなどにより、やむを得ずこれを行うことができない事例については、第3章第3節5(4)イに定める保護者が呼びかけに全く応じないような事例に係る出頭要求の告知書の取扱いと同様に、命令書を郵便受箱等の適切な箇所に差し入れ、その状況を写真等で記録するとともに、事前の電話連絡若しくは玄関先での呼びかけ又は当該命令書が含まれる旨の封筒への記載を行う。

なお、命令書の交付の状況（命令書の受取りを拒否された場合を含む。）については、必ず報告書を作成し、記録を保管する。

エ 命令書の記載事項、様式

命令書には、次の事項を記載する（別添8参照）。

(ア) 命令を行う根拠

命令を行う法令上の根拠を記載する。

(イ) 命令を受ける者

命令を受ける者の住所、氏名、生年月日を記載する。

(ウ) 命令の内容

児童虐待防止法第12条の4に基づく当該命令の内容として、都道府県知事等が特に必要と認める場合を除き、アのつきまとい又ははいかいをしてはならない旨を命じること。

(エ) 命令をする理由

命令をする理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得ない

改正後

現行

ときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。

(オ) 命令の有効期間

命令の有効期間を記載する。

(カ) 対象となる児童

児童の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。

なお、保護者が児童の保護先を知らず、児童を保護するため必要な場合は、児童の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。

(キ) 連絡先住所、電話番号等

制限を行う児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

(ク) 注意事項

本命令（命令に係る期間が更新された場合の当該命令を含む。）に違反した場合、児童虐待防止法第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあることを明記しておく。

また、行政事件訴訟法の取消訴訟を提起することができる旨等を教示する。

④ 接近禁止命令の効力を失う場合

接近禁止命令の要件たる強制入所等の措置が解除、停止又は他の措置への変更がされた場合や、児童虐待防止法第12条第1項の面会・通信制限の全部又は一部が行われなくなった場合、当該命令はその効力を失うこと等とされている。

⑤ 接近禁止命令の必要性がなくなった場合の取消し方法

接近禁止命令をした場合において、その必要性がなくなったと認めるときは、当該命令を取り消すことが必要とされており、この場合、書面によりこれを行う。

命令の取消書においては、次の事項を記載する（別添9参照）。

ア 命令を取り消す根拠

命令を取り消す根拠法を記載する。

イ 命令を取り消される者

命令を取り消される者の住所、氏名、生年月日を記載する。

ウ 命令の内容

児童虐待防止法第12条の4に基づく当該命令の内容を記載する。

エ 命令を取り消す理由

命令を取り消す理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得な

改正後

現行

いときは、適宜の用紙に記載の上、添付して差し支えない。

オ 対象となる児童

児童の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。

なお、保護者が児童の保護先を知らず、児童を保護するため必要な場合は、児童の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。

カ 連絡先住所、電話番号等

取消しを行う児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

⑥ 命令発出後の警察等関係機関との連携

ア 警察との連携

要保護児童対策地域協議会などの場を活用して、接近禁止命令違反認知時の対応等について協議を行っておく。

警察の対応窓口については、児童の住所又は居所を管轄する都道府県警察本部少年担当課とし（指定都市、児童相談所設置市における場合も含む。）、緊急時の対応、相互の連携体制、接近禁止命令違反の認知の際の対応等に関して、必要な事項を協議しておくとともに、命令を発出し、又は命令を取り消した場合には、その旨を連絡する。

また、特に、児童が里親宅にいる場合には、児童虐待防止法第12条第3項の規定により児童の住所又は居所を非開示とするなど、必要に応じて里親の住所、氏名等が児童虐待を行った保護者に認知されないよう万全を期すとともに、保護者による里親等への加害行為が予想される事例については、パトロールの強化等必要な措置を依頼しておく。

イ 学校等関係機関との連携

児童が通学、通園する学校、幼稚園等への保護者の訪問、通学路等の付近のはいかいも想定されることから、学校等関係機関に対し、当該児童の保護者に接近禁止命令が発せられている旨及びその内容を説明するとともに、接近禁止命令違反を認知した場合の対応等を、あらかじめ十分協議しておく。また、必要に応じて、市町村、児童委員等関係機関の協力も得ることとする。

ウ 都道府県をまたぐ場合の措置

施設入所等の措置を行った場合で、措置を行った児童相談所を管轄する都道府県と異なる都道府県内に児童を保護する際には、児童の住所又は居所が管轄を超えることとなるため、当該措置を

改正後

現行

行った児童相談所長は、都道府県主管課（指定都市、児童相談所設置市においてはそれぞれの主管課。以下このウにおいて同じ。）に報告し、同主管課は児童の住居又は居所を管轄する都道府県主管課に当該接近禁止命令の内容、児童及び保護者の氏名等について連絡する。

また、連絡を受けた児童の住所又は居所を管轄する都道府県主管課は、児童の住所又は居所を管轄する都道府県警察本部少年担当課と、緊急時の対応、相互の連携体制、接近禁止命令違反認知時の際の対応等に関して、必要な事項を協議しておく。

また、上記の場合、警察以外の関係機関との連携も必要となることから、措置を行った児童相談所と現に児童が入所している施設等の所在地を管轄する児童相談所において、当該関係機関の連携について協議し、その結果を踏まえ、原則として後者の児童相談所がイの対応を行う。

エ 命令違反認知時の措置

保護者による命令違反を認知した場合は、速やかに警察に通報する。その際、保護者がつきまとい、はいかいをした状況をできる限り記録・証拠化しておく。

(9) 同意入所等の場合の一時保護等

児童虐待防止法第12条の2第1項の規定により、同意入所等（施設入所等の措置であって、法第28条の規定によるものを除く。以下同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が児童の引渡しを求め、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。

児童虐待防止法第12条の3の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、同法第12条の2と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。

なお、一時保護をしている子どもについては、児童虐待防止法第12条に基づき保護者に対する面会・通信の制限が可能であるが、家庭裁判所に対し法第28条第1項の規定に基づく承認に関する審判を申し立

なお、一時保護をしている子どもについて、家庭裁判所に対し法第28条第1項の規定に基づく承認に関する審判を申し立てた場合は、家庭裁判所は、審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生

改正後

現行

て、かつ、児童虐待防止法第12条第1項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童の保護のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、特別家事審判規則第18条の2の規定による審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において子どもの身辺につきまとい、又は子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該子どもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいすることを禁止することができるので、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、本保全処分の申立てを検討する。

ずるまでの間、保護者について子どもとの面会又は通信を制限することができるので、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、本保全処分の申立てを検討する。

3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

(1) 基本的事項

(1) 基本的事項

ア 略

ア 略

イ 特に、措置の解除等について、保護者と子どもとの意向が異なる可能性がある場合には、子ども本人と面接し、その意向を聴取する等実情を十分調査する必要がある。その際、子どもの措置の解除等の後の援助についても十分考慮し、保護者、児童福祉施設等、福祉事務所等の長等と調整する必要がある。

イ 特に、措置の解除等について、保護者と子どもとの意向が異なる可能性がある場合には、子ども本人と面接し、その意向を聴取する等実情を十分調査する必要がある。その際、子どもの措置の解除等の後の援助についても十分考慮し、保護者、児童福祉施設等、福祉事務所等の長等と調整する必要がある。

児童虐待を理由として施設に入所した場合には、措置の解除に当たって、虐待を行った保護者に対する指導の進捗状況を踏まえて判断する必要がある。このため、その措置の解除に当たっては、保護者の状況が十分改善しているかどうかを勘案する観点から、都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとされた（児童虐待防止法第13条）。

児童虐待を理由として施設に入所した場合には、措置の解除に当たって、虐待を行った保護者に対する指導の進捗状況を踏まえて判断する必要がある。このため、その措置の解除に当たっては、保護者の状況が十分改善しているかどうかを勘案する観点から、実際に指導を行った児童福祉司等の意見を聴取しなければならないこととされている（児童虐待防止法第13条）。

なお、その詳細については、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年〇月〇日雇児総発第〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考とされたい。

ウ～オ 略

ウ～オ 略

(2)～(5) 略

(2)～(5) 略

4～5 略

4～5 略

改正後

現行

第5～6節 略

第7節 家庭裁判所送致

1. 法第27条第1項第4号の規定に基づく送致

(1)～(2) 略

(3) 家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる例として以下に掲げる場合がある。

① 略

② 児童自立支援施設入所児童等を少年法第24条第1項第3号の保護処分により少年院に入院させることが相当と認められる場合

③ 略

(4) 略

(5) (前略) このため、児童相談所においては、事件を家庭裁判所へ送致したかどうか等の結果について警察に直ちに通知 (別添10) することが必要である。

2 略

第8節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て

1. 法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立て

(1)～(5) 略

(6) この承認 (措置の期間の更新に際しての承認を含む。) は家事審判法 (昭和22年法律第152号) 第9条第1項甲類に規定する事項とみなされるから、申立てをするには家事審判規則 (昭和22年最高裁判所規則第15号) 第2条及び特別家事審判規則 (昭和22年最高裁判所規則第16号) 第18条の規定に従い、申立ての趣旨及び事件の実情、法第27条第1項第3号の措置が適切である理由やその子どもに係る援助指針、施設入所後の自立支援計画などの書類 (措置期間の更新の場合は保護者指導の効果 (これまでの保護者指導措置の経過や保護者の現状等) などを明らかにする書類を含む。) とともに、証拠書類がある場合にはそれも添えて子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して行う。(後略)

(7)～(11) 略

2. 親権喪失宣告の請求及び保全処分 (親権者の職務執行停止及び職務代行者選任) の申立て

(1)～(3) 略

第5～6節 略

第7節 家庭裁判所送致

1. 法第27条第1項第4号の規定に基づく送致

(1)～(2) 略

(3) 家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる例として以下に掲げる場合がある。

① 略

② 14歳以上の児童自立支援施設入所児童等を少年法第24条第1項第3号の保護処分により少年院に入院させることが相当と認められる場合

③ 略

(4) 略

(5) (前略) このため、児童相談所においては、事件を家庭裁判所へ送致したかどうか等の結果について警察に直ちに通知 (別添様式) することが必要である。

2 略

第8節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て

1. 法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立て

(1)～(5) 略

(6) この承認 (措置の期間の更新に際しての承認を含む。) は家事審判法 (昭和22年法律第152号) 第9条第1項甲類に規定する事項であるから、申立てをするには家事審判規則 (昭和22年最高裁判所規則第15号) 第2条及び特別家事審判規則 (昭和22年最高裁判所規則第16号) 第18条の規定に従い、申立ての趣旨及び事件の実情、法第27条第1項第3号の措置が適切である理由やその子どもに係る援助指針、施設入所後の自立支援計画などの書類 (措置期間の更新の場合は保護者指導の効果 (これまでの保護者指導措置の経過や保護者の現状等) などを明らかにする書類を含む。) とともに、証拠書類がある場合にはそれも添えて子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して行う。(後略)

(7)～(11) 略

2. 親権喪失宣告の請求及び保全処分 (親権者の職務執行停止及び職務代行者選任) の申立て

(1)～(3) 略

改正後

現行

- (4) なお、親権喪失宣告の請求についての審判があるまでの間、緊急に児童等を保護する必要がある場合には、家事審判規則第74条第1項に基づく審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立てを検討する。
- (5) この申立ては本来の親権喪失宣告事件が審理される家庭裁判所に所定の様式によって児童相談所長名で行う。この際、申立ての趣旨及び実情として、親権の濫用又は著しく不行跡である状況を明らかにするとともに、緊急に親権を停止し子どもの安全を確保することの必要性を明らかにし、それを証明する書類がある場合にはそれを添付する。
- (6) 児童虐待防止法第11条第5項の規定により、児童相談所長は、同法第11条第3項の規定による勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、法第33条の6の規定による親権喪失宣告の請求を行うものとされている。このため、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年〇月〇日雇児総発第〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）も踏まえつつ、適切に親権喪失宣告の請求を行う。

- (4) なお、親権喪失の審判があるまでの間、緊急に児童等を保護する必要がある場合には、家事審判規則第74条第1項に基づく審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立てを検討する。
- (5) この申立ては本来の親権喪失事件が審理される家庭裁判所に所定の様式によって児童相談所長名で行う。この際、申立ての趣旨及び実情として、親権の濫用又は著しく不行跡である状況を明らかにするとともに、緊急に親権を停止し子どもの安全を確保することの必要性を明らかにし、それを証明する書類がある場合にはそれを添付する。

3. 未成年後見人選任・解任の請求

(1) 未成年後見人選任

- ① 未成年後見人選任の請求は、親権を行う者及び未成年後見人がいない場合又はこれらの者が権限を行使することが事実上不可能なときの2つの場合に行う。
- ② これらに該当する児童等を単に保護する場合には選任を請求する必要はないが、特に財産管理の必要がある場合、養子縁組等の法律行為を行う場合には請求を行う。
- ③ この請求は、以下のように行う。なお、未成年後見人の選任の請求は、親権喪失宣告の請求と併せて行われることもあり得るが、その場合、必ずしも同時期にこれらの手続を進めることが求められているわけではないことから、事態の緊要度などを総合的に考慮した上で、親権喪失宣告の請求後の適切な時期に未成年後見人選任の請求を行われたい。

ア 申立権者

民法第840条の規定によって、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任することになるが、ここでは法第33条の7の規定により、児童相

3. 未成年後見人選任・解任の請求

(1) 未成年後見人選任

- ア 未成年後見人選任の請求は、親権を行う者及び未成年後見人がいない場合又はこれらの者が権限を行使することが事実上不可能なときの2つの場合に行う。
- イ これらに該当する児童等を単に保護する場合には選任を請求する必要はないが、特に財産管理の必要がある場合、養子縁組等の法律行為を行う場合には請求を行う。
- ウ この請求は、後見される児童等の住所地を管轄する家庭裁判所に所定の様式によって児童相談所長名で行う。

改正後

現行

談所長が申立てを行うことを想定している。

イ 申立ての対象となる家庭裁判所

未成年後見人の選任請求に係る児童の住所地の家庭裁判所に申立てを行うものとされている。

ウ 申立書の記載事項

申立書には、次の事項を記載する。

(ア) 申立人（児童相談所長）の氏名、職名、児童相談所の所在地及び連絡時に用いる電話番号

(イ) 事件本人（児童）の本籍、住所、氏名

(ウ) 申立ての趣旨及び実情

(エ) 取扱経緯

(オ) 未成年後見人候補者

(カ) その他必要な事項

なお、次の(2)の制度で想定されている事例等においては、未成年後見人候補者は、これを探しても見つからなかった場合、空欄にして申立てを行うことができる。この場合においては、候補者を探したが見つからなかった旨等の対応記録を明示した理由書を添付する。

エ 添付書類

次の資料を添付する。

(ア) 事件本人（児童）の戸籍謄本及び住民票の写し

(イ) 児童相談記録その他の調査記録

(ウ) 未成年後見人の候補者の戸籍謄本等又は未成年後見人の候補者を掲げることができないことに係る上記ウ(オ)の理由書

(エ) 関係者の陳述書

(オ) その他申立書の内容を補完する資料

(2) 未成年後見人請求の間の親権の代行

平成19年の児童福祉法の改正により、法第33条の7第2項の規定により、児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされている児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされた。この具体的な取扱いについては、次のとおりとされた。

① 想定される事例

未成年後見人の選任の請求がなされている児童であって、親権を行う者又は未成年後見人がおらず、施設入所中ではない事例を対象として想定している。具体的には、

改正後

現行

ア 児童に多額の財産があり、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合
 イ 親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、医療行為が必要となり、児童相談所長が医療行為の同意をする必要がある場合
 などが想定される。

② 縁組承諾に係る都道府県知事等の許可手続

児童相談所長が、未成年後見人の選任請求がなされている児童に対して親権を行っている場合に、縁組の承諾をしようとするときは、都道府県知事等の許可を得る必要があるとされている。このため、以下の事項を具し、都道府県知事等に対し許可の申請を行う。

- ア 養子にしようとする児童の本籍、氏名、年令及び性別
- イ 養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年令、性別及び職業
- ウ 養親になろうとする者の家庭の状況
- エ 縁組を適当とする理由
- オ 養子及び養親の戸籍謄本
- カ その他必要と認める事項

都道府県知事等は、縁組承諾の申請を受理したときは、当該縁組が適当であるかどうかを調査して、速やかに、許可の決定を行い、かつ、その旨を書類をもって通知しなければならない。

(3) 略

第5章 一時保護

第1～2節 略

第3節 一時保護所の運営

1～6 略

7. 子どもに関する面会、電話、文書等への対応

(1) 略

(2) 保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権を行う者又は未成年後見人の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされている（昭和36年6月30日児発第158号）。

また、児童虐待防止法第12条の規定により、一時保護及び同意入所の場合にも、強制入所等の措置の場合と同様に、児童相談所長等は、児童

(2) 略

第5章 一時保護

第1～2節 略

第3節 一時保護所の運営

1～6 略

7. 子どもに関する面会、電話、文書等への対応

(1) 略

(2) 保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権を行う者又は未成年後見人の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされていることから（昭和36年6月30日児発第158号）、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。

また、一時保護している子どもについて、家庭裁判所に対し法第28条

改正後

虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができるものとされた。あわせて、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は児童の保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は児童の住所又は居所を明らかにしないものとされた。

このため、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。

なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼するのが適当である。

(3) 略
8～10 略

第4～5節 略

第6章 事業に係る留意事項

第1～2節 略

第3節 児童虐待防止対策支援事業

1 略
2. 事業内容
(1) 略

(2) 法的対応機能強化事業

保護者からの反発や暴力を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士、警察官OB等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるものとする。なお、弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うものとする。

イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うものとする。または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

現行

第1項の規定に基づく承認に関する審判を申し立てた場合は、家庭裁判所は、審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について子どもとの面会又は通信を制限することができるので、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、本保全処分の申立てを検討する。

なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼するのが適当である。

(3) 略
8～10 略

第4～5節 略

第6章 事業に係る留意事項

第1～2節 略

第3節 児童虐待防止対策支援事業

1 略
2. 事業内容
(1) 略

(2) 法的対応機能強化事業

保護者からの反発や暴力を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるものとする。なお、弁護士等の役割は以下のとおり。

ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うものとする。

イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うものとする。

改正後

現行

(3) スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

高度な専門性をもった学識経験者や警察官〇Ｂ等の実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。なお、学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図るものとする。

ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、援助困難事例における会議や死亡事例検証委員会等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

(4) 一時保護機能強化事業

一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である児童指導員〇Ｂ、教員〇Ｂ、警察官〇Ｂ、看護師及び心理士などによる一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価（アセスメント）を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、次に掲げるいずれかの業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。

ア～エ 略

オ 疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応

(5) 24時間・365日体制強化事業

児童相談所は、児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援するこ

(3) スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

高度な専門性をもった学識経験者や実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。なお、学識経験者等の役割は以下のとおり。

ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図るものとする。

ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、援助困難事例における会議や死亡事例検証委員会等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

(4) 一時保護機能強化事業

一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である児童指導員〇Ｂや教員〇Ｂなどによる一時保護対応協力員を配置し、的確な実態把握・評価（アセスメント）を行い、子どもに適切な支援、教育、心理治療を実施し、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、次の業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。

ア～エ 略

(5) 24時間・365日体制強化事業

児童相談所は、児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援するこ

改正後

とを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るため、24時間・365日体制対応協力員を配置するものである。

ア 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB職員、警察官OB等の非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。

イ 略

3 略

第4～8節 略

第7章 各種機関との連携

第1節 各種機関との連携の重要性

(1)～(4) 略

(5) このため、平成16年児童福祉法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができることとされ、さらに平成19年の児童福祉法改正により、当該協議会の設置が努力義務とされたところである。

(6)～(10) 略

第2節 市町村との関係

1 略

2. 個別的事項

(1)～(8) 略

(9) 平成19年の児童福祉法改正により、市町村長は、児童虐待防止法第8条の2の出頭要求、同法第9条第1項の立入調査又は法第33条の一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事等又は児童相談所長に通知するものとされたが、当該通知があった場合においても、適切な対応を講ずる必要がある。

なお、都道府県知事等は、当該通知に係る措置の実施状況について、

現行

とを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るため、24時間・365日体制対応協力員を配置するものである。

ア 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術を有した児童相談所OB職員または民間団体やボランティア活動を通じ相談援助活動経験のある非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。

イ 略

3 略

第4～8節 略

第7章 各種機関との連携

第1節 各種機関との連携の重要性

(1)～(4) 略

(5) このため、平成16年児童福祉法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができることとされた。

(6)～(10) 略

第2節 市町村との関係

1 略

2. 個別的事項

(1)～(8) 略

改正後

都道府県児童福祉審議会に報告しなければならないこととされている。

第3節 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

1. 制度の趣旨

(1) 略

(2) このため、平成16年児童福祉法改正法において、

- ① 地方公共団体は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（「子どもを守る地域ネットワーク」。以下、「協議会」という。）を設置できることとし、
- ② この協議会に、その運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関（要保護児童対策調整機関）を置くこととし、
- ③ さらに、協議会の構成員に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、協議会は、関係機関等に対して情報の提供等の必要な協力を求めることができることとされた。

(3) また、平成19年の児童福祉法の改正において、協議会の設置が努力義務化されたことから、児童相談所としても一層その設置に向けた支援を行う必要があることに留意されたい。

2 協議会の運営

(1) 設置主体

協議会の設置主体は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体である。協議会は、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に置いていることから、基本的には住民に身近な市町村が設置主体となると考えられるが、地域の実情に応じ、複数の市町村が共同で設置することも考えられる。

なお、複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。

このように市町村が設置主体となる協議会については、児童相談所は、その構成員として参画し、個別ケースの見立てを行うなど、市町村の後方支援を行うことが期待される。

一方、都道府県等が設置主体となる協議会については、自らが、3に定める要保護児童対策調整機関になるなど、中心的な役割を果たすことが期待される。

(2)～(4) 略

現行

第3節 要保護児童対策地域協議会

1. 制度の趣旨

(1) 略

(2) このため、平成16年児童福祉法改正法において、

- ① 地方公共団体は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（以下、「協議会」という。）を設置できることとし、
- ② この協議会に、その運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関（要保護児童対策調整機関）を置くこととし、
- ③ さらに、協議会の構成員に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、協議会は、関係機関等に対して情報の提供等の必要な協力を求めることができることとされた。

2 要保護児童対策地域協議会の運営

(1) 設置主体

協議会の設置主体は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体である。協議会は、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に置いていることから、基本的には住民に身近な市町村が設置主体となると考えられるが、地域の実情に応じ、複数の市町村が共同で設置することも考えられる。

なお、複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。

このように市町村が設置主体となる要保護児童対策地域協議会については、児童相談所は、その構成員として参画し、個別ケースの見立てを行うなど、市町村の後方支援を行うことが期待される。

一方、都道府県等が設置主体となる要保護児童対策地域協議会については、自らが、3に定める要保護児童対策調整機関になるなど、中心的な役割を果たすことが期待される。

(2)～(4) 略

改正後

3～5 略

第4～11節 略

第12節 弁護士、弁護士会との関係

(1) 平成16年児童福祉法改正法により、保護を必要とする子どもに関する司法関与が強化され、また、平成19年の児童虐待防止法の改正による臨検又は捜索の制度等の導入など、児童家庭相談活動を行うに際して法的な対応が必要となる場面は増えてきている。

(2)～(3) 略

第13節 略

第14節 警察との関係

1～5 略

6. 虐待事例等における連携

(1)～(2) 略

(3) 立入調査、臨検又は捜索等における連携

立入調査、臨検又は捜索等に当たっては、必要に応じ、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、児童虐待防止法第10条により警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変に対応しなければならない。

なお、警察署長への援助の依頼については、緊急の場合を除き、行政組織を一体的に運営し、子どもの保護の万全を期する観点から、事前に文書により行うことを原則とする。

(4)～(6) 略

(7) 児童虐待防止法第10条の「必要があると認めるとき」とは、児童相談所長等による立入調査、臨検又は捜索、一時保護等の職務執行に際し、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため警察官の援助を必要とする場合をいう。

警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察官が警察法、警

現行

3～5 略

第4～11節 略

第12節 弁護士、弁護士会との関係

(1) 平成16年児童福祉法改正法により、保護を必要とする子どもに関する司法関与が強化されるなど、児童家庭相談活動を行うに際して法的な対応が必要となる場面は増えてきている。

(2)～(3) 略

第13節 略

第14節 警察との関係

1～5 略

6. 虐待事例等における連携

(1)～(2) 略

(3) 立入調査における連携

立入調査に当たっては、必要に応じ、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、児童虐待防止法第10条により警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変に対応しなければならない。

なお、警察署長への援助の依頼については、緊急の場合を除き、行政組織を一体的に運営し、子どもの保護の万全を期する観点から、事前に文書により行うことを原則とする。

(4)～(6) 略

(7) 児童虐待防止法第10条の「必要があると認めるとき」とは、児童相談所長等による立入調査、一時保護等の職務執行に際し、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため警察官の援助を必要とする場合をいう。

警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察官が警察法、警

改正後

察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。なお、児童相談所長等による職務執行そのものは、警察官の任務ではなく、児童相談所長等がその専門的知識に基づき行うべきものであり、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。

(8) 略

7 略

第15～16節 略

第17節 配偶者暴力相談支援センターとの関係

1. 配偶者暴力相談支援センターの位置付け

(1) 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力の被害者に対し次のような支援を行う行政機関である。

①～⑥ 略

(2) 略

2 略

第18～20節 略

第8章 児童相談所の設備、器具、必要書類

第1～2節 略

第3節 必要書類

(1) 略

(2) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、保護者、関係機関等に交付する書類には次のものがある。これらの書類は、逐次児童記録票綴にファイルしていく。

①～⑬ 略

⑭ 出頭要求告知書（別添1及び3）

⑮ 告発状（別添2）

⑯ 臨検・捜索許可状請求書（別添4）

現行

察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。なお、児童相談所長等による職務執行そのものは、警察官の任務ではなく、児童相談所長等がその専門的知識に基づき行うべきものであり、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。

(8) 略

7 略

第15～16節 略

第17節 配偶者暴力相談支援センターとの関係

1. 配偶者暴力相談支援センターの位置付け

(1) 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。この節において「配偶者暴力防止法」という。）に基づき、配偶者からの暴力の被害者に対し次のような支援を行う行政機関である。

①～⑥ 略

(2) 略

2 略

第18～20節 略

第8章 児童相談所の設備、器具、必要書類

第1～2節 略

第3節 必要書類

(1) 略

(2) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、保護者、関係機関等に交付する書類には次のものがある。これらの書類は、逐次児童記録票綴にファイルしていく。

①～⑬ 略

改正後	現行
<p>⑰ 面会・通信制限決定通知書（別添5及び7）</p> <p>⑱ 面会・通信制限解除決定通知書（別添6）</p> <p>⑲ 接近禁止命令書（別添8）</p> <p>⑳ 接近禁止命令取消書（別添9）</p> <p>㉑ 児童虐待防止法第13条の4に規定された報告書</p> <p>㉒ 略</p> <p>(3) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、内部的に整理する必要がある書類には、次のものがある。</p> <p>①～⑱ 略</p> <p>⑲ その他措置等の各段階における報告書等</p> <p>第4節 統計</p> <p>略</p>	<p>⑱ 略</p> <p>(3) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、内部的に整理する必要がある書類には、次のものがある。</p> <p>①～⑱ 略</p> <p>⑲ その他</p> <p>第4節 統計</p> <p>略</p>

改正後

現行

別添1 出頭要求告知書

別添1 (縦式例)

発第 号 平成 年 月 日	
出頭要求告知書	
(保護者氏名) 殿	
〇〇〇〇知事 印	
児童虐待の防止等に関する法律第8条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。	
出頭を求められる者	住所 氏名 生年月日 年 月 日生 (歳)
出頭を求め 日時及び場所	日時 平成 年 月 日 午 時 分
同伴すべき児童	氏名 男・女 生年月日 年 月 日生 (歳)
出頭を求める理由とな った事実の内容	
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)
<p>(注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査を拒否した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。</p> <p>2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時までに、上記連絡先に連絡してください。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。

改正後

現行

別添2 告発状

別添2 (様式例)

平成 年 月 日

告 発 状

〇〇県〇〇警察署長 殿

1 告発人

住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇1-2-3

職氏名 〇〇〇県〇〇児童相談所長 〇〇 〇〇 印

2 被告発人

住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇4-5-6

氏 名 〇〇〇〇

3 告発の趣旨

被告発人の下記4の事実は、児童虐待の防止等に関する法律第9条第2項により適用される児童福祉法第61条の5の立入調査拒否罪に該当すると思料されるので、被告発人を処罰されたく告発する。

4 告発の事実

5 罰条

児童虐待の防止等に関する法律第9条第2項
児童福祉法第61条の5

6 告発に至る経緯

7 証拠資料

8 添付書類

改正後

現行

別添3 出頭要求告知書

別添3 (様式例)

第 号
平成 年 月 日

出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住所	
	氏名	
出頭を求める日時及び場所	生年月日	年 月 日生 (歳)
	日時	平成 年 月 日 午 時 分
同伴すべき児童	場所	
	氏名	男・女
出頭を求める理由となった事実の内容	生年月日	年 月 日生 (歳)
連絡先住所 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係		
連絡先電話番号 01-2345-6789 (内線 1234)		

(注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第3項に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。

2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。

改正後

現行

別添4 臨検・搜索許可状請求書

別添4 (様式)

臨検・搜索許可状請求書

平成 年 月 日

裁判所

裁判官 殿

〇〇〇〇知事

㊟

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、下記の臨検・搜索許可状の発付を請求する。

記

1 保護者の氏名及び生年月日

年 月 日生 (歳)

2 臨検・搜索すべき場所

3 搜索すべき児童の氏名及び生年月日

年 月 日生 (歳)

4 児童虐待が行われている疑いがあると認められる事由及び資料

5 臨検・搜索させようとする住所又は居所に児童が現在すると認められる事由及び資料

6 児童の保護者が同法第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した事実及びそれを証する資料

7 同法第9条の2第1項の規定による出頭の求めに応じなかった事実及びそれを証する資料

8 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

9 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

(注意) 1 「知事」名欄には、各自自治体に応じて政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載すること。

2 児童の氏名、年齢が明らかでないときは、これらの者を特定するに足りる事項を記載すること。

3 事例に応じ、不要の文字を削ること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添5 面会・通信制限決定通知書

別添5 (様式例)

		発第	号
		平成	年 月 日
面会・通信制限決定通知書			
(保護者氏名) 殿			
○○○児童相談所長			印
<p>児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、 同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会 同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信 の制限を行います。</p>			
制限を受ける者	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	生 (歳)
制限する理由			
対象となる児童	住所又は居所		
	氏 名	男・女	
	生年月日	年 月 日	生 (歳)
連絡先住所	○○県○○市○○1-2-3 ○○児童相談所○○課○○係		
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)		
<p>(注意) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、○○○知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てができなくなります。</p> <p>2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、○○○県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添6 面会・通信制限解除決定通知書

別添6 (様式例)

		発第	号
		平成	年 月 日
面会・通信制限解除決定通知書			
(保護者氏名) 殿			
○○○児童相談所長			印
次とおり、○○○児童相談所長が、平成 年 月 日 発第 号により 制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条に基づく 同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会 同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信 の制限を解除します。			
制限を解除される者	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	生 (歳)
制限を解除する理由			
対象となる児童	住所又は居所		
	氏 名	男・女	
	生年月日	年 月 日	生 (歳)
連絡先住所	○○県○○市○○1-2-3 ○○児童相談所○○課○○係		
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添7 面会・通信制限決定通知書

別添7 (様式例)

発第 号
平成 年 月 日

面会・通信制限決定通知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇施設長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信
の制限を行います。

制限を受ける者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
制限する理由		
命令の有効期間	本日から平成 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童養護施設〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

(注意) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、〇〇〇知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てができなくなります。

2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添8 接近禁止命令書

別添8 (様式例)

発第 号 平成 年 月 日	
接近禁止命令書	
(保護者氏名) 殿	
○○○○知事 印	
児童虐待の防止等に関する法律第12条の4の規定に基づき、次のとおり命令する。	
命令を受ける者	住所 氏名 生年月日 年 月 日生 (歳)
命令の内容	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいはしてはならない。
命令をする理由	
命令の有効期間	本日 から 平成 年 月 日まで
対象となる児童	住所又は居所 氏名 男・女 生年月日 年 月 日生 (歳)
	連絡先住所 ○○県○○市○○1-2-3 ○○県○○部(局)○○課○○係 連絡先電話番号 01-2345-6789 (内線 1234)
(注意) 1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、○○○県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添9 接近禁止命令取消書

別添9 (様式例)

		発第	号
		平成	年 月 日
接近禁止命令取消書			
(保護者氏名) 殿			
		〇〇〇〇知事	印
<p>児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項の規定に基づき、本日付けで、次のとおり、〇〇〇〇知事が、平成 年 月 日 発第 号により命令した接近禁止命令を取り消す。</p>			
命令を取り消される者	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	生(歳)
命令の内容	<p>都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいはしてはならない。</p>		
命令を取り消す理由			
対象となる児童	住所又は居所		
	氏 名	男・女	
	生年月日	年 月 日	生(歳)
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇県〇〇部(局) 〇〇課〇〇係		
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

別添10 様式

(別添10様式)

発第 号
年 月 日

〇〇警察署長 殿

児童相談所長

年 月 日付をもって貴職より少年法第6条の6第1項(1号又は2号)に基づき送致のあったつぎの児童について児童福祉法の規定により下記のとおり援助を決定したので通知します。

児 童	氏 名	性別 年齢
	住 所	
保 護 者	氏 名	
	住 所	
援 助 内 容	開始期日	
	内 容	

現 行

別添様式

(別添様式)

発第 号
年 月 日

〇〇警察署長 殿

児童相談所長

年 月 日付をもって貴職より少年法第6条の6第1項(1号又は2号)に基づき送致のあったつぎの児童について児童福祉法の規定により下記のとおり援助を決定したので通知します。

児 童	氏 名	性別 年齢
	住 所	
保 護 者	氏 名	
	住 所	
援 助 内 容	開始期日	
	内 容	

市町村児童家庭相談援助指針新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>第1章 略</p> <p>第2章 児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 相談・通告への対応</p> <p>1 略</p> <p>2. 年齢要件 市町村が対象とする児童は18才未満の者であるが、下記に留意する。 <u>(1) 罪を犯した14才以上の児童の通告については、家庭裁判所が通告の受理機関となること。</u> <u>(2) 妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所、保健所等適切な機関にあっせんするとともに、出生後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めること。さらに、子どもの出生前であっても必要な場合には、児童相談所と連携して、出生後の対応について検討することも必要である。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6. 児童記録票の作成</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 児童記録表は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成する。妊婦からの相談のうち子どもが出生後に要保護児童としての支援の必要が見込まれる場合は、受理した段階で児童記録表を作成し、妊婦自身に関する記録を残し、子どもが出生した段階で子どもに関する記録を加えることとし、一貫した指導・援助の経過を残す。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>第3節 調査</p> <p>1～4 略</p> <p>5. 調査事項 調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には、第1節4(1)相談・通告時において把握すべき事項と同じである。</p>	<p>第1章 略</p> <p>第2章 児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 相談・通告への対応</p> <p>1 略</p> <p>2. 年齢要件 市町村が対象とする児童は18歳未満の者であるが、罪を犯した14才以上の児童の通告については、家庭裁判所が通告の受理機関となる</p> <p>3～5 略</p> <p>6. 児童記録票の作成</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>第3節 調査</p> <p>1～4 略</p> <p>5. 調査事項 調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には、第1節3(1)相談・通告時において把握すべき事項と同じである。</p>

改正後

現行

なお、これらは、診断・判定における基礎的かつ重要な情報となるので、これに基づき各自治体において、調査事項及び内容、様式、手順等を定めるとともに、調査を確実に実施するための調査チェックリスト等を定めることが必要である。

6～8 略

第3章 略

第4章 要保護児童対策地域協議会

第1～2節 略

第3節 要保護児童対策地域協議会の運営

1. 業務

(1)～(5) 略

(6) 地域協議会は、施設入所中の子どもと保護者等についても、児童相談所や児童福祉施設等と密接な連携を図り、定期的に子どもや保護者の状況を把握しておき、一時帰宅または退所に際しては、関係者の対応を十分協議する。

(7) 略

(8) 出生前であっても、要保護児童として支援が見込まれるケースについては、地域協議会の対象ケースとし、個別ケース検討会議を開催して出生後の対応を検討する。

第4節 要保護児童対策調整機関

1～2 略

3. 業務

(1) 略

(2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

①～② 略

③ 関係機関等との連絡調整

- ・ 個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。）

- ・ 特に、対象ケースが生活保護世帯であって必要な場合には、福祉

6～8 略

第3章 略

第4章 要保護児童対策地域協議会

第1～2節 略

第3節 要保護児童対策地域協議会の運営

1. 業務

(1)～(5) 略

(6) 地域協議会は、施設から一時的に帰宅した子どもや、施設を退所した子ども等に対する支援に積極的に取り組むことも期待されているところであり、児童相談所や児童福祉施設等と連携を図り、施設に入所している子どもの養育状況を適宜把握するなど、一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取り組みを実施することが期待される。

(7) 略

第4節 要保護児童対策調整機関

1～2 略

3. 業務

(1) 略

(2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

①～② 略

③ 関係機関等との連絡調整

- ・ 個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。）

改正後	現行
<p><u>事務所において多くの情報を有していることから、地域協議会の調整機関において相互に情報交換・共有を行う。</u></p> <p>第5章 第1～2節 略 第3節 福祉事務所（家庭児童相談室）との関係 1～2 略 3. 主な連携事項及び留意点 (1)～(4) 略 <u>(5) 生活保護世帯であって必要な場合には、福祉事務所において多くの情報を有していることから、地域協議会の調整機関において相互に情報交換・共有を行うこと。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第5章 第1～2節 略 第3節 福祉事務所（家庭児童相談室）との関係 1～2 略 3. 主な連携事項及び留意点 (1)～(4) 略</p> <p>以下 略</p>

要保護児童対策地域協議会設置・運営指針新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>第1章 要保護児童対策地域協議会とは</p> <p>1. 平成16年度児童福祉法改正法の基本的な考え方</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) このため、児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）においては以下の規定が整備された。</p> <p>① 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（「子どもを守る地域ネットワーク」。以下「地域協議会」という。）を置くことができる。</p> <p>② 地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、地域協議会の運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定する。</p> <p>③ 地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、地域協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 削除</p> <p>2. 平成19年の児童福祉法の一部改正による改正</p> <p>平成16年児童福祉法改正法においては、地域協議会の設置は義務付けられておらず、その附帯決議において、「全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指す」とされていた。</p> <p>平成19年5月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律及び児童</p>	<p>第1章 要保護児童対策地域協議会とは</p> <p>1. 平成16年度児童福祉法改正法の基本的な考え方</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) このため、児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）においては以下の規定が整備された。</p> <p>① 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を置くことができる。</p> <p>② 地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、地域協議会の運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定する。</p> <p>③ 地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、地域協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) なお、平成16年児童福祉法改正法においては、地域協議会の設置は義務付けられていないが、こうした関係機関等の連携による取組が要保護児童への対応に効果的であることから、その法定化等の措置が講じられたものである。また、参議院厚生労働委員会の附帯決議においても、「全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指す」とこととされているところである。これらの経緯を踏まえ、市町村における地域協議会の設置促進と活動内容の充実に向けた支援に努めるものとする。</p>

改正後	現行
<p><u>福祉法の一部を改正する法律</u>（平成19年法律第73号。同年6月公布。） による改正後の児童福祉法の規定により、平成20年4月から、地域協議会の設置が努力義務化されたところである。この改正法の趣旨を踏まえ、市町村における地域協議会の設置促進と活動内容の充実に向けた支援に努めるものとする。</p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会の意義 略</p> <p>4. 対象児童 略</p> <p>5. 関係するネットワーク等 略</p> <p>第2章 以下略</p>	<p>2. 要保護児童対策地域協議会の意義 略</p> <p>3. 対象児童 略</p> <p>4. 関係するネットワーク等 略</p> <p>第2章 以下略</p>

(案)

雇児総第 号
平成20年 月 日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市
児童相談所設置市 } 児童福祉主管部 (局) 長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について

児童虐待対策の推進については、日頃より格段のご配慮をいただいているところであるが、平成19年6月に公布された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、児童虐待を行った保護者が都道府県知事による指導に係る勧告に従わない場合に都道府県知事が講じるべき措置の明確化や、施設入所等の措置を解除する際に保護者指導の効果等を勘案しなければならないとされたこと等を踏まえ、児童虐待を行った保護者に対する指導及び支援の充実に資するよう、今般、別添のとおり「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」を取りまとめたところである。

このため、その内容をご了知いただくとともに、管下の児童相談所及び児童福祉施設並びに里親、管内の市区町村に周知を図り、本ガイドラインを基本として保護者に対する指導・支援が行われるよう配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものである。

(別添)

児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン

第1 目的

児童虐待への対応は、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)(以下「児童虐待防止法」という。)に基づき、発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護や支援、そして保護者の支援が行われており、関係者の努力によりその進展が図られてきたところである。

しかしながら、保護者の支援は立ち遅れていることから逐次制度改正が行われてきており、平成16年の改正では、同法第4条において、児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、国及び地方公共団体は、必要な体制の整備に努めなければならないこととされ、さらに、平成19年の改正では、同法第11条において、児童虐待を行った保護者が都道府県知事による指導に係る勧告に従わない場合の都道府県知事の講ずべき措置を定める規定が、また、同法第13条において、児童福祉法第27条第1項3号に基づく児童福祉施設又は里親(以下「児童福祉施設等」という。)に対する入所又は委託に係る措置(以下「児童福祉施設入所措置等」という。)を解除する際に、保護者指導の効果等を勘案すべきとする規定が新たに設けられた。

他方、実態としても保護者への指導・支援は、児童相談所の規模、職員体制、専門職種の陣容、児童福祉関係機関の社会資源の違い等、各自治体ごとに異なった対応が行われており、一定の成果を挙げている自治体がある一方で、取組が緒に就いたばかりの自治体があるのも事実である。

これらのことから、児童虐待を行った保護者に対する指導・支援を一層推進するために、児童相談所における保護者への指導・支援に関して最低限実施すべき事項を明確にするとともに、その指導効果等を踏まえた措置解除の在り方について基本的なルールを定めたものである。

第2 基本事項

1 ガイドラインの位置づけ

このガイドラインにおいては、児童相談所が、児童虐待相談として受理した相談(通告・送致を含む。)につき、援助方針会議において決定した援助内容に沿って、保護者の問題に対して直接的又は間接的に働きかけを行い、家族機能の回復を図ることを

目的として行われる「保護者への指導・支援」に関して基本的ルールを定めるものである。なお、当ガイドラインの適用にあたっては、明らかに児童虐待相談と認められる事例の他、保護者の経済的事情等により児童福祉施設へ入所措置している事例においても、養育放棄と判断される事例も少なからずあることから、運用にあたっては広く適用するよう努められたい。

基本的ルールは、実際の業務の流れに沿うことを基本として、次の考え方で整理を行うものである。

実際、児童相談所では、児童虐待に関する相談を受けた場合、①相談の受付、②受理会議、③調査・診断・判定、④判定会議、⑤援助方針会議、⑥援助指針の作成、⑦援助の実行、のプロセスで対応し、子どもの一時保護に関しては、必要と認められれば緊急度に応じていずれの場面かによらず実施される。

保護者への指導・支援は、援助方針会議において子ども及び保護者に関するアセスメントを踏まえて決定することとなるが、当然のことながら、子どもの措置と表裏一体で検討される。子どもの措置の決定においては、児童虐待の程度や保護者の状態、地域の支援体制等を総合的に勘案して在宅又は児童福祉施設入所措置等の選択がなされる。さらに、児童福祉施設入所措置等に関しては、保護者の同意があるかどうかによって児童福祉法第28条第1項1号に基づく児童福祉施設入所措置等（以下「28条措置」という。）が採られるかが決定される。

このことから、子どもに対して採られる措置を基軸として、保護者への指導・支援のルールを整理する。

2 基本的な考え方

児童虐待を行った保護者に対する指導・支援は、子どもの最善の利益を保障するために実施するものである。

子どもがその保護者から虐待を受けた場合、必要に応じて保護者から一時的に分離することはあるが、そうした場合であっても当該子ども及び保護者が親子であることには何ら変わりはなく、保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び子どもとともに生活できるようになる（以下「家庭復帰」という。）のであれば、それは子どもの福祉にとって最も望ましいことである。

しかしながら、深刻な虐待事例の中には、保護者に対する指導・支援の効果がなく子どもが再び保護者と生活をともにすることが、子どもの福祉にとって必ずしも望ましいとは考えられない事例もある。このような場合についてまで家庭復帰を促進することが望ましいものとは考えられず、むしろ保護者と一定の距離を置いて生活することが子どもの福祉に資するものである。

家庭復帰を目指す事例に限らず、家庭に戻れなかった事例も含めて、必要なものは、子どもを健全に育むための「良好な家庭的環境」であり、この考え方を基本にした、子ども及び保護者に対する指導・支援を行うことが必要である。

3 用語の使い方

当ガイドラインにおいては、児童虐待防止法で保護者の「指導」・「支援」と規定された文言に関しては、「保護者指導」、「保護者支援」の二つの用語に分けて使用し、これらを総称して保護者援助と言う用語を使用する。

なお、用語の意味は次のとおりである。

「保護者指導」とは、児童福祉法第26条第1項2号に基づく児童福祉司指導、児童委員指導、児童家庭支援センター指導若しくは障害児相談支援事業を行う者の指導（以下「26条指導措置」という。）又は同法27条第1項2号に基づく児童福祉司指導、児童委員指導、児童家庭支援センター指導、知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導若しくは障害児相談支援事業を行う者の指導（以下「児童福祉司指導措置等」とする。）であり、児童相談所長又は都道府県知事による行政処分として行われるものをいう。なお、児童福祉司指導の一環として行われる児童福祉施設等関係機関による指導は、この概念に含まれる。

「保護者支援」は、保護者の主体性を尊重した取組であり、保護者のニーズに応じ行う児童福祉法第11条第1項2号ニに基づく指導（以下「11条指導」という。）、児童福祉施設最低基準（以下「最低基準」とする。）に規定された乳児院（最低基準第24条の2）、児童養護施設（最低基準第45条の2）、情緒障害児短期治療施設（最低基準第76条の2）、児童自立支援施設（最低基準第84条の2）に入所する子どもやその家庭の状況等を勘案して、子どもの自立を支援するために策定される計画（以下「自立支援計画」という。）に沿って実践される各施設の取組、並びに、その他関係機関における取組とする。

第3 保護者援助に関する援助指針の策定

- 1 援助指針は、児童相談所が受理した事例に関して策定するものであり、保護者への援助内容についても明示する。援助指針の策定においては、必要に応じて子ども及び保護者等の当事者の参画を求める。
- 2 援助指針は、子どもの年齢、心身の状況、発達の状況等を勘案して、具体的な短期目標の設定と長期目標の設定に努め、再評価の時期についても子どもの成長や変化に応じて適時適切に行い、方針を見直す。

3 援助の初期段階は、子どもに対しては新たな生活に慣れること等を目標にした取組を開始する一方で、保護者に対しては短期集中的に濃密な取組を行う時期であることから、これを念頭に置いた計画を策定するとともに、短期目標は、長くとも3か月以内とする。

初期段階の経過後は、乳幼児の場合は3か月ごと、少年（学童以降）の場合は6か月ごとを目安として目標を設定することとし、再評価、指針の見直しについても、当然のことながらこの期間に併せて実施する。再評価、指針の見直しに当たっては、当該児童福祉施設等と十分協議の上、必要に応じて子ども及び保護者等の当事者の参画を求める。

4 保護者援助の内容を決定する際には、子どもに対して採られる措置を基軸にして決定すること。

(1) 28条措置が採られる場合の保護者援助は、児童福祉司指導措置等を採用することを原則とする。ただし、保護者が重篤な精神疾患による入院や長期収監中である等、指導の実行が困難な場合はこの限りではない。

(2) 上記(1)以外の親権者又は未成年後見人（以下「親権者」という。）の同意により児童福祉施設入所措置等が採られる場合の保護者援助は、必要に応じて児童福祉司指導措置等を採用することとし、十分な相談関係が維持される場合は行政処分によらない児童相談所としての11条指導でも差し支えないものとする。

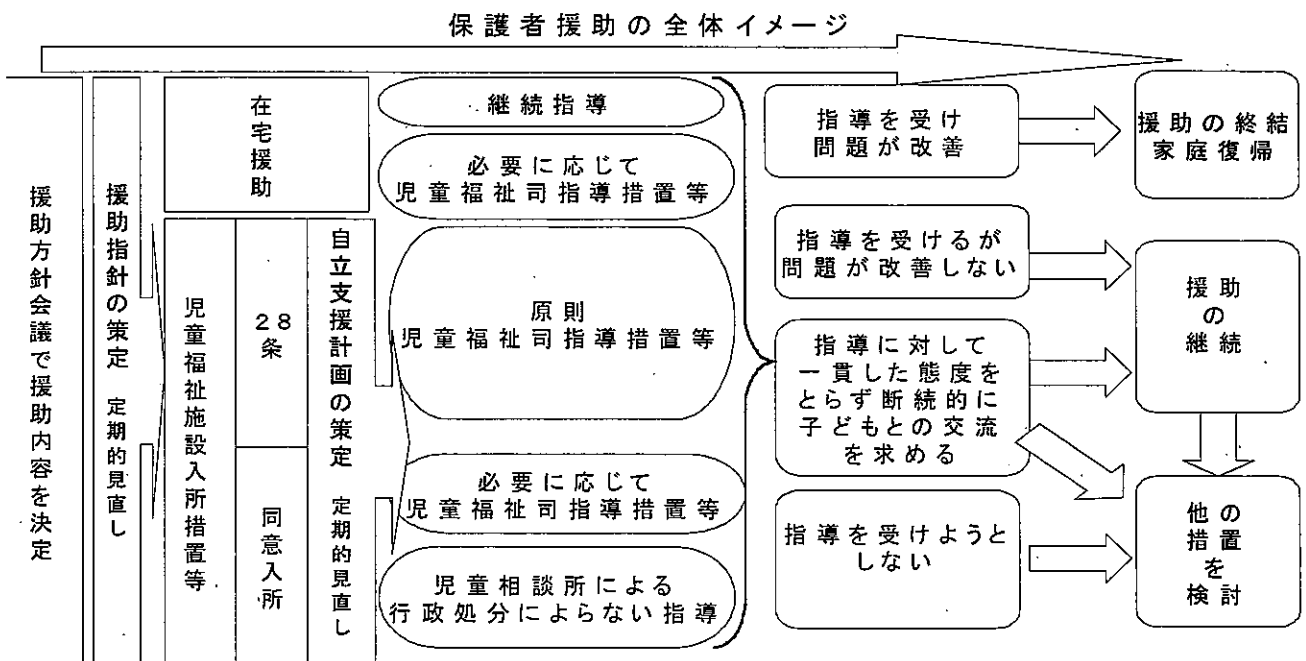
児童福祉司指導措置等を採用すべき例としては、児童虐待の自覚がない保護者、自己中心的な行動を展開する保護者、周囲の援助を拒否する保護者、入所する子どもに無関心な保護者等、保護者の主体性を尊重するだけでは児童の福祉が図れないため、児童相談所が行動の枠組みを示す必要がある事例が考えられる。

(3) 子どもが在宅のまま保護者を援助する場合（以下「在宅指導」という。）には、児童相談所の児童福祉司、児童心理司、さらには、市町村（要保護児童対策地域協議会）、児童福祉施設、保健所等と連携・協力して行うこととなるので、それぞれの機関の役割、到達目標を明示するとともに、市町村に対応の責任を移す時期等の見通しを示すこととする。特に、市町村が実施する育児支援家庭訪問事業等の対象となる事例であると考えられる場合には、市町村にその旨を通知する等の具体的な援助を行うこと。

なお、在宅指導は、事例に応じて児童福祉司指導措置等、26条指導措置、11条指導のいずれかの対応を採用することとなるが、特に、市町村から送致された事例や児童相談所が行動の枠組みを示す必要がある事例は、児童福祉司指導措置等を採用することが必要である。

- 5 援助指針は、個々の事例に則して定期的に見直しを行うが、里親へ委託する子ども及び児童福祉施設へ入所している子どもの自立支援計画についても、相互に連携を図り遅滞なく自立支援計画の見直しを行う。この場合、児童福祉施設が把握する子ども及び保護者に関する情報、児童福祉司等が援助過程で把握した情報を相互に共有した上で検討することが必要である。
- 6 児童福祉施設入所措置等が採られた子どもに関する援助指針は、個々の状態に則して長期目標、短期目標が設定され、目標に向けて保護者援助が進められる。その援助過程で家庭復帰の可否が判明することとなるが、家庭復帰の可能性が低い場合には、状態を適切に評価して出来る限り早期に里親委託等に変更するなど、子どもの立場を考慮した援助指針の策定・見直しに努める。
- 7 家庭復帰を行う場合には、これまでの保護者援助の経過及び子どもへの援助の経過を総合的に評価し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど地域の関係機関における援助体制を組織した上で、一定期間、児童相談所が児童福祉司指導等によりケースマネジメントを行う援助指針を立てることとする。

(参考：図1) 保護者援助の全体イメージ



第4 保護者援助の基本ルール

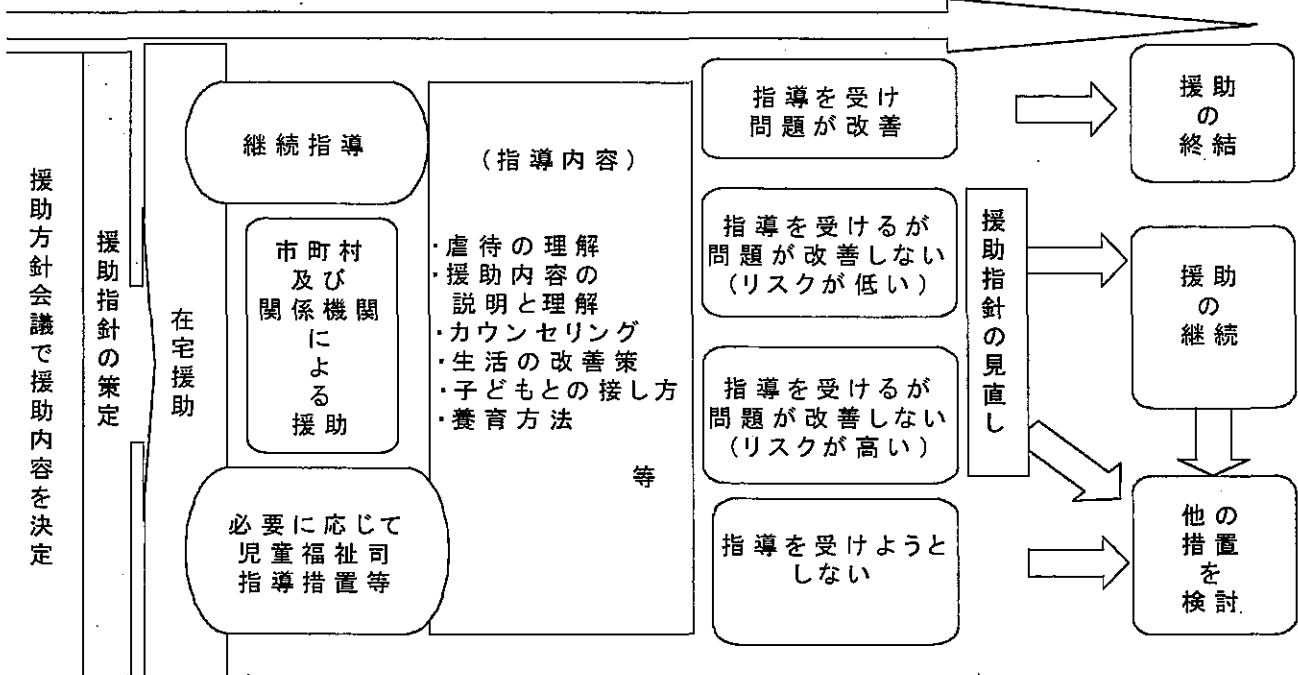
子どもに対して採られた措置に基づき、保護者援助のルールを類型化する。

1 子どもを在宅で生活させながらの保護者援助（在宅指導）

- (1) 在宅指導が採られる事例は、児童虐待の状態が深刻ではないと判断される事例であることから、通常は、来所面接、家庭訪問等により、保護者の主体性を尊重しながら児童虐待の理解、子どもとの接し方、養育方法、生活の改善等に関する指導等を継続して行うことが基本である。
- (2) 在宅指導は、児童相談所を中心にして、市町村（要保護児童対策地域協議会）、児童福祉施設、保健所等と連携・協力して行うこととなるので、援助内容に関して市町村等に対して丁寧な説明を行い、それぞれの機関の特性を生かした援助を行う。
- (3) 児童福祉司指導措置等を採る場合には、決定通知に保護者が行うべきことを明示し、指導するとともに、当該措置が採られた場合には、児童虐待防止法第11条第2項に基づき指導を受けなければならないことを周知する。
 - ・ 当該指導に従わない場合には、児童虐待防止法第11条第3項において、都道府県知事による勧告を行うことができることとされているので、積極的に勧告を行う。この勧告を行うことにより、効果的に援助を実施できることが期待されるほか、次の手続を採る際の前提条件となることから積極的な運用を行う。
 - ・ 当該勧告に従わない場合には、同条第4項に基づき、必要があると認める場合は、一時保護を行い、28条措置等の必要な措置を講ずるものとされているので、積極的な運用を行う。
 - ・ また、同条第5項では、必要に応じて親権喪失宣告の請求を行う旨も規定されており、これらの連続した対応を採ることにより、子どもの最善の利益を確保するよう努める。
 - ・ 特に、これらの場合には家庭裁判所の審判を仰ぐ必要があるため、援助指針、保護者への援助とこれに対する保護者の態度等を具体的に記録しておくこと。
- (4) 児童虐待の悪化が予見される場合には、具体的な指導を行う一方で、状態の悪化への対応方針を定めておき、速やかに一時保護等の対応を行うことができる体制を整備する。

(参考：図2) 在宅における保護者援助のイメージ

在宅における保護者援助のイメージ



2 児童福祉施設入所措置等を採用する保護者援助

(1) 親権者の同意に基づく児童福祉施設入所措置等の保護者援助

- ① 保護者援助は、子どもが児童福祉施設へ入所する準備段階から開始される。保護者に対しては、同意をした場合であっても保護者自身の問題行為について整理を促す面接に努める。
 - ・ また、初期段階の面接において、できる限り、援助内容に対する意見を聴き取るとともに、将来の見通し等の説明を行うことで保護者援助を受け入れる動機付けが深まるので、丁寧に行うこと。可能ならば、援助指針の策定時ないしは見直しに際しては、保護者等の当事者の参画を得て方針を決めることも必要である。
- ② 親権者の同意により児童福祉施設入所措置等が採られる場合は、保護者の側に保護者援助を受ける意識があることが多いため、児童福祉司指導措置等でなくとも効果が期待できる場合もあるが、児童福祉司指導措置等を採用することも含め、効果的な対応に努める。
 - ・ 親権者の同意を得る際には、子どもの援助内容、保護者の行為改善に向けた援助内容に関しても併せて同意を得ておく。

「子どもの援助内容」の例としては、児童福祉施設での生活や援助内容、学校での指導内容についてできる限り理解、協力を得るよう努め、子どもの状況によ

っては通学先の変更や学校行事等に保護者が参加するよう努めることが考えられる。また、「保護者の行動改善に向けた援助内容」の例としては、児童相談所や児童福祉施設での保護者援助プログラムへの参加のための定期的通所や施設での子どもとの定期的面会、保護者への通院指導による通院等が考えられる。

これらの援助内容についての説明を行い同意を得ることは、保護者が保護者援助を受け入れる動機付けにもなるので、必要な対応である。

- ③ 児童福祉司指導措置等を探るべき事例としては、形式的に施設入所に同意はしているものの、児童虐待の自覚が乏しい保護者、自己中心的な行動を展開する保護者、入所する子どもに無関心な保護者等に対して、児童相談所が行動の枠組みを積極的に示す必要がある事例等が考えられる。また、児童福祉司指導措置等を探るタイミングは援助の開始時点にとどまらないものであり、援助の経過の中で、援助指針を見直す際に保護者の評価を行い、必要に応じて適時適切に当該措置を探る。なお、児童福祉司指導措置等を探った場合の対応手順は、次の⑤で詳述する。

- ④ 保護者援助の実行は、援助指針の短期目標、長期目標に沿って行う。
- ・ 初期段階においては、短期集中的に保護者の問題解決に向けたカウンセリング及び指導を行い、保護者の問題点を保護者自身が整理できるよう支援する。
 - ・ 保護者側の問題点の克服等を促すため、医療の受診や生活の安定化等に向けた生活面での遵守事項を提示しつつ養育方法の学習機会設定等行う。また、関係機関が実施する親子の再統合に向けたプログラム等の併用を行うことも必要である。
 - ・ 経過が良好に推移すれば、児童福祉施設において子どもと保護者の面会等が行われることとなり、保護者と施設長、施設の担当者、ファミリーソーシャルワーカー等が主として対応することとなるので、これらの者を介して保護者の支援を行う。

なお、この場合、児童相談所として施設に対して具体的な援助内容を示すことが必要である。

- ・ 面会等において親子の関係が良好であれば、外出、外泊を段階的に実行することとなる。この判断は、保護者援助を通して得た評価に加え、施設が把握する子ども及び保護者の情報により、協議の上、時期を決定する。

特に、外泊は、死亡事件などの発生が報告されており、慎重な対応が必要であり、児童相談所及び児童福祉施設が同席して「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト（別表）」等を活用して客観的に判断する。

- ・ 保護者援助の過程において、あらかじめ設定した評価の時期には、遅滞なく援助の評価を行った上、援助指針の検討・見直しを行い、自立支援計画に反映させ

る。

- ・ 保護者援助が良好な経過をたどり、児童福祉施設入所措置解除（児童福祉司指導等への措置変更を前提とした）が検討できる場合には、次の（３）及び（４）の対応を行う。
- ・ 保護者援助が良好な経過をたどらない事例としては、例えば、同意をしたものの児童相談所が提示する保護者への援助指針に従わずに面会などを自分の都合で求めるなど、自己中心的に振る舞う保護者等が考えられる。これらの者に対しては、児童福祉司指導措置等により厳しい指導を行うことで変化が生じることも期待できる。児童虐待防止法第１２条に基づき、保護者に対して子どもとの面会・通信を制限すること、また、児童福祉司指導措置等が採られていない場合には、当該措置を新たに採ることで保護者援助の効果を高めることも可能である。

また、保護者が、面会・通信を行わない等、子どもとの関わりに関心を示さない場合には、児童福祉司指導措置等を取り、具体的な指導事項を示して行動化を図る。

⑤ 児童福祉司指導措置等を行った場合の対応手順は、次の通りである。

- ・ 児童福祉司指導措置等の決定通知を送付するに当たって、保護者に対する具体的な指導内容（上記②で例示した「保護者の行動改善に向けた援助内容」）に加え、当該措置に従わない場合の措置についての教示を行うなど、指導を受ける動機付けを行った上、指導を行う。
- ・ 児童福祉司指導措置等に保護者が応じない場合には、児童虐待防止法第１１条第３項に基づき、都道府県知事による指導を受けるよう勧告を行う。
- ・ 当該勧告を行っても、保護者に指導を受ける意識や態度に変化がないと判断される場合には、同条第４項に基づく一時保護を行った上で、２８条措置の申立てを行う。２８条措置の申立てに当たっては、子どもの年齢、子どもの意向、児童福祉施設における入所期間、保護者の状態等を勘案して、当初から入所している児童福祉施設での生活の継続、又は、愛着関係の形成及び永続的な措置を念頭に置いた里親委託等により、子どもの最善の利益を最優先にした対応を行う。
- ・ また、同条第５項に基づき、その保護者に親権を行わせることが著しくその子どもの福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、親権喪失宣告の請求を行い、親権に対抗する手段を講じられたい。

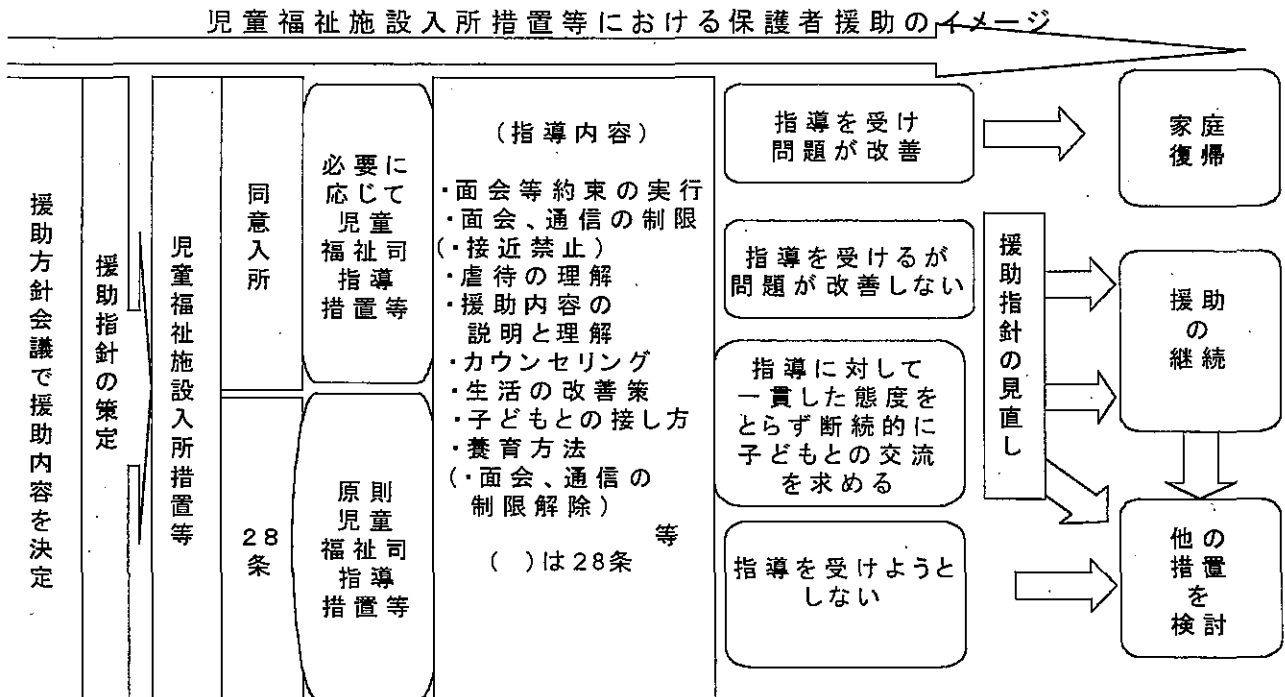
この場合における２８条措置の申立てについては、児童福祉法第２７条第６項による都道府県児童福祉審議会の意見を聴いて実施する。

(2) 28条措置における保護者援助

- ① 28条措置は、保護者が児童虐待を否認するなどして児童福祉施設等への入所を拒否することにより対立関係が生じるが、保護者に対しては28条措置に併せて児童福祉司指導措置等を採用し、毅然とした対応を行う。
 - ・ 児童福祉司指導措置等を採用際の決定通知に保護者が行うべきことを明示して保護者の理解を促すとともに、指導を受ける義務があることを周知する。
- ② また、保護者との面会・通信が、子どもが望まなかったり、子どもにとって心身の発達や情緒面に悪影響があると考えられる場合には、面会・通信の制限を行う。さらには、保護者がこれらの制限に応じない場合には、接近禁止命令を発出することにより、保護者の行動を制限することを検討する。
- ③ 28条措置の場合、児童福祉法第28条第2項において、児童福祉施設への入所期限が2年間と定められていることから、積極的に児童福祉司指導等を行う。保護者の反応によっては、児童福祉司指導等に従わない場合の対応を行う。
- ④ 上記(1)の⑤と内容は重複するが、児童福祉司指導等に従わない場合の対応としては、児童虐待防止法第11条第3項において、都道府県知事による指導に係る勧告を行うことができることとされているので、積極的に当該勧告を行う。この勧告を行うことにより、効果的に援助を実施できることが期待されるほか、次の手続を採用際の前提条件となることから積極的な運用を行う。
 - ・ 当該勧告に従わない場合には、同条第4項に基づき、必要があると認める場合は、28条措置等の必要な措置を講ずるものとされているが、既に、当該事例は28条措置により児童福祉施設に入所しているため、場合によっては、家庭復帰困難事例として里親委託に措置を変更すること(28条措置の承認内容によっては再度28条措置の申立てが必要となる。)を検討する。
 - ・ また、同条第5項では、必要に応じて親権喪失宣告の請求を行う旨も規定されているので、児童福祉施設に入所したままで親権喪失宣告を申立等により、子どもの最善の利益を確保するよう努める。
- ⑤ 援助の実行においては、保護者に対し、児童福祉司指導措置等が持つ意義、保護者援助の内容、将来の見通し等を伝え、理解を促す。そのためには、面接等の機会を設定し、保護者と向き合い、ねばり強く対応することが重要である。
 - ・ その後の援助については、上記(1)④を参考にする。
- ⑥ 児童福祉司指導措置等の効果を勘案して、面会・通信の制限、接近禁止命令が行われている場合には、保護者の指導を受ける態度を勘案して面会・通信の制限の解除、接近禁止命令の取消しを検討する。

- ⑦ 保護者援助は、行きつ戻りつの状態になったり、対立が更に深まったり、膠着状態に陥ることもある。このような状態を適切に評価して、援助指針の見直しに際しては、上記②及び④に従い、子どもの最善の利益を確保するよう努める。
- ⑧ この後の対応については、下記（3）及び（4）で詳述する。

（参考：図3）児童福祉施設入所措置等における保護者援助のイメージ



（3）家庭復帰を検討する段階における保護者援助

- ① 改正後の児童虐待防止法第13条の規定において、児童福祉施設入所措置等の解除（以下「入所措置等解除」とする。）にあたっては、保護者指導の効果、当該子どもに対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案することとされており、家庭復帰に際して慎重な判断を行わなければならない。
- ② 家庭復帰の適否を判断するためには、
- ・ これまで行われた保護者援助の効果、援助指針及び自立支援計画の達成状況並びに児童福祉施設長の意見等を勘案した評価
 - ・ 保護者の現状の確認
 - ・ 子ども意思の確認
 - ・ 家庭復帰する家の状態、家庭環境等を直接確認

・ 地域における援助体制・機能の評価

等を行った上で、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト（別表）」等を参考にして客観的かつ総合的に判断する。「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」は、施設入所後から局面ごとに使用することで、子どもと家庭の変化を適切に把握することが可能となるので積極的に活用することが望ましい。

- ・ 特に、過去の虐待による死亡事例においては、母親の妊娠中や出産後間もなくの大変な時期に家庭復帰させたため虐待が再発して亡くなった事例、養育困難をネグレクトと捉えていなくて地域の援助体制も組織せずに家庭復帰をさせたために虐待が再発して亡くなった事例などが報告されていることに留意する。

- ③ 家庭復帰の方針を決定した場合には、市町村（要保護児童対策地域協議会）、当該子どもが入所する児童福祉施設等と協働して、当該保護者が、地域の関係機関から適切な援助を受けるように指導するとともに、子どもが家庭や地域で安全に暮らせる環境を整えるとともに市町村に対して援助内容を明確に伝える。

特に、地域における援助内容を決定するには、市町村（要保護児童対策地域協議会）とともに事例検討を行い、子どもの心身の状態、昼間過ごす場、家の状態、家族状況、家庭環境、保護者の遵守事項等を関係機関が理解した上で、各機関が具体的に支援する役割を決めることが重要である。

- ④ 家庭復帰の決定は、児童福祉施設入所措置等の停止を行った上で、家庭生活が支障なく送れることを確認する必要があるので、入所する児童福祉施設、地域の関係機関の協力を得て多くの視点からの情報を把握する。その上で、児童福祉司指導措置等への措置変更又は継続指導を採ることとして家庭復帰を決定する。

なお、子どもに対して児童福祉施設等入所措置等を採り、併せて、保護者に対する児童福祉司指導措置等を採っていた場合には、児童福祉司指導措置等に集約する。

- ⑤ 子どもが児童福祉施設等へ入所している間に、保護者が当該児童相談所の管轄地域から他の地域へ転居した場合には、「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日児発第133号）の第3章第2節の4の（5）において、「保護者の住所の変更に伴う移管は、子どもの福祉にとって必要と認められる場合においては、保護者の転居先を管轄する児童相談所等と十分協議し、事例を管轄する児童相談所を決定する。」こととしている。

児童虐待の場合は、入所措置をした児童相談所が一貫して対応することが少なからずあると考えられるが、この場合には、保護者の住所地を管轄する児童相談所に協力を仰ぎ、保護者宅に外泊する場合の調査依頼等が行える体制を整えるとともに、家庭復帰の適否を決定する段階で、子どもが入所する児童福祉施設、保

保護者の住所地を管轄する児童相談所と次の内容に関して協議して方針を決定する。

- ・ 家庭復帰を行う時期
- ・ 家庭復帰後の援助体制、援助内容
- ・ 移管時期及び移管の方法

ただし、保護者援助の実施及びその効果等を勘案することなく、保護者の転居を理由とした家庭復帰を行ってはならないことは言うまでもない。

(4) 家庭復帰後の保護者援助

- ① 保護者援助によって児童虐待のリスクが逡減して家庭復帰ができたとしても、当面の期間は、当該家庭の状況の変化を即座に把握し、対応するために継続した援助を続けることが必要であり、一定期間（少なくとも6か月間程度）は、児童福祉司指導措置等又は継続指導を採るものとする。
- ② 児童相談所は、市町村（要保護児童対策地域協議会）と役割を分担して、家庭訪問のタイミングや回数、子どもが所属する機関の役割等に関して統一的な対応方法を共有するとともに、児童相談所が当該事例のケースマネジメントを担うことを明確にしておく。
また、市町村の援助機関では、養育状態が悪化した場合の統一的な対応方法を共有し、状態の変化が起きれば躊躇なく実行する。
- ③ この期間、当該家庭の経過が良好であれば、児童福祉司指導措置等を解除し、その後の対応を市町村に引き継ぐこととする。

第5 その他

子どもの最善の利益を確保するためには、保護者援助を実効あるものにしなければならぬ。そのためには、児童相談所が有する専門性を結集して対応することに加え、市町村、児童福祉関係機関、保健機関、医療機関、民間団体が有する機能を引き出すことが重要であることから、都道府県及び児童相談所は、これらの関係機関等の連携・協力を受けて保護者援助を実施する体制の整備に引き続き努めること。

また、民間団体等が行う保護者援助プログラム等の有用性を勘案して、積極的に活用することにより、効果的かつ効率的な保護者援助に努めることが重要である。

(別表)

家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト

氏名

再統合対象者

() () 記入日(年 月 日)

	チェックの視点	チェック項目 (該当欄に○をつける)	はい	ややはい	ややいいえ	いいえ	不明	特記事項
経過	1 交流状況	面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である						
	2 施設等の判断	施設、里親等が家庭引取りを進めることが適切だと考えている						
子ども	3 <input type="checkbox"/> 乳児非該当 家庭復帰の希望	家庭復帰を望んでいる(真の希望でない場合は●)						
	4 保護者への思い、愛着	保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる						
	5 健康・発育の状況	成長・発達が順調である						
	6 対人関係、情緒の安定	<input type="checkbox"/> 乳児非該当 対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面は安定している <input type="checkbox"/> 乳児項目 主たる保育者との関係において問題はなく、情緒面は安定している						
保護者	7 <input type="checkbox"/> 乳児非該当 リスク回避能力	虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる						
	8 引取りの希望	家庭引取りを希望している(真の希望でない場合、依存的要素を含む強すぎる希望は●)						
	9 虐待の事実を認めていること	虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる						
	10 子どもの立場に立った見方	子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる						
	11 衝動のコントロール	子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる						
	12 精神的安定	精神的に安定している(必要に応じて医療機関とのかかわりがもてる)						
	13 養育の知識・技術	子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる						
	14 関係機関への援助関係構築の意思	児童相談所や地域の関係機関と良好な相談関係が持て、適宜必要な援助が求められる						
家庭環境	15 地域、近隣における孤立、トラブル	近隣から必要なときに援助が得られる						
	16 親族との関係	親族から必要なときに援助が得られる						
	17 生活基盤の安定	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている						
	18 子どもの心理的居場所	家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある						
地域	19 地域の受入れ体制	公的機関等による支援体制が確保されている						
	20 地域の支援機能	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行える						
	評価	A 家庭復帰を進める B 家庭復帰に課題あり C 家庭復帰は不可 (B、Cの場合、その理由を記入)						

チェックリストの使用にあたって

このチェックリストは、入所措置（里親委託）中の子どもについて、家庭復帰を検討する段階を迎えた時に、最低限押さえておくべき項目を整理したものです。着眼点を参考にそれぞれの項目を4段階でチェックし、取り巻く環境も含めた当該家族の現在の状況について確認することを目的にしています（年齢に応じて使い分ける項目があります）。チェックを行うにあたっては、各種の情報を吟味し、児童相談所として共通確認することはもちろんですが、客観性を確保することを十分に意識し、子どもと日常的に接している施設（里親）や、地域の関係機関と協働して共通理解を図るよう心がけてください。

チェック項目に「はい」の数が多いほどその家族は安全性が高いと考えられるので、より多くの項目において「はい」にチェックされることが家庭復帰の原則ですが、全ての項目において「はい」にチェックされない限り家庭復帰できないということではなく、否定的にチェックされた項目については、虐待が再発するリスクを適切に認識した上で、リスクに対抗しうる手立てを講じることができかどうか、家庭復帰を判断する上で重要になります。「はい」の数がいくつ以上だから家庭復帰できる、というような機械的な使い方は避け、家族と地域の支援体制を総合的に判断する道具として使用してください。

なお、本チェックリストの活用方法としては、家族の変化を追った援助を組み立てるために、子どもが施設に入所した時点、入所中、家庭復帰を検討する時点というような援助の節目でチェックを行い、それぞれの時点での課題を明らかにしていくといった使い方も考えられます。

いずれの使い方であってもチェックリストはあくまでもひとつのツールです。その限界を理解した上で使用してください。

		チェック項目	記入上の着眼点
経過	1	面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である	施設の自立支援計画と児童相談所の家庭復帰プログラムにそった取組の実施状況をチェック (例)・面会、外出、外泊において家族が安定してすごしているか ・面会、外泊等の前後、子どもの様子に拒否的な表情、態度がないか ・交流中に暴力、暴言、ネグレクトなどの虐待行為がなかったか ・当該家族に対する援助指針等が要保護児童対策地域協議会等で共有されているか ・(乳)一時外泊から戻ったときに体重が激減していないか、衛生が保たれているか
	2	施設、里親等が家庭引取りを進めることが適切だと考えている	施設(里親)が家庭引取りを進める上で抱えている安心感と不安感をチェック (施設(里親)等との情報交換を綿密に行なう) (例)・施設(里親)が持っている安心の要因は何か ・施設(里親)が危惧している項目に十分な検討を行なったか ・通院している事例については主治医の意見を参考にしているか
子ども	3	乳児非該当 家庭復帰を望んでいる(真の希望でない場合は●)	子どもがどの程度家庭復帰を望んでいるか、保護者との間にずれがないかをチェック (伝聞ではなく児童相談所が面接を行なう) (例)・保護者に言い含められていないか ・家に帰ったらどこで誰と寝るのか等、生活場面の具体的なイメージがあるか ・施設生活から逃避したい思いはないか ・家での生活に対する不安感ほどの程度か
	4	保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる	保護者に対する恐怖心はないか、医学・心理学面の情報もチェック (例)・保護者を頼り信頼する行動が見られるか ・保護者の言動やしぐさにおびえる事はないか ・家に帰りたいあまりに、保護者に過度に適應していないか ・(乳)養育者に向けた微笑や笑い、発声等が見られるか/外泊後、後追いなど見られるか
	5	成長・発達が順調である	健康面・発達面の状況についてチェック (例)・身長・体重等身体的発達及び健康面の状況はどうか ・知的発達の状況はどうか (障害については親の理解程度によっては再発につながる場合もあり、リスク要因として捉える) ・虐待されていたことを歪曲せず親との関係の現実として受け止めているか ・(乳)食欲があり、哺乳・離乳食を順調に摂取できているか
	6	乳児非該当 対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面は安定している	対人関係や集団適応の状況についてチェック (例)・不安抑うつ、身体的訴え、過度の引きこもり、思考の偏り、注意の不安定さなどがいないか ・過度の攻撃性や依存、対人関係の距離のとり方、その他適応に問題なく、安定しているか ・非行など社会的な逸脱行動がないか ・PTSD症状があった場合、その回復状況はどうか
	6	乳児項目 主たる保育者との関係において問題はなく、情緒面は安定している	施設職員や里親を頼り信頼する行動が見られているかをチェック (例)・施設職員や里親に抱っこされたりかわいがられることを喜び、そうしてほしがるか ・機嫌よくにっこりしたり、発声したりしているか ・不安なとき、困ったとき(転んだ、知らない人が来た等)に、施設職員や里親を頼るか ・PTSD症状があった場合、その回復状況はどうか
7	乳児非該当 虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる	危機状況に陥りそうになったとき対処が可能かどうかをチェック (例)・近隣住民に相談したり助けを求めることができるか ・学校の先生に相談したり助けを求めることができるか ・児相や地域の機関に相談したり助けを求めることができるか	

保護者	8	家庭引取りを希望している(真の希望でない場合、依存的要素を含む強すぎる)	保護者がどの程度引取りを希望しているか、子どもとのずれ、家族間のずれについてもチェック (例)・保護者の引き取りたい気持ちに、焦りや子どもへの依存的要素はないか ・引取りの希望は家族間で一致しているか ・子どもを含めた生活設計があるか
	9	虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる	虐待行為に対する認知の状況をチェック (例)・虐待の事実を認めているか ・虐待行為について正しく理解できているか ・問題解決に取組み、一定の成果が見られるか
	10	子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる	子どもの生活全般の保障、子どもへの関わりをチェック (例)・子どもの活動や働きかけに注意を向け、ていねいに応答しているか ・子どもの表情や態度から子どもの意図や気持ちを察しようとしているか ・子どものすることに過度の干渉やコントロールをしていないか ・家庭復帰後に起きるさまざまな子どもの反応を予測し、適切に対応することができるか
	11	子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる	怒りや衝動性についてチェック (例)・怒りや衝動を自覚することができるか ・怒りや衝動を処理する適切な手段・相談相手があるか ・衝動的な行動を緩和させる医療機関への通院や服薬が適切に行なわれているか ・(乳)一回の衝動的行為で重大事故につながるが、その可能性が低くなっているか
	12	精神的に安定している(必要に応じて医療機関とのかかわりがもてる)	精神的状況についてチェック (例)・極度の抑うつに支配されていないか ・精神的な問題(依存症等も含む)があった場合は、適切な治療・カウンセリングにより状況が改善しているか(継続して治療を受けているか) ・過度の子育てストレス感に支配されていないか ・(乳)保健所の定期的な訪問等を受け入れる姿勢があるか
	13	子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる	子どもの養育についての知識があり、それを活用できるかをチェック (例)・子どもへの要求水準が高すぎることはないか ・保護者が具体的な育児スキル・養育知識を習得しているか ・養育についての疑問点や不安を投げかけてこられるか
家庭環境	14	児相や地域との関係機関と良好な相談関係が持て、適宜必要な援助が求められる	保護者と相談機関との関係性をチェック (例)・保護者から児童相談所に連絡してくるなど、関係機関と保護者が支援関係を築けているか ・虐待再発の危険を保護者が認識したとき、すぐSOSを出す意志があるか ・施設職員、里親との信頼関係があり必要なとき適切な相談ができるか
	15	近隣から必要ときに援助が得られる	近隣、地域との関係をチェック (例)・地域で孤立していたり、対立関係はないか ・困ったときに相談できる相手がいるか ・困ったときに協力してくれる人(個人や団体)がいるか ・必要な支援をしてくれる人が日常的にいるか
	16	親族から必要ときに援助が得られる	親族の状況をチェック (例)・親族と疎遠になっていないか ・親族と対立していないか ・困ったときに相談できたり協力してくれる親族はいるか ・父母の代わりとなるきょうだいや親族の存在はあるか
	17	経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている	家族で暮らしていく上での定住地があり、経済的な安定が確保されているかをチェック (例)・家族が安定して生活できる居所はあるか ・定期的な収入があり、経済的な安定が確保されているか ・借金・ギャンブル等、金銭問題や金銭管理能力に課題はないか ・食事や洗濯、入浴、清潔な環境を保つなど、健康的な日常生活の基本がなされているか
地域	18	家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある	家族関係や子どもの安心感についてチェック (例)・家事や子育てに対して適切な家族の協調関係があるか(DV関係はないか) ・新たな家人が同居していないか、連れ子を含め、新たな人間関係はどうか ・子どもとの同居により、新たな居住地に転居を考えているかどうか ・日常的に子どもを守る人が家庭内又は近隣にいるか
	19	公的機関等による支援体制が確保されている	地域に必要な養育支援サービスがあるかをチェック (例)・家族が日常的に相談できる機関はどこか ・家族を継続的にモニターし、虐待の再発などを速やかに察知する環境があるか ・夜間等の緊急時に発見できる人が近くにいるか
	20	支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行なえる	地域の養育支援サービスが適切に機能するかをチェック ・関係機関がそれぞれの機能と役割を認識し、いざというときに緊急支援できる状況か ・保育所、学校等の子どもが通う機関が適切に対応できるか ・関係機関をコーディネートする機関があるか

(参考資料)

児童虐待ケースにおける保護者への指導・支援の状況

I 調査の方法等

1 調査の目的

本調査は、平成19年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)が改正され、平成20年4月1日に施行されることとされており、同法第11条に、都道府県知事による保護者への指導の勧告に従わない場合の規定が追加され、また、同法第13条において、児童福祉施設の入所措置を解除する際に、保護者指導の効果等を勘案すべき規定が設けられたことから、施行のための保護者援助ガイドライン等を作成するために児童虐待ケースの保護者に対する指導・支援の状況を調査したものである。

2 調査の対象

調査対象は、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市が設置する全ての児童相談所を対象とし、平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日)に対応した児童虐待ケースの保護者に対する指導・支援の内容を尋ねた。

3 調査の方法

この調査は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課が、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所(こども未来財団:児童関連サービス調査研究等事業 才村研究班)の協力を得て実施した。

(児童関連サービス調査研究等事業 才村研究班)

主任研究者 才村 純(日本子ども家庭総合研究所)

(研究協力者)

奥田 晃久(東京都北児相所長)、金井 剛(横浜市中心児相医師)、
川崎 二三彦(子どもの虹情報研修センター研究部長)、笹井 康治(沼津市役所)、
鈴木 浩之(神奈川県中央児相 虐待対策支援課)、伊達 直利(旭児童ホーム)、
水谷 暢子(浜松乳児院院長)、村岡 薫(鎌倉児童ホーム)

(事務局)・有村 大士、根本 顕(日本子ども家庭総合研究所)

・伊藤嘉余子(埼玉大学)、佐久間てる美(神奈川県相模原児相)、
妹尾洋之(神奈川県厚木児相)

II 調査結果

1 調査票の回収結果

調査票の回収は、全国の196か所の児童相談所の内、159か所の児童相談所から回答が得られ、回収率は、81.1%であった。

2 調査結果の項目

- (1) 平成18年度中に全国の児童相談所において児童福祉法第27条第1項3号又は同条第2項に基づく措置（里親委託を含む。以下「児童福祉施設入所措置等」という。）をした児童虐待ケースに関して
- (2) 平成18年度中に児童相談所において児童福祉法第27条第1項3号に基づく里親委託をした児童虐待ケースに関して
- (3) 児童相談所における、保護者指導に関する特別プログラムの実施状況に関して
- (4) 平成18年12月中に児童福祉施設入所措置等を解除して家庭復帰した児童虐待ケースの概要に関して
- (5) 児童福祉法第33条の7に基づく未成年後見人の選任に関して

3 調査結果の内容

(1) 平成18年度中に全国の児童相談所において児童福祉法第27条第1項3号又は同条第2項に基づく措置（里親委託を含む。以下「入所措置等」という。）をした児童虐待ケースについて

- 児童虐待を主訴として平成18年度中に児童福祉施設入所措置等を行った人数に関して尋ねたところ、回答のあった159か所の児童相談所において3,992人（ケース）を措置している。
- これら入所措置等を行ったケースに関して、保護者に対する児童相談所の対応を尋ねたところ、
 - ・全てのケースに対して児童福祉法第27条第1項2号に基づく児童福祉司指導等の措置（以下「2号措置」という。）を採っている児童相談所は、2か所（1.3%）、
 - ・一部のケースに対して2号措置を採っている児童相談所は、46か所（28.9%）である。
 - ・一方、2号措置を採っていない児童相談所は、111か所（69.8%）である。

- 2号措置は、保護者の側にも指導を受ける義務を生じさせるものであることから、援助関係が成立しにくい保護者に対して関係を成立させる手だてとなるが、実際に2号措置を採ったケースは3,992ケースの内172ケース(4.3%)である。
- 2号措置を採る場合の基準について尋ねた結果は、(表1)のとおりである。この結果を見ると、明確な基準はなく、ソーシャルワークの必要性からその都度、個別に判断しているとの回答が39か所と最も多く、次いで児童福祉法第28条により入所措置等をしたケースに対して2号措置を採るとした児童相談所が10か所ある。

(表1) 2号措置を採る場合の基準の類型 (児童相談所数：複数回答)

内 容	か所数
(ア) 児童福祉施設入所措置等を行った全てのケースに適用している	2か所
(イ) 保護者が2号措置に同意し、指導・支援を受ける意欲のあるケースに適用している	5か所
(ウ) 親権者の同意により児童福祉施設入所措置等を行ったが、援助を拒否しているケースに適用している	7か所
(エ) 児童福祉法第28条により児童福祉施設入所措置等を行ったケースに適用している	10か所
(オ) 明確な基準はなく、ソーシャルワーク上の必要性からその都度個別に判断している	39か所
(カ) その他	2か所

- 2号措置を採らない場合の対応について尋ねた結果は、(表2)のとおりである。この結果を見ると、2号措置ではないが、児童福祉司等による援助を行うと回答した児童相談所が100か所、さらに、全てのケースに援助を行うと回答したものが54か所となっている。その一方で、特別な係わりを行わないと回答した児童相談所が5か所ある。

(表2) 2号措置を採らない場合の手続きと児童相談所数 (複数回答)

内 容	か所数
(ア) 2号措置ではないが、児童福祉施設入所措置等を行った全てのケースに児童福祉司等による援助を行う。	54か所
(イ) 2号措置ではないが、児童福祉司等による援助を行う	100か所
(ウ) 児童福祉施設入所措置等の決定通知に、保護者指導を行うことを条件として明示することで児童福祉司指導と同等の効力を持たせる	5か所
(エ) 特別な係わりは行っていない	5か所
(オ) その他	3か所

- 児童福祉施設入所措置等を行ったケースの保護者への援助の状況に関して尋ねた結果は、(表3)のとおりである。

この結果を見ると、保護者への助言・指導は、児童福祉司等と児童福祉施設等が協力して行っていると回答したケースは、1,331ケース(37.7%)、定期的及び不定期に児童福祉司等(児童心理司等の他の職種を含む。以下、同じ)による助言・指導を主に行っていると回答したケースは、1,198ケース(34.0%)となっており、なお一層、児童福祉司と児童福祉施設等が協力して、相互に役割分担をして助言・指導を行うことが期待される。

(表3) 児童福祉施設入所措置等を行ったケースの保護者への援助の状況

項目	件数	割合
1. 定期的に児童福祉司等による助言・指導を主に行っている。	454	12.9%
2. 不定期に児童福祉司等による助言・指導を主に行っている。	744	21.1%
3. 保護者への助言・指導は、児童福祉施設等に任せ、必要に応じて児童福祉司等による助言・指導を行っている。	561	15.9%
4. 保護者への助言・指導は、児童福祉施設等に任せている。	141	4%
5. 保護者への助言・指導は、児童福祉司等と児童福祉施設等が協力して行っている。	1,331	37.7%
6. その他	298	8.4%

- 平成18年度中に施設入所措置等を行ったケースで、保護者と児童福祉司等が面接・面談する頻度を尋ねた結果は、(表4)のとおりである。

この結果を見ると、調査対象としたケースの全てが入所1年未満であるにも関わらず「会っていない」「1年に1回程度」と回答したケースが592ケース(19.7%)あり、6か月に1回程度(399ケース(13.3%))を含めると18年度入所ケースの33%になる。

その一方で、1か月に1回から2回の面接・面談を実施しているケースが795ケース(26.4%)あることは、入所時点又は入所して間もなくから指導に応じるケースと指導を拒むケースに二分されていることが分かる。

(表4) 施設入所措置等ケースに関する保護者と児童福祉司等の面接・面談頻度

	件数	割合
1. 1か月に2回程度	202	6.7%
2. 1か月に1回程度	593	19.7%
3. 2か月に1回程度	438	14.6%
4. 3か月に1回程度	525	17.4%
5. 4か月に1回程度	195	6.5%
6. 5か月に1回程度	66	2.2%
7. 6か月に1回程度	399	13.3%
8. 1年に1回程度	288	9.6%
9. 会っていない	304	10.1%
計	3,010	

(2) 平成18年度中に児童相談所において児童福祉法第27条第1項3号に基づき里親委託をした児童虐待ケース

○ 平成18年度中に児童福祉施設入所措置から里親委託に変更したケースに関して尋ねた結果は、(表5の1)及び(表5の2)のとおりである。

この結果を見ると、実際に措置をしたケースがあると回答した児童相談所は、39か所で、56ケースが報告された。

これらのケースは、(表5の1)にあるように、入所措置年齢0歳が25ケース(44.6%)、措置変更年齢は3歳未満が25ケース、入所期間では2年未満が30ケース(53.6%)となっている。

(表5の1) 里親に措置変更したケースの年齢別・入所措置件数・措置変更件数

年齢	入所措置件数	措置変更件数
0	25	9
1	7	3
2	5	13
3	4	5
4	0	5
5	3	1
6	0	4
7	0	2
8	0	1
9	1	2
10	0	0
11	0	1
12	1	0
13	3	0
14	4	2
15	3	5
16	0	1
17	0	2

(表5の2) 里親に措置変更したケースの入所期間別件数

入所期間	入所期間件数
0	14
1	16
2	12
3	6
4	2
5	2
6	1
7	1
8	0
9	0
10	0
11	1
12	0
13	0
14	0
15	0
16	1
17	0

- 措置変更をした理由について尋ねた結果は、(表6) のとおりである。

この結果を見ると、里親委託による愛着形成が必要となったためとするものが、25ケースと最も多く、次いで保護者の希望によるものが19ケースとなっている。

(表6) 里親に措置変更した理由 (複数回答あり)

理 由	ケース数
1. 子どもの希望	2
2. 保護者の希望	19
3. 里親委託による愛着形成が必要となったため	25
4. 児童福祉施設での生活に不応状態になったため	3
5. その他	10

- 措置変更をした時点での保護者と児童相談所の関係について尋ねた結果は、(表7) のとおりである。

この結果を見ると、児童相談所の援助を受け、面会等を行い良好な関係にあると回答したケースは12ケースあり、良好な関係にあっても家庭復帰とは別の措置を採らざる得ないケースが有ることを表している。

また、児童相談所の援助を受けているが、面会等の行動化に至っていないとするケースが21ケース、この他に様々なトラブルが生じているケースが10ケースあるなど、子どもの最善の利益を優先したパーマネンシーを実現する取組が行われている。

(表7) 保護者と児童相談所の関係

	ケース数
1. 児童相談所の援助を受け、面会等を行い良好な関係	12
2. 児童相談所の援助を受けているが、面会等の行動化に至っていない。	21
3. 児童相談所の援助を受けているが、児童相談所とトラブルがある。	3
4. 児童相談所の援助を拒否しているが、目立ったトラブルはない。	6
5. 児童相談所の援助を拒否し、トラブルがある。	1
6. その他	12

(3) 児童相談所における、保護者指導に関する特別プログラムの実施状況

- 児童相談所が保護者指導に関する特別プログラムを設けて援助を行っているかどうかについて尋ねた結果は、回答のあった159か所の児童相談所の内53か所(33%)が、特別なプログラムを持って援助をしていることが分かった。

なお、その特別なプログラムは(表8)に示すとおりである。

(表8) 児童相談所が実施する特別な援助プログラム(複数回答有り)

	か所
1. MCG	5
2. CSP (コモンセンス・アレンティング)	17
3. My Tree	1
4.ペアレントトレーニング(精研方式)	14
5. その他	34

- 特別プログラムを実施する場合は、保護者と児童相談所の間で援助関係が成立していることが必要であるとされているが、(表9)に示した特別プログラムの受講対象者を見るとその結果が明らかである。

(表9) 特別プログラムの受講対象者

	ケース数
1. 児童福祉施設入所措置等中の児童の保護者で、指導を受ける意志がある者	45
2. 在宅指導中の保護者で、指導を受ける意志がある者	47
3. 児童福祉法第28条により児童福祉施設入所措置等を行ったケースで、指導を受ける意志がある者	24
4. その他	14

- 特別プログラムの開催頻度は、(表10)のとおり、2週間に1回の開催が最も多く、次いで1月に1回の開催となっている。

(表10) 特別プログラムの開催頻度

	ケース数
1週間に1回	7
2週間に1回	30
3週間に1回	6
1月に1回	25
その他	11

- 特別プログラムによる保護者指導を外部の専門機関に委託している児童相談所は、4か所、委託先の専門機関は児童福祉施設が3か所、虐待防止機関1か所、その他が3か所となっている。

具体的な実施プログラムは（表11）のとおりである。

（表11）特別プログラムの名称と実施か所

	か所
1. MCG	1
2. CSP（コンセンサス・アライニング）	1
3. My Tree	1
4.ペアレントトレーニング（精研方式）	1
5. その他	1

（4）平成18年12月中に児童福祉施設入所措置等を解除して家庭復帰した児童虐待ケースの状況

- 全国の児童相談所が措置した虐待ケースであって、平成18年12月中に児童福祉施設入所措置等を解除したケースについて尋ねた結果は、（表12）にあるように、家庭復帰したケースが107ケースあり、入所措置解除時の年齢は0歳から18歳の全ての年齢で行われている。

（表12）入所措置等解除時の年齢と人数

年齢	入所措置等解除人数
0	3
1	11
2	8
3	4
4	2
5	8
6	8
7	5
8	2
9	7
10	4

年齢	入所措置等解除人数
11	6
12	7
13	5
14	5
15	11
16	5
17	4
18	2
計	107

- 措置解除したケースの入所期間について尋ねた結果は、(表13の1)、(表13の2)及び(表13の3)である。

この結果を見ると入所期間6か月未満で解除したのが39ケース(36.5%)、6か月以上12か月未満で解除したのが17ケース(15.9%)、さらに、12か月以上18か月未満が13ケース(12.2%)、18か月以上24か月未満が9ケース(8.4%)となっており、入所後24か月未満で解除したケースは78ケース(72.9%)となる。

(表13の1) 入所措置等解除までの施設等の入所期間

入所期間 (月)	人 数
0か月以上～12か月未満	56
12か月以上～24か月未満	22
24か月以上～36か月未満	6
36か月以上～48か月未満	6
48か月以上～60か月未満	3
60か月以上～72か月未満	5
72か月以上～84か月未満	6
84か月以上～96か月未満	0
96か月以上～108か月未満	1
108か月以上～120か月未満	2
計	107

(表13の2) 入所措置等解除までの施設等の在所期間0月以上～12月未満の内訳

入所期間 (月)	人 数
0	1
1	13
2	4
3	10
4	7
5	4
6	2
7	5
8	0
9	1
10	3
11	6
計	56

(表13の3) 入所措置等解除までの施設等の在所期間12月以上～24月未満の内訳

入所期間 (月)	人 数
12か月	3
13か月	3
14か月	1
15か月	0
16か月	2
17か月	4
18か月	2
19か月	1
20か月	1
21か月	2
22か月	0
23か月	3
計	22

- さらに、措置解除の理由について尋ねた結果は、(表14)に示すとおりである。
この結果を見ると、「親が強く引き取りを要求したため」と「子どもが強く家庭復帰を要望したため」が各々39ケース、「親子関係が改善したため」が33ケース、「地域での適切なサービス体制が整ったため」が24ケースとなっており、児童相談所のソーシャルワークによってもたらされた援助結果につながる項目への回答が少なかった。

(表14) 施設入所措置の解除理由 (複数回答あり)

	件数
1. 親子関係が改善したため	33
2. 復帰する家庭に虐待者が不在となったため	24
3. 地域での適切なサービス体制が整ったため	24
4. 子どもが強く家庭復帰を要望したため	39
5. 子どもが施設等に不応のため	19
6. 親が強く引取りを要求したため	39
7. 引き取り先が入所時点とは別の保護者であるため	10
8. 子どもが成長して、虐待のリスクが低減したため	17
9. その他	21

- 措置解除をしたケースに対する保護者への援助について尋ねた結果は、(表15)のとおりである。

この結果を見ると、107ケースの内83ケースに対して保護者への援助が行われ、その内容は、児童福祉司等による面接指導・カウンセリングが中心に、親子再統合の取組が併行して行われている。

その一方で、22ケースに関しては、保護者に対する援助は実施されておらず、その理由に、「保護者が拒否をした」4ケース、「人員不足等により保護者援助まで手が回らないため」4ケース、「具体的な援助技法が未整備のため」1ケースとなっている。

(表15) 施設入所措置を解除したケースの保護者援助 (複数回答有り)

	か所数
ペアレントトレーニング (精研方式)	2
家族再接触プログラム	12
親子宿泊体験	3
生活問題解決のためのソーシャルワーク	36
児童福祉司等による定期的な面接指導・カウンセリング	13
児童福祉司等による不定期な面接指導・カウンセリング	63

(5) 児童福祉法第33条の7に基づく未成年後見人の選任について。

- 児童虐待防止法が制定された平成12年11月から平成19年8月までに、児童福祉法第33条の7に基づく未成年後見人の選任について尋ねた結果、未成年後見人の請求は、15件あり、係属中の1件を除いて14件が承認された。

承認された14件のうちの後見人は、弁護士が7件、児童相談所長が2件、その他が5件となっている。

(案)

雇児総発第 号
平成20年〇月〇〇日各
〔都 道 府 県
指 定 都 市 児童福祉主管部(局)長 殿
児童相談所設置市〕

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成19年法律第73号。以下「改正法」という。)については、本年4月1日から施行されること、その内容については、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について(平成20年〇月〇日雇児発第〇〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)でお示ししたとおりであるが、改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第4条において、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、国・地方公共団体双方についての分析の責務が規定されることとなったところである。

今後、国及び地方公共団体それぞれにおいては、当該責務を踏まえ、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の検証作業を行うことにより、児童虐待防止対策が進展することが期待されるが、地方公共団体における事例の検証作業の参考となるよう、今般、その基本的な考え方、検証の進め方等について通知するものである。

については、別紙の内容を御了知の上、管内の市町村並びに関係機関等に周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

第1 基本的な考え方

1 目的

検証は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

2 実施主体

都道府県（指定都市・児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が実施することとし、検証の対象となった事例に関係する市町村は当該検証作業に参加・協力するものとする。

なお、児童相談所、市町村（要保護児童対策地域協議会）その他の機関が独自に検証を行うことも望ましい。

3 検証組織

検証組織は、その客観性を担保するため、都道府県児童福祉審議会（児童福祉法第8条第1項に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会。以下同じ。）の下に部会等を設置する。なお、検証組織は、地域の実情に応じて事例ごとに随時設置することも考えられるが、常設することがより望ましい。事務局は、当該事例に直接に関与した、ないし直接関与すべきであった組織以外の部局に置くものとする。

4 検証委員の構成

検証委員は外部の者（当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者）で構成することとする。また、会議の開催に当たっては、必要に応じて、教育委員会や警察の関係者の参加を求めるものとする。

5 検証対象の範囲

検証の対象は、都道府県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）全てを検証の対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例（車中放置、新生児遺棄致死等）であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。

なお、都道府県は、児童相談所、福祉事務所又は市町村が関与していない事例を含め、広く虐待による死亡事例等の情報収集に努めるものとする。

6 会議の開催

死亡事例等が発生した場合、準備が整い次第速やかに開催することが望ましいが、年間に複数例発生している地域等、随時開催することが困難な場合には、複数例を合わせて検証する方法も考えられる。

7 検証方法

- (1) 事例ごとに行う。なお、検証に当たっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。
- (2) 都道府県は、市町村、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、必要に応じ関係者からヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。その情報を基に、検証組織は関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。
- (3) 検証組織は、調査結果に基づき、スタッフ、組織などの体制面の課題、対応・支援のあり方など運営面の課題等を明らかにし、再発防止のために必要な施策の見直しを検討する。
- (4) プライバシー保護の観点から、会議は非公開とすることができるが、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。
- (5) 関係行政機関からの情報提供については、児童福祉法第8条第5項において、「都道府県児童福祉審議会（略）は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる」とされている。

また、民間の関係機関からの情報提供については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条に定める第三者提供の制限の適用除外に該当する。これは、同適用除外の場合として、同条第1項第3号において「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」が規定されているが、「児童の健全な育成の推進」には児童虐待の防止等も含まれるため、検証作業のために民間機関が個人情報を提供することは同号に該当することによる。

8 報告等

- (1) 検証組織は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、都道府県に報告するものとする。
- (2) 都道府県は、検証組織の報告を公表するとともに、報告を踏まえた措置の内容及び当該措置の実施状況について、検証組織（都道府県児童福祉審議会）に報告するものとする。
- (3) 都道府県は、検証組織の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関に対し指導を行うとともに、市町村に対して技術的助言を行う。
- (4) 都道府県においては、検証結果について、国に報告するものとする。

なお、国においては、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において検証作業を行っているが、児童福祉法第8条第6項においては、「社会保障審議会及び児童福祉審議会（都道府県児童審議会及び市町村児童福祉審議会）は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない」とされている。

9 児童相談所又は市町村等による検証

- (1) 検証の対象となった事例に直接関係する児童相談所や市町村等は、当該検証作業に参加、協力するものとするが、児童相談所、市町村（要保護児童対策地域協議会）その他の関係機関がそれぞれの再発防止策を検討する観点から独自に検証を実施することも重要である。
- (2) 児童相談所や市町村等が実施する検証は、事例に直接関係していた当事者間による内部検証であり、事例を通じて自己点検を行い、機関内における再発防止策を検討したり、都道府県の検証結果を受けて具体的に実施すべき改善策を検討したりするものであることから、第三者による外部検証を念頭に置いた検証とは性質を異にするものであるが、7の検証方法等については、その趣旨に沿って、検証が実施されるのが望ましい。

第2 検証の進め方

1 事前準備

(1) 情報収集

検証の対象事例について、事務局は、下記の事項に関する情報収集を行う。この場合、事務局は、必要に応じて関係機関等からヒアリングを行う。

- ・ 死亡した児童及び家族の状況、特性等
- ・ 死亡に至った経緯
- ・ 児童相談所の関与状況等（児童記録票の写し等）
- ・ 市町村の関与状況等
- ・ その他の関係機関の関与状況等

(2) 資料準備

ア (1) で収集した情報に基づき、事実関係を時系列及び関係機関別にまとめ、上記の内容を含む「事例の概要」を作成する。

「事例の概要」には、この後、検証委員からの関係機関ごとのヒアリング等により明らかになった事実を随時追記していき、問題点・課題を抽出するための基礎資料とする。

イ 現行の児童相談体制に関する以下の内容を含む資料を作成する。

- ・ 各児童相談所の組織図
- ・ 職種別スタッフ数
- ・ 相談件数
- ・ 相談対応等の概要
- ・ その他必要な資料

ウ 検証の方法、スケジュールについて計画を立て資料を作成する。

エ その他（検証組織の設置要綱、委員名簿、報道記事等）の資料を準備する。

2 事例の概要把握

会議初回には、検証に当たり、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを検証委員全員で確認した上で、検証の対象となる事例の概要を把握する。

(1) 確認事項

ア 検証の目的

イ 検証方法（関係機関ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の確認、問題点・課題の抽出、提案事項の検討、報告書の作成等）

ウ 検証スケジュール

(2) 事例の概要把握

ア 事前に収集された情報から事例の概要を把握する。

イ 疑問点や不明な点を洗い出す。

3 事実関係の明確化

事例への関係機関の関与状況について、関係機関ごとのヒアリング等を実施することにより、事実をさらに詳細に確認していく。

(1) 関係機関ごとのヒアリング

ア ヒアリングには、検証委員の一部あるいは全員が参加することを原則とし、当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者が実施する。

イ ヒアリングの対象者は、関係機関の所属長あるいはそれに準ずる者とし、必要と状況に応じて、事例を直接担当していた職員を対象とする。

ウ ヒアリングは、状況に応じて本庁等で実施するか、あるいは、検証委員及び事務局が現地に赴き実施する。

エ ヒアリングでは、それまでに確認した事例の概要では不明な点や、事例に直接関わった機関の所属長あるいは担当職員の意見を客観的に聴取し、事例の全体像及び関係機関との関与状況をさらに詳細に把握していく。

オ ヒアリングは、個人の責任追及や批判を行うためのものではない。

カ 事務局は、ヒアリングの内容について記録を作成するとともに、当初作成した「事例の概要」に、追記していく。

(2) 現地調査

ア 児童の生活環境等を把握するために、必要に応じて検証委員による現地調査を実施する。

イ 事務局は、現地調査の結果について記録を作成する。

4 問題点・課題の抽出

関係機関ごとのヒアリング等により、事例の事実関係が明確になった段階で、それを基に、なぜ検証対象の死亡事例が発生してしまったのか、事例が発生した背景、対応方法、関係機関の連携、組織上の問題、その他の問題点・課題を抽出する。

この作業を徹底して行うことが、その後の具体的な提言につながることから、特に時間をかけて検討を行うとともに、検討に当たっては、客観的な事実、データに基づき、建設的な議論を行うことが期待される。

5 提言

事例が発生した背景、対応方法、関係機関の連携、組織上の問題等、抽出された問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、具体的な対策を提言する。

6 報告書（問題点・課題の抽出以降並行作業）

(1) 報告書の作成

ア 報告書の骨子について検討する。

イ 報告書に盛り込むべき下記内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書の素案を作成する。盛り込むべき内容例としては、次のものが考えられる。

- ・ 検証の目的
- ・ 検証の方法
- ・ 事例の概要
- ・ 明らかとなった問題点・課題
- ・ 問題点・課題に対する提案（提言）
- ・ 今後の課題
- ・ 会議開催経過
- ・ 検証組織の委員名簿
- ・ 参考資料

ウ 検証組織において、報告書の内容を検討、精査する。

エ 検証組織は報告書を都道府県に提出する。

(2) 公表

事務局は報告書を公表するとともに、厚生労働省に報告書を提出する。

児童虐待による死亡事例の検証を行うことは、その後の児童虐待防止対策に密接に関連するものであり、児童虐待防止法第4条において国及び地方公共団体の検証に係る責務が規定されたことから、検証結果は公表されるべきであるが、公表に当たっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシー保護について十分配慮する。

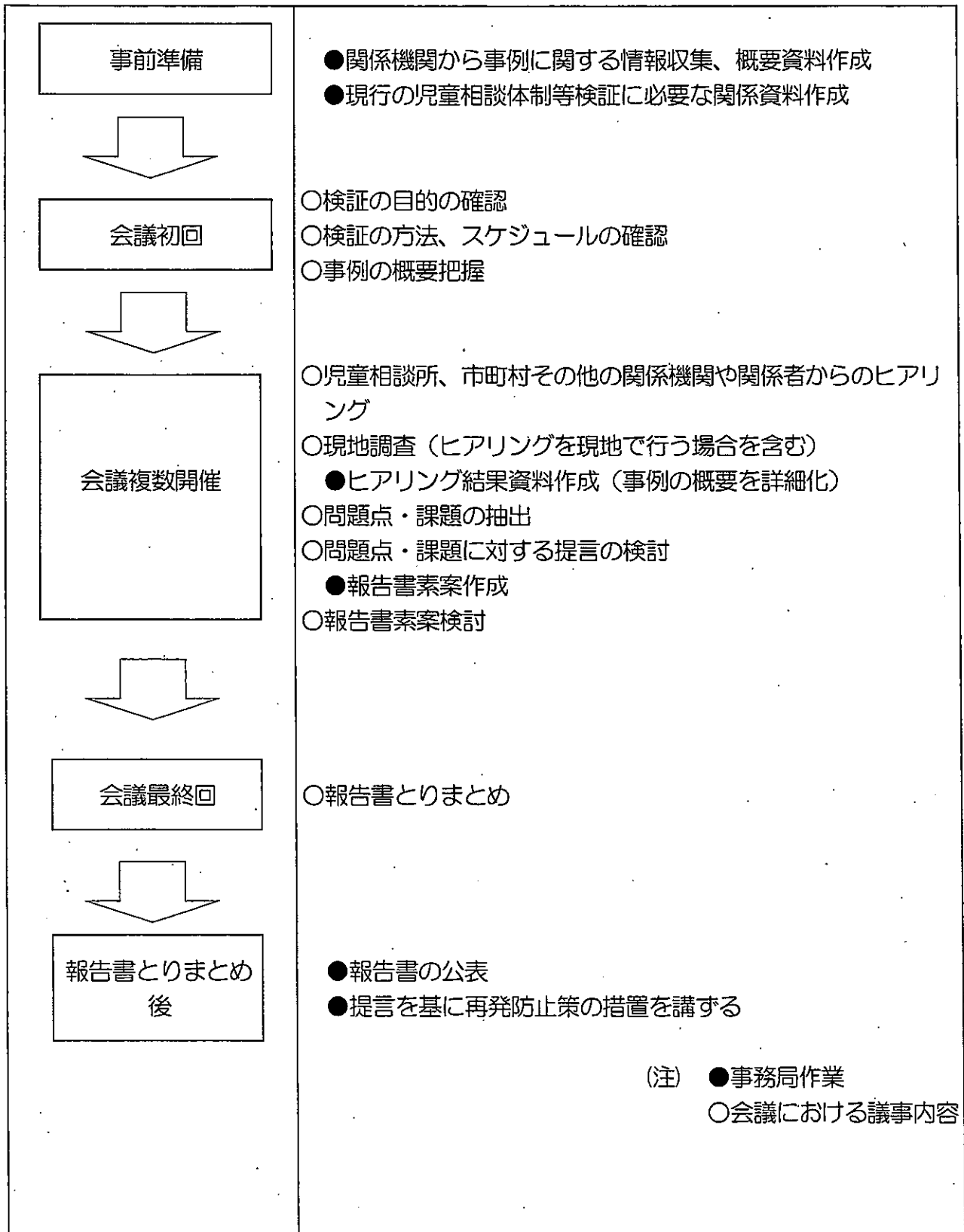
(3) 報告書の提言を受けて

事務局は、報告書の提言を受けて、速やかに、具体的な措置を講じるとともに、講じた措置及びその実施状況について検証組織（都道府県児童福祉審議会）に報告する。

別添

【参 考】 検証の進め方の例

検証は、下記の図のような流れで実施する



子どもを守る地域ネットワーク等の設置状況(都道府県別)

○ 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)又は虐待防止ネットワークの都道府県別設置状況

設置済み 市町村の割合	都道府県数 (構成比)
100%	13 (27.6%)
80%~99%	18 (38.3%)
60%~79%	14 (29.8%)
40%~59%	2 (4.3%)
20%~39%	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)

	要保護児童対策 地域協議会		虐待防止 ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
北海道	118	65.6%	36	20.0%	154	85.6%
青森県	24	60.0%	4	10.0%	28	70.0%
岩手県	33	94.3%	2	5.7%	35	100.0%
宮城県	23	63.9%	11	30.6%	34	94.4%
秋田県	16	64.0%	1	4.0%	17	68.0%
山形県	15	42.9%	19	54.3%	34	97.1%
福島県	25	41.7%	19	31.7%	44	73.3%
茨城県	35	79.5%	3	6.8%	38	86.4%
栃木県	30	96.8%	0	0.0%	30	96.8%
群馬県	13	34.2%	11	28.9%	24	63.2%
埼玉県	65	92.9%	5	7.1%	70	100.0%
千葉県	30	53.6%	24	42.9%	54	96.4%
東京都	39	62.9%	9	14.5%	48	77.4%
神奈川県	32	97.0%	1	3.0%	33	100.0%
新潟県	16	45.7%	9	25.7%	25	71.4%
富山県	12	80.0%	0	0.0%	12	80.0%
石川県	19	100.0%	0	0.0%	19	100.0%
福井県	13	76.5%	4	23.5%	17	100.0%
山梨県	24	85.7%	3	10.7%	27	96.4%
長野県	36	44.4%	13	16.0%	49	60.5%
岐阜県	42	100.0%	0	0.0%	42	100.0%
静岡県	19	45.2%	19	45.2%	38	90.5%
愛知県	62	98.4%	1	1.6%	63	100.0%
三重県	23	79.3%	6	20.7%	29	100.0%

	要保護児童対策 地域協議会		虐待防止 ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
滋賀県	11	42.3%	15	57.7%	26	100.0%
京都府	5	19.2%	13	50.0%	18	69.2%
大阪府	40	93.0%	2	4.7%	42	97.7%
兵庫県	39	95.1%	2	4.9%	41	100.0%
奈良県	19	48.7%	9	23.1%	28	71.8%
和歌山県	18	60.0%	5	16.7%	23	76.7%
鳥取県	15	78.9%	4	21.1%	19	100.0%
島根県	20	95.2%	1	4.8%	21	100.0%
岡山県	21	77.8%	3	11.1%	24	88.9%
広島県	19	82.6%	3	13.0%	22	95.7%
山口県	18	81.8%	0	0.0%	18	81.8%
徳島県	16	66.7%	6	25.0%	22	91.7%
香川県	7	41.2%	7	41.2%	14	82.4%
愛媛県	15	75.0%	1	5.0%	16	80.0%
高知県	12	34.3%	11	31.4%	23	65.7%
福岡県	25	37.9%	13	19.7%	38	57.6%
佐賀県	11	47.8%	4	17.4%	15	65.2%
長崎県	16	69.6%	6	26.1%	22	95.7%
熊本県	33	68.8%	14	29.2%	47	97.9%
大分県	16	88.9%	2	11.1%	18	100.0%
宮崎県	15	50.0%	2	6.7%	17	56.7%
鹿児島県	22	44.9%	9	18.4%	31	63.3%
沖縄県	16	39.0%	11	26.8%	27	65.9%
全 国	1,193	65.3%	343	18.8%	1,536	84.1%

※ 平成19年4月1日現在

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のイメージ(平成20年度新規事業)

【次世代育成支援対策交付金】

【現 状】

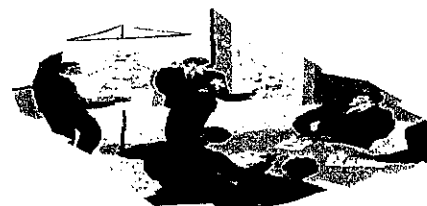
- 子ども・子育て応援プランに基づき、平成21年度までに「子どもを守る地域ネットワーク」の全市町村への設置を推進中
⇒ 84.1%の市町村で設置(平成19年4月1日現在。虐待防止ネットワークを含む。)
- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進が課題
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、10.9%(平成19年4月・調整機関担当職員の状況)

子どもを守る地域ネットワークの機能強化

基本事業

○専任の調整機関職員に対する専門性の向上を図る取組

- ・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講
- ・児童福祉司と同様の資格を有している場合は、更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講



付加的事業

※基本事業の実施が要件

○地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

- ・アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招き、研修会・講習会などを開催

○地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

- ・地域ネットワークと訪問事業(生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業等)の連携した取組

○地域住民への周知を図る取組

- ・地域ネットワーク活動や訪問事業活動について、地域住民への周知を図る取組

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（案）

（次世代育成支援対策交付金）

①趣 旨

市町村において、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークの関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

②事業内容

ア 基本事業

- ・調整機関に職員を配置する市町村に対し、専門性の向上を図る取組を行う場合に交付する。

(ア) 職員の配置

調整機関に、専任職員（非常勤職員等を含む）を原則として配置すること。

なお、専任職員（非常勤職員を含む）は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において、業務量に関わりなく調整機関の業務以外の、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に携わっている者であっても差し支えないものとする。

(イ) 取組内容

(ア)の職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。

- a 配置職員が児童福祉司と同様の資格の任用要件を満たしていない場合
 - ・別添1のaの「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。
- b 配置職員が児童福祉司の任用要件を満たしている場合
 - ・別添1のbの「更に児童虐待への専門性を向上させるための研修」を受講させる。

イ 付加的事業

アの基本事業に加えて、次の(ア)～(ウ)の取組を行う市町村に対して交付する。

(ア) 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

地域ネットワーク構成員に対し、

- a アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招聘し、児童虐待対応についての共有認識と役割分担等の効果的な運営手法についての研修会・講習会などを開催する。
- b 地域ネットワークの個別ケース検討会議又は実務者会議に、アドバイザーとして学識経験者等を招き、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける。
- c 他市町村の地域ネットワークと情報交換会等を開催し、効果的な運営手法や個別ケースについての支援方法及び進行管理等について充実強化を図る。

(イ) 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組（別添2参照）

地域ネットワークと訪問事業（生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び育児支援家庭訪問事業並びに母子保健法に基づく訪問事業をいう。）が、次のとおり連携した取組を行う。

- ・地域ネットワークの調整機関が育児支援家庭訪問事業の中核機関となり、地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、育児支援家庭訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う。
- ・生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う。

なお、生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）と母子保健法に基づく訪問事業は、各々併せて実施することが可能である。

(ウ) 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、次の取組を行う。

- a 地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う。
- b 地域ネットワーク活動や訪問事業活動についてのマニュアルや援助事例集、または社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る。

③交付の条件

ア 基本事業

- ・調整機関に一定の専門性を有した職員の配置を促進する取組

②のアの(イ)のa又はbの研修を受講した人数に応じて、1人あたり0.4ポイントを交付する。

イ 付加的事業

アの基本事業の実施を要件とし、次の(ア)～(ウ)の取組を行った場合に、各々ポイントを加算する。

(ア) 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

イの(ア)のa～cのいずれかを実施する場合に、1市町村あたり3.3ポイントを交付する。

(イ) 地域ネットワークと訪問事業との連携強化を図る取組

イの(イ)を実施する場合に、1市町村あたり3.6ポイントを交付する。

(ウ) 地域住民への周知を図る取組

イの(ウ)のa、bのいずれかを実施する場合に、1市町村あたり3.2ポイントを交付する。

a 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）

○児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会
⇒社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する
「児童福祉司資格認定通信課程」

○児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会
⇒都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」

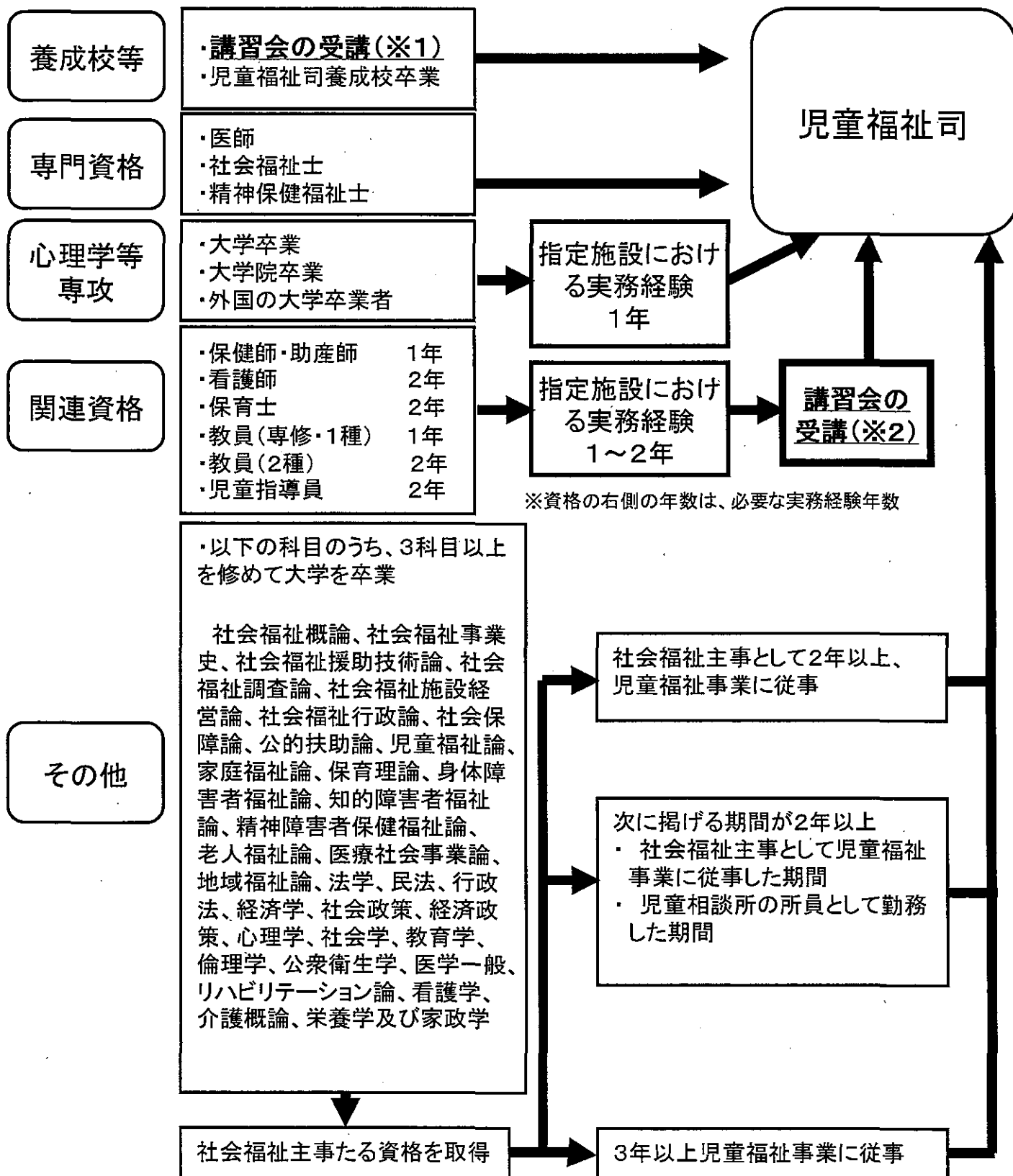
b 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修

○子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修

- ・地域虐待対応アドバンス研修
- ・テーマ別研修（親への支援、児童虐待に関する諸問題）

○その他、都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

児童福祉司の任用資格要件及び講習会について



【講習会】

※1 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会

○児童福祉司認定通信課程

(実施主体:社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院)

※2 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会

○都道府県が行う児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)

指定施設の範囲

- 指定施設の範囲は、福祉に関する相談援助をその業務とする社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格を得るための実務経験の場として認められている施設その他厚生労働大臣が適当と認める施設とする（児童福祉法施行規則第5条の3）。具体的には、以下の施設が該当する。

1. 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- 地域保健法の規定により設置される保健所
- 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
- 医療法に規定する病院及び診療所
- 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センター
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター及び精神障害者社会復帰施設
- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
- 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
- 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム
- 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉センター
- 介護保険法に規定する介護保険施設
- 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

2. 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- 精神病院
- 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）
- 保健所
- 地域保健法に規定する市町村保健センター
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター及び精神障害者地域生活援助事業を行う施設
- 前五号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

3. 上記に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

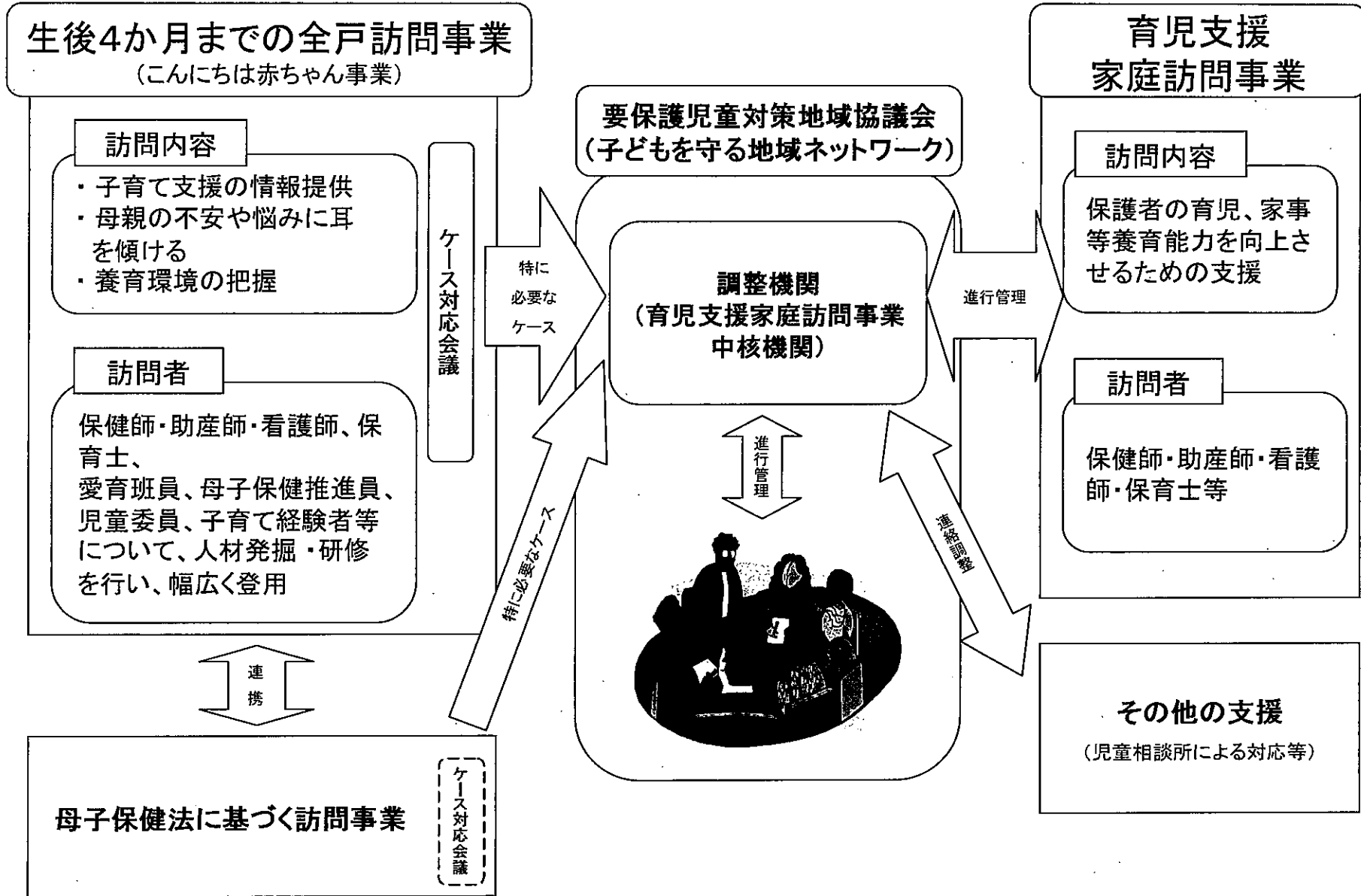
- 保育所
- 乳児院

※ 児童福祉司の任用資格要件を満たすためには、指定施設において、福祉に関する相談等の業務に従事していることが必要であり、その具体的な範囲は、下記の通知によるものとするほか、別途通知する。

①指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日 社庶第29号）

②精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日 障精第0520001号）

地域ネットワークと訪問事業との連携強化(イメージ)



児童虐待防止対策支援事業実施要綱 新旧対照表 (案)

改正後	現 行
<p>第1 目的 略</p> <p>第2 実施主体 略</p> <p>第3 事業内容 略</p> <p>1 協力体制整備事業 略</p>	<p>第1 目的 近年、児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができない状況がある。 また、児童相談所には市町村の相談窓口が相談窓口としての機能を充分果たせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。 このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>第2 実施主体 児童虐待防止対策支援事業の実施主体は、都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>第3 事業内容 下記の1～10までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 協力体制整備事業 (1) 趣旨 都道府県は、児童相談所が、地域においてきめ細かな児童虐待防止等に関する活動を行うため、地域で活動する主任児童委員等に対し、児童虐待等に関する専門研修を行い、その修了者を地域協力員として登録する等の方法により地域における協力体制（ネットワーク）（以下「ネットワーク」という。）を整備し、児童相談所との一体的な援助活動を行うとともに、地域住民に対して児童虐待防止等に資する広報・啓発を行い、子どもの福祉の向上を図るものである。</p>

改正後

現行

(2) 事業の内容及び実施方法

ア 対象者

地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、家庭相談員等（以下「主任児童委員等」とする。）の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とする。

イ 内容

都道府県は、主任児童委員等に対し児童虐待等に関する専門研修を実施し、児童相談所を中心とした地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等の協力体制の整備を促進する。

ウ 実施方法

- ① 児童相談所長は、研修を企画し、実施するものとする。
- ② 児童相談所長は、研修終了後、研修修了者と児童福祉司が円滑な連携を図れるよう配慮する。
- ③ 児童相談所長は、講師の選定にあたって児童虐待等の専門家、関係機関の職員等を招聘するなど地域の实情に応じた方法により行うものとする。
- ④ 児童相談所長は、市区町村長からの推薦により、研修者の受付を行い、参加を決定した場合には市区町村長を通じ通知するものとする。

なお、主任児童委員は、原則として全員が研修を受けるものとする。

エ 人材の登録

- ① 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備する。
- ② 児童相談所長は、各地域ごとに地域協力員、福祉事務所の地区担当者及び保健所の職員等を記載したネットワークの概要を作成し関係機関に配布するとともに市区町村の広報等により住民に周知を図る。
- ③ 児童相談所長は、ネットワークを有効に活用するため、定期的に地域協力員との連絡会を開催し、ネットワークの充実を図るものとする。
- ④ 定期連絡会は、原則として地域協力員及び市区町村の児童福祉担当者が出席するものとする。

改正後

2 カウンセリング強化事業

(1) 趣旨

児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、家族の再統合を目差した積極的な指導が求められている。

児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていたことから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対する指導を行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。

(2) 事業内容

ア 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て実施するものである。

なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。

イ～ウ 略

現行

2 カウンセリング強化事業

(1) 趣旨

児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、家族の再統合を目差した積極的な指導が求められている。

児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあるとも言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対する指導を行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。

(2) 事業内容

ア 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て実施するものである。

なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約を締結して実施すること。

さらに、家族療法事業を実施する場合には、下記イに加え、ウの条件を付加すること。

イ 精神科医等の役割は、以下の通りとする。

- (ア) 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うものとする。
- (イ) 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うものとする。
- (ウ) 援助方針会議で保護者に対する心理療法が決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うものとする。

ウ 家族療法事業

(ア) 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。

(イ) 児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して、子ども及び保護者の治療計画（プログラム）を作成し実施すること。

改正後

現行

(3) 略

3 医療的機能強化事業

(1) 趣旨

都道府県は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、専門的技術的助言又は医学的知見の観点から心身の治療の必要性を判断することにより、児童相談所の医療的機能を強化するものである。

(2) 事業内容

① 対象者

この事業の対象者は、児童相談所で相談を受理した子ども（一時保護中の子ども等を含む）及び保護者で、児童相談所長が協力医療機関からの専門的技術的助言又は心身の治療が必要と判断した者とする。

② 実施方法

ア 都道府県は、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、契約の締結や申し合わせを交わす等により実施するものとする。

イ 協力医療機関は、当該対象者に対して的確に診断し、専門的技術的助言又は心身の治療の必要性を判断するものとする。

(ウ) 実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。

(エ) 当事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。なお、その場合の非常勤職員が有する資格については、9の「24時間・365日体制強化事業」(3)に記載の任用資格が必要であること。

(オ) 事業終了後は、報告書、マニュアル(ガイドライン)等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。

(3) 留意事項

ア 本事業を円滑に実施するには、子ども、保護者の状態の変化に即した対応が必要である。そのためには、児童相談所と担当する精神科医等とが情報交換を密にし、情報の共有化を図り、効果的な対応の確保に努めること。

イ 本事業を実施するに際し、個人情報の保護には十分留意すること。

3 医療的機能強化事業

(1) 趣旨

都道府県は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力病院に指定し、専門的技術的助言又は医学的知見の観点から心身の治療の必要性を判断することにより、児童相談所の医療的機能を強化するものである。

(2) 事業内容

① 対象者

この事業の対象者は、児童相談所で相談を受理した子ども（一時保護中の子ども等を含む）及び保護者で、児童相談所長が医療機関からの専門的技術的助言又は心身の治療が必要と判断した者とする。

② 実施方法

ア 都道府県は、地域の医療機関を協力病院に指定し、契約を締結し実施するものとする。

イ 協力病院は、当該対象者に対して的確に診断し、専門的技術的助言又は心身の治療の必要性を判断するものとする。

改正後

現行

4 法的対応機能強化事業

(1) 趣旨

児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発や暴力を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士、警察官OB等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるものとする。

(2) 事業内容

- ① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものである。
- ② 弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。
 - ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うものとする。
 - イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うものとする。または、臨検又は捜査に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

(1) 趣旨

児童相談所におけるスーパーバイザー（専門的助言者）の体制の充実を図るとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めることが求められている。このため、高度な専門性をもった学識経験者や警察官OB等の実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。

(2) 事業内容

- ① 本事業は、児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て実施するものである。
- ② 学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。
 - ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜査に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

4 法的対応機能強化事業

(1) 趣旨

児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発や暴力を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるものとする。

(2) 事業内容

- ① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものである。
- ② 弁護士等の役割は、以下の通りとする。
 - ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うものとする。
 - イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うものとする。

5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

(1) 趣旨

児童相談所におけるスーパーバイザー（専門的助言者）の体制の充実を図るとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めることが求められている。このため、高度な専門性をもった学識経験者や実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。

(2) 事業内容

- ① 本事業は、児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て実施するものである。
- ② 学識経験者等の役割は、以下の通りとする。
 - ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

改正後	現行
<p>イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上を図るものとする。</p> <p>ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。</p> <p>エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防くとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や死亡事例検証委員会等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。</p> <p>6 専門性強化事業</p> <p>(1) 趣旨 地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成を念頭に、実践的な研修を実施するとともに、<u>専門的対応マニュアル・ガイドライン(以下「マニュアル等」という。)</u>を作成し、関係機関に配布するなどの活用を図り、対応職員の専門性の向上に努めるものとする。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 専門家養成のための実践的な研修 ② 研修を行う講師等の中央研修への参加派遣 ③ <u>マニュアル等の作成(改定含む)・配布</u></p> <p>(3) 実施方法</p> <p>① 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施すること。 ② <u>マニュアル等の作成等は、児童虐待問題等に関する実務経験者及び学識経験者等を委員とする作成委員会を設置し行うこと。なお、委員の選定にあたっては、相談実務に精通した者等を含むこと。</u> ③ <u>作成委員会は、相談業務の実情を十分に調査した上で、企画、立案し、作成等を行うこと。</u> ④ マニュアル等は、作成した後も必要に応じて内容を更新すること。</p> <p>(4) 留意事項 <u>マニュアル等の作成等にあたっては、児童自立支援計画研究会作成の「子ども自立支援計画ガイドライン」を材料として活用する等、必要に応じて適宜作成されたい。</u></p>	<p>イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上を図るものとする。</p> <p>ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。</p> <p>エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防くとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や死亡事例検証委員会等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。</p> <p>6 専門性強化事業</p> <p>(1) 趣旨 地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成を念頭に、実践的な研修を実施するとともに、<u>専門的対応マニュアル・ガイドライン(以下「マニュアル等」という。)</u>を作成し、関係機関に配布してその活用を図り、対応職員の専門性の向上に努めるものとする。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 専門家養成のための実践的な研修 ② 研修を行う講師等の中央研修への参加派遣 ③ <u>マニュアル等の作成・配布</u></p> <p>(3) 実施方法</p> <p>① 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施すること。 ② <u>マニュアル等の作成は、児童虐待問題等に関する実務経験者及び学識経験者を委員とする作成委員会を設置し行うこと。なお、委員の選定にあたっては、相談実務に精通した者等を含むこと。</u> ③ <u>作成委員会は、相談業務の実情を十分に調査した上で、企画、立案を行った上で作成すること。</u> ④ マニュアル等は、作成した後も必要に応じて内容を更新すること。</p> <p>(4) 留意事項 <u>マニュアル等の作成にあたっては、児童自立支援計画研究会作成の「子ども自立支援計画ガイドライン」を材料として活用する等、必要に応じて適宜作成されたい。</u></p>

改正後

現行

7 一時保護機能強化事業

(1) 趣旨

現在、一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもが同一の空間において援助されている混合援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもの教育の保障などの問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。そのため、地域の医療機関にあってもこうした虐待等の支援を要する子どもの問題に直面する機会も増えている。

このため、都道府県は、こうした医療機関からの要請を受けて、虐待を受けた子ども等に適切に対応する医療機関（以下「協力医療機関」という。）を確保することや、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である児童指導員OB、教員OB、警察官OB、看護師及び心理士などによる一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価（アセスメント）を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

(2) 事業内容

- ① 協力医療機関の確保
- ② 一時保護対応協力員の配置

(3) 実施方法

- ① 都道府県は、協力医療機関に対して、虐待を受けた子どもの緊急一時保護や一時保護所等での保護が困難な疾病等を有する乳幼児又は疾病等を有するおそれのある乳幼児等に適切に対応できる医療体制の強化等を図り、地域における緊急一時保護に対し積極的に協力を求めることとする。
- ② 協力医療機関は、児童虐待に関する事例検討委員会等を実施するなどにより、児童虐待の理解に努めることとする。
- ③ 一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、次に掲げるいずれかの業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。
 - ア 個々の保護している子どもについての的確なアセスメントが行えるよう児童指導員等を補助する。
 - イ 個々の保護している子どもの学力に応じた学習指導を行うものとする。

7 一時保護機能強化事業

(1) 趣旨

現在、一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもが同一の空間において援助されている混合援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもの教育の保障などの問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。そのため、地域の医療機関にあってもこうした虐待等の支援を要する子どもの問題に直面する機会も増えている。

このため、都道府県は、こうした医療機関からの要請を受けて、虐待を受けた子ども等に適切に対応する病院（以下「協力病院」という。）を確保するとともに、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である児童指導員OBや教員OBなどによる一時保護対応協力員を配置し、的確な実態把握・評価（アセスメント）を行い、子どもに適切な支援、教育、心理治療を実施し、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

(2) 事業内容

- ① 協力病院の確保
- ② 一時保護対応協力員の配置

(3) 実施方法

- ① 都道府県は、協力病院に対して、虐待等に適切に対応できる医療体制の強化を図り、地域における緊急一時保護に対し積極的に協力を求めることとする。
- ② 協力病院は、児童虐待に関する事例検討委員会等を実施し、児童虐待の理解に努めることとする。
- ③ 一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、次の業務を行うものである。ただし、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。
 - ア 個々の保護している子どもについての的確なアセスメントが行えるよう児童指導員等を補助する。
 - イ 個々の保護している子どもの学力に応じた学習指導を行うものとする。

改正後

- ウ 心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。
- エ 夜間休日体制等の充実を図り、混合援助などからくる子どもの間でのトラブルなどの軽減や即時対応体制の強化を図ることとする。
- オ 疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応

(4)、(5)
略

8 市町村及び民間団体との連携強化事業
略

現行

- ウ 心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。
- エ 夜間休日体制等の充実を図り、混合援助などからくる子どもの間でのトラブルなどの軽減や即時対応体制の強化を図ることとする。

- (4) 一時保護対応協力員の任用資格
一時保護対応協力員は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。
- ① 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者
 - ② 教員として従事した経験を有する者
 - ③ 児童福祉司として従事した経験を有する者
 - ④ 児童心理司として従事した経験を有する者
 - ⑤ 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者
 - ⑥ 保育士として子ども及び保護者の指導に従事した経験を有する者
 - ⑦ 児童福祉事業に熱意があつて、前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者
- (5) 留意事項
- ① 様々な異なる背景を有する子どもが入所する一時保護所での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。
 - ② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならないこと。

- 8 市町村及び民間団体との連携強化事業
- (1) 趣旨
都道府県（児童相談所）は、要保護性の高い困難事例に対応していくとともに、住民に身近な市町村における相談体制の整備や民間団体との連携の強化を図っていくことが必要である。
そのため、市町村に対する後方支援の観点から、児童相談所の持っている相談対応や情報提供の援助技術等を市町村に伝播するとともに、NPO法人等の民間団体を活用した取組みを行うものとする。
- (2) 事業内容
- ① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援
 - ・ 児童相談所は、児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所OB職員などを市町村又は要保護児童対策地域協議会に派遣・配

改正後

現行

9 24時間・365日体制強化事業

(1) 趣旨

児童相談所は、新たに児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援することを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るものである。

(2) 事業内容

- ① 各児童相談所に、24時間・365日体制対応協力員を配置する。
- ② 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB職員、警察官OB等の非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。

- ③ また、②に掲げる時間帯または祝休日に、児童相談所の職員を充てた場合の、平日の時間帯における②に定める非常勤職員等を配置する場合の体制強化についても対象とする。

(3)、(4)

略

置して、児童相談所が有する援助技術等の提供を図るものとする。
児童相談所は、市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町村が実施する先駆的な取組みに関する支援等を実施することにより、市町村における相談体制の充実を図るものとする。

② 民間団体との連携

都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。

9 24時間・365日体制強化事業

(1) 趣旨

児童相談所は、新たに児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援することを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るものである。

(2) 事業内容

- ① 各児童相談所に、24時間・365日体制対応協力員を配置する。
- ② 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術を有した児童相談所OB職員または民間団体やボランティア活動を通じ相談援助活動経験のある非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。

- ③ また、②に掲げる時間帯または祝休日に、児童相談所の職員を充てた場合の、平日の時間帯における②に定める非常勤職員等を配置する場合の体制強化についても対象とする。

(3) 24時間・365日体制対応協力員の任用資格

協力員は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。

- ① 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者
- ② 教員として従事した経験を有する者
- ③ 児童福祉司として従事した経験を有する者
- ④ 児童心理司として従事した経験を有する者
- ⑤ 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者
- ⑥ 保育士として児童及び保護者の指導に従事した経験を有する者

改正後

現行

- 10 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）
- (1) 趣旨
児童福祉法の改正により、保健師・保育士等の新たな職種も児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体となり、児童福祉司の任用資格取得のための研修（講習会）を実施するもの。
- (2) 事業内容
保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修（講習会）
- (3) 実施基準
① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人等。
② 受講の対象者は、都道府県及び市町村の職員（要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員を含む）
③ 講義及び演習により行うもの。
④ 修業年限は概ね3月以内。
- (4) 研修（講習会）の内容
研修（講習会）の内容は、以下に定めるもの以上とすること。
【講義科目】
児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論
【演習科目】
社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習
※ なお、市町村の職員も受講対象者であることから、研修（講習会）の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村児童家庭相談に関する内容を含めるよう努めること
- (5) 留意事項
研修（講習会）の実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周

- ⑦ 児童福祉事業に熱意があつて、前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者
- (4) 留意事項
① 勤務時間が深夜から早朝になるなど、変則勤務が生じることから、労働関係法規に留意すること。
② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。
- 10 児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）
- (1) 趣旨
児童福祉法の改正により、保健師等の新たな職種も児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体となり、児童福祉司の任用資格取得のための研修（講習会）を実施するもの。
- (2) 事業内容
保健師等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修（講習会）
- (3) 実施基準
① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人等。
② 講義及び演習により行うもの。
③ 修業年限は概ね3月以内。
- (4) 研修（講習会）の内容
研修（講習会）の内容は、以下に定めるもの以上とすること。
【講義科目】
児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論
【演習科目】
社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習

改正後	現行
<p><u>知を行うなどにより、調整機関職員の研修受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。</u></p> <p>第4 国の助成 国は、都道府県がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>第4 国の助成</p> <p><u>1 国は、都道府県がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。</u></p> <p><u>2 都道府県知事は、国の補助を受けようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ当省に協議しなければならない。</u></p>

一時保護施設等緊急整備計画の策定について（案）

児童相談所の一時保護施設については、虐待を受けた子どもの保護が増加してきており、恒常的に定員を超過して保護している一時保護施設が見られるほか、幼児と中高生あるいは被虐待児と非行児を同一環境でケアするような事態が生じている。

このような定員不足状態は早急に改善する必要があることから、定員不足等の状態にある一時保護施設を有する自治体に対しては、ハード交付金（次世代育成支援対策施設整備交付金）の積極的な活用も含め、遅くとも平成21年度までに定員不足状態を解消するための改善計画「一時保護施設等緊急整備計画（以下、「緊急整備計画」という。）」の策定を、昨年度に引き続き求めるものとする。

1. 緊急整備計画の策定の対象となる自治体

平成19年1月～12月末までの間で、一時保護施設の定員を超えて一時保護を行った日数が1日以上の一時保護施設を有する自治体

2. 緊急整備計画の策定を行う自治体への特例措置

(1) 緊急整備計画に基づく各自治体における施設整備については、ハード交付金（次世代育成支援対策施設整備交付金）の取扱いに関し、優先的に取扱う。

(2) 緊急整備計画を策定した自治体については、緊急整備計画期間中、次の特例措置を認める（「児童福祉法による児童入所措置費等国庫負担金について（交付要綱）」の第7に基づく特例措置）

児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、障害児施設において、最低基準に照らし、施設・設備に余裕がある場合には、認可定員を超えての一時保護委託児童の受け入れを認める。また、その場合の事務費についても、日割りで支弁を行う。

（児童保護費等負担金（入所施設措置費））

(3) 定員を超えて一時保護を行った日数が60日以上の一時保護施設を有する自治体については、下記の①施設整備補助、②事業費補助について、緊急整備計画の策定を条件とする

① 一時保護施設整備の補助（ハード交付金）

② 児童虐待・DV対策等補助金のうち「一時保護機能強化事業」「24時間・365日体制強化事業」の2事業

3. 緊急整備計画の策定・提出期限

平成20年3月末日

平成 20 年 度

要保護児童対策模範事業表彰の実施について（案）

（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長表彰）

1 目的

各自治体における、児童虐待、非行などの要保護児童対策の一層の向上を図るため、児童相談所及び市町村関係機関（要保護児童対策地域協議会又はその構成機関をいう）の行う取組が、先駆的・独創的であり、かつ、他の児童相談所や市町村関係機関の模範となるような取組を行う団体について表彰を行い、もって児童相談所や市町村における要保護児童対策の向上を図るものである。

2 表彰対象

児童相談所（中央児童相談所）部門	} それぞれについて、若干数
児童相談所（地域児童相談所）部門	
市町村関係機関部門	

3 表彰基準

以下の①～③全てに該当している児童相談所又は市町村関係機関のうち、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市より推薦された団体・機関から、厚生労働省において選考

- ① 平成18年度に開始された、または平成19年度に開始された、先駆的、独創的な取組であること
 - ※ 先駆的、独創的な取組の例については、別添を参照
 - ※ 「平成18年度に開始された取組」も対象としているのは、②の実績及び効果が、取組終了後直ちに表現（評価）できない取組もあると考えられることから、対象とする
- ② ①の取組の「実績」及び「効果」が、数値等で表現（評価）できること
 - ※ 数値的表現（評価）については、別添2を参照
- ③ 次に定める要件の全てを満たしていること
 - 【児童相談所部門の場合】
 - ・ 虐待通告があった際の安全確認を行う時間ルールを「48時間以内」と

定めていること

- ・ 児童福祉法等に定める児童福祉司の配置標準や、児童相談所運営指針に定めるスーパーバイザーの配置標準を満たしていること

【市町村関係機関部門の場合】

- ・ 平成20年4月1日現在において、要保護児童対策地域協議会を設置している市町村であること。
- ・ 平成20年1月以降、実務者会議又は個別ケース検討会議が開かれていること。

4 被表彰団体の推薦

推薦にあたっては、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市は、児童相談所（中央児童相談所）部門、児童相談所（地域児童相談所）部門、市町村関係機関部門それぞれ各1団体（又は機関）を上限として選定し、後日、正式に送付する様式により、推薦調書を作成し、平成20年4月末日までに、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課に提出すること。

なお、当該表彰は取組の数を表彰するものではなく、取組の内容を表彰するものであるため、各団体（又は機関）が推薦する取組の数については、1機関1つの取組を上限とする。

5 表彰式

表彰式は、平成20年6月下旬（予定）に厚生労働省で開催される「全国児童相談所長会議」において、表彰式を行う予定。

また、表彰された取組については、同所長会議において御紹介いただく予定。

先駆的、独創的な取組とは

(児童相談所の場合)

- ・ 性的虐待、心理的虐待に関する取組
- ・ 家族再統合に関する取組
- ・ 非行相談に関する取組
- ・ 管内市町村の支援に関する取組
- ・ 市町村（要保護児童対策地域協議会）と児童相談所の連携に関する取組
- ・ 警察や教育委員会等の関係機関との連携に関する取組 など

について創意工夫がなされ、他の自治体の模範となるような取組をいう

(市町村関係機関の場合)

- ・ 虐待防止機運の醸成に向けた取組
- ・ 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や育児支援家庭訪問事業に関する取組
- ・ 市町村の児童家庭相談に関する体制や運営（夜間・休日相談など）に関する取組
- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営に関する取組
- ・ 教育委員会、警察、民生児童委員、医療機関等の関係機関との連携に関する取組 など

について創意工夫がなされ、他の自治体の模範となるような取組をいう

平成19年度の表彰団体と取組

1 児童相談所部門 1 児童相談所

大阪府中央子ども家庭センター非行ワーキンググループ

○ 取組 . . . 非行相談に関する取組（性加害児童への援助手法の確立）

○ 実績 . . . 性暴力相談ガイドラインの策定（平成19年3月）

・平成19年度（7月末時点）

アセスメント実施 34件

（施設入所事例7件、在宅事例27件）

性暴力を行った子どもは、他者に対して暴力行為を行ったという事実を重く受け止める必要がある一方、実際には、その子ども自身が、過去に不適切な養育環境におかれていたり、暴力を受けていた経過がある場合も少なくないとの認識から、児童福祉に携わる者として、性暴力の相談においても適切な介入や援助を行うことができるよう、性暴力に着目したアセスメントの方策や対応方法についてまとめた指針（ガイドライン）を本年3月に作成した。

ガイドライン作成後の効果としては、①継続指導中の児童においては、自らの加害行為の改善に向けて動機付けが明確になり、内省が出てきている事例がある等再発防止への効果 ②今まで非常に理解が困難であった性加害児童のアセスメントができることにより、指導のポイントが明確になり、本児童相談所のみならず、府内各児童相談所や施設職員のスキルアップにつながった。

2 市町村関係機関部門・・・ 1機関

東京都世田谷区子ども部子ども家庭支援課児童虐待対策支援チーム、世田谷区各総合支所子ども家庭支援センター

○ 取組・・・虐待の発生予防から再発防止までの支援体制に関する取組
(被虐待児への学生ボランティア派遣事業)

○ 実績・・・平成18年12月～派遣開始。

平成18年度実績 11ケース延べ77回

平成19年度(7月末時点) 17ケース延べ56回

事業実施による効果として、

① 家庭内の状況把握が可能となり、支援が可能となった

(従来の行政による支援に対し拒否的であった家庭が、学習(学生)という切り口での支援に対して受け入れ、閉鎖的であった家庭内の状況が把握でき、介入・支援が可能となった) = 11件

② 被虐待児について対人関係の改善が見られるようになった

(行政職員と比べ「学生」という、子どもの年齢に近い者が支援を行うことにより、子ども本人の心理的ハードルが緩和され、話しやすい関係を持てるようになったことにより「自分の感情コントロールができるようになった」「本音が話せるようになった」などの、対人関係の改善が見られるようになった) = 6件

平成20年度 国の実施する児童家庭相談に携わる職員の研修等 <実施機関・対象者所属別>

研修実施機関	都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市職員	市町村職員等
子どもの虹 情報研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所長研修<前期・後期><60人> ・児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修<80人> ・<u>児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修<80人></u> ・児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修<80人> ・医師専門研修<30人> ・治療機関・施設専門研修<80人> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域虐待対応アドバンス研修<80人×4回></u> (秋田・岐阜・茨城・宮崎)
国立武蔵野学院	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所一時保護所指導者研修<30人×2回> (第1グループ・第2グループ) ・里親対応関係機関職員研修<30人> ・思春期問題対応関係機関職員研修<30人> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域虐待対応研修指導者養成研修<60人×2回></u> (グループA・グループB) ・テーマ別研修 (親への支援) <80人> ・テーマ別研修 (児童虐待に関する諸問題) <80人>
国立保健医療科学院	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修<80人> 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止研修 (保健師等対象 ※注1)
全国社会福祉協議会 中央福祉学院	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司任用資格認定講習会<200人> (通信教育・スクーリング5日間) 	

太字は新設

※ 注1 受講資格：保健所及び市町村等において母子保健業務、精神保健福祉業務等に従事している中堅保健師、助産師（実務経験5年以上）。児童相談所に勤務する保健師等。
 ただし、虐待事例への支援経験を有することが望ましい。

平成20年度 児童家庭相談に携わる職員を対象とした研修等一覧

研修名	対象者区分	日程	実施機関	開催地
児童相談所長研修	新任児童相談所長	4月24日～25日 (1泊2日宿泊)	子どもの虹 情報研修センター	静岡県熱海市
医師専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等で児童虐待に携わる医師	5月20日～21日 (1泊2日宿泊)	子どもの虹 情報研修センター	神戸市
地域虐待対応研修指導者研修 (グループA)	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整機関及びこれらを所管する本庁の職員等で、研修講師・企画立案担当予定者等の都道府県・政令市から推薦を受けた者	6月3日～6日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童虐待防止研修	保健所及び市町村等において母子保健業務、精神保健福祉業務等に従事している中堅保健師、助産師(実務経験5年以上)の方、児童相談所に勤務する保健師等。ただし、虐待事例への支援経験を有することが望ましい。	6月30日～7月4日(5日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー研修	指導的立場にある 児童福祉司 スーパーバイザー	7月1日～4日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応研修指導者研修 (グループB)	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整機関及びこれらを所管する本庁の職員等で、研修講師・企画立案担当予定者等の都道府県・政令市から推薦を受けた者	7月15日～18日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童心理司 スーパーバイザー研修	指導的立場にある 児童心理司 スーパーバイザー	8月26日～29日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応アドバンス研修 (秋田県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	9月18日～19日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	秋田県
児童相談所長研修 (後期)	新任児童相談所長	10月22日～24日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
治療機関・施設専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる職員	11月11日～14日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	中堅児童福祉司 中堅児童心理司 (児童相談所経験3年以上5年以下)	11月19日～21日(3日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
地域虐待対応アドバンス研修 (岐阜県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	11月27日～28日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	岐阜県
地域虐待対応アドバンス研修 (茨城県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	12月4日～5日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	茨城県
里親対応関係機関職員研修	児童相談所等 里親対応担当職員等	12月8日～10日(3日間)	国立武蔵野学院	さいたま市
児童相談所一時保護所 指導者研修(第1グループ)	一時保護所職員で 指導的立場にある者	1月14日～16日(3日間)	国立武蔵野学院	さいたま市
地域虐待対応アドバンス研修 (宮崎県)	要保護児童対策地域協議会調整機関の職員等で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	1月15日～16日(2日間)	子どもの虹 情報研修センター	宮崎県
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	中堅児童福祉司 中堅児童心理司 (児童相談所経験3年以上5年以下)	2月3日～6日(4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所一時保護所 指導者研修(第2グループ)	一時保護所職員で 指導的立場にある者	2月4日～6日(3日間)	国立武蔵野学院	さいたま市
思春期問題対応関係機関職員 研修	思春期問題 対応関係機関職員	2月16日～18日(3日間)	国立武蔵野学院	さいたま市
テーマ別研修(親への支援)	この問題に関わる 専門職で各所属機関で 指導的立場にある者	3月4日～6日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
テーマ別研修 (児童虐待に関する諸問題)	この問題に関わる 専門職で各所属機関で 指導的立場にある者	3月11日～13日(3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童福祉司任用資格認定講習会	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する実務に携わる市町村の職員で、学校教育法第52条による4年制大学を卒業した者又は平成20年3月に卒業見込みの者	4月1日から1年間 通信教育及びスクーリング(5日間)	全国社会福祉協議会 中央福祉学院	神奈川県 三浦郡葉山町

○ 平成20年度 子どもの虹情報研修センター 虐待対応研修一覧 (実施月別)

	研修名	受講対象	実施時期	定員
20年 4月	児童相談所長研修 <前期> [宿泊研修] ㊦	新任児童相談所長	4月24日(木) ～25日(金)	60名
5月	児童相談所・情緒障害児短期 治療施設・医療機関等医師 専門研修 [宿泊研修] ㊦	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関 等で児童虐待に携わる医師	5月20日(火) ～21日(水)	30名
6月	地域虐待対応研修指導者 養成研修 (グループA) ㊦	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整機関 及びこれら所管する本庁の職員等で、都道府県・政 令市から研修講師・企画立案担当予定者等として受 講の推薦を受けた者	6月3日(火) ～6日(金)	60名
7月	児童相談所児童福祉司スー パーバイザー研修	児童相談所で指導的立場にある児童福祉司(スー パーバイザー)で、児童福祉司経験5年以上の者	7月1日(火) ～4日(金)	80名
	地域虐待対応研修指導者 養成研修 (グループB) ㊦	児童相談所・要保護児童対策地域協議会調整機関 及びこれら所管する本庁の職員等で、都道府県・政 令市から研修講師・企画立案担当予定者等として受 講の推薦を受けた者	7月15日(火) ～18日(金)	60名
	大学生・大学院生児童虐待 MDT(多分野横断チーム) 研修	児童虐待に関心のある大学生・大学院生	7月29日(火) ～30日(水)	80名
8月	児童相談所児童心理司 スーパーバイザー研修 ㊦	児童相談所で指導的立場にある児童心理司(スー パーバイザー)で、児童相談所経験5年以上の者	8月26日(火) ～29日(金)	80名
9月	地域虐待対応アドバンス 研修(秋田県) ㊦	要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等 で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	9月18日(木) ～19日(金)	80名
	情緒障害児短期治療施設 職員指導者研修 ㊦	情緒障害児短期治療施設で指導的立場にある主 任心理士、主任指導員、主任保育士等	9月24日(水) ～26日(金)	30名
10月	児童養護施設職員指導者 研修	児童養護施設で指導的立場にある主任指導員・個 別対応職員・主任保育士・家庭支援専門相談員等	10月7日(火) ～10日(金)	80名
	児童相談所長研修<後期>	同研修<前期>に参加した児童相談所長	10月22日(水) ～24日(金)	60名
11月	治療機関・施設専門研修	児童相談所、情緒障害児短期治療施設、小児精神 科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる職員	11月11日(火) ～14日(金)	80名
	公開講座	子どもの虐待防止等に関心のある方 ※治療機関・施設専門研修の最終日に実施	11月14日(金)	150名
	地域虐待対応アドバンス 研修(岐阜県) ㊦	要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等 で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	11月27日(木) ～28日(金)	80名
12月	地域虐待対応アドバンス 研修(茨城県) ㊦	要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等 で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	12月4日(木) ～5日(金)	80名
	児童福祉施設指導者合同 研修	乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設で指導 的立場にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専 門相談員、個別対応職員等で、施設経験5年以上の 者	12月17日(水) ～19日(金)	80名

21年 1月	地域虐待対応アドバンス 研修(宮崎県) ㊦	要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等 で、さらに専門的な知識・実務を学ぼうとする者	1月15日(木) ～16日(金)	80名
	乳児院職員指導者研修	乳児院で指導的立場にある主任保育士・家庭支援 専門相談員等	1月27日(火) ～30日(金)	60名
2月	児童相談所中堅児童福祉 司・児童心理司合同研修	児童相談所の中堅クラスの児童福祉司又は児童心 理司で、児童相談所経験3年以上5年以下の者	2月3日(火) ～6日(金)	80名
	児童福祉施設心理担当職員 合同研修	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子 生活支援施設等の心理担当職員	2月18日(水) ～20日(金)	80名
3月	テーマ別研修 (親への支援)	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的 立場にある者	3月4日(水) ～6日(金)	80名
	テーマ別研修 (児童虐待に関する諸問題)	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的 立場にある者	3月11日(水) ～13日(金)	80名
随時	児童福祉施設職員等地域合同 研修	児童福祉施設等で子どもや家族の援助に携わる 職員	年3か所 (随時実施)	各30 名程度
	児童福祉関係職員長期研修 (Web研修) ㊦	児童福祉に携わる職員で、高度専門的な知識・実務 を継続的に学びたい者	(別途決定)	数名

都道府県等からの追加質疑に対する回答

この質疑回答集は、全国児童福祉主管課長・児童相談所長合同会議（平成19年11月1日開催）後、都道府県等から追加で提出いただいた質問事項に対する回答である。

※ 質問事項の表記はほぼ原文のママ

1. 児童虐待防止法関係

番号	質問事項	回答
(1)	<p>出頭要求の対象となる事例の判断について</p> <p>出頭要求の対象事例を「児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき」としているが、具体的にはどのような事例を想定しているか。現場では保護者が様々な理由をつけて子どもの登校を禁止していると思われる事例も「虐待のおそれがある」として対応している。このような登校禁止事例に対しても、出頭要求が適用されると判断してよいか。</p> <p>[東京都]</p>	<p>児童虐待の防止等に関する法律（以下「法」という。）第8条の2第1項に規定する「児童虐待が行われているおそれがある」と認められる場合には、出頭要求を行うことは可能である。</p> <p>なお、この「児童虐待が行われているおそれがあると認められる場合」については、現行法第9条の要件と同じである。</p>
(2)	<p>出頭要求に保護者のみが応じた場合の扱い</p> <p>出頭要求は、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求めるが、同伴すべき児童を同伴せずに保護者のみが出頭した場合、出頭要求に応じないものとして取り扱ってよいか。</p> <p>[東京都]</p>	<p>貴見のとおりである。</p>
(3)	<p>保護者への出頭要求(第8条の2関係)について</p> <p>「児童相談所の家庭訪問等によっても長期間児童の姿を確認できない事例」と示されていますが、この「家庭訪問等」の「等」には市町村・学校などの関係機関による確認を含むと解するが、如何か。</p> <p>[北海道]</p>	<p>児童相談所が、市町村や学校の協力を得つつ児童の安全確認をしようとしても確認できない事例を想定している。</p>
(4)	<p>出頭要求における代理出頭の是非</p> <p>保護者がやむをえない理由により出頭を求める日時に出頭できない場合、速やかに児童の安全確認を行うために、祖父母、叔父(伯父)・叔母(伯母)、兄弟姉妹などが児童を同伴して</p>	<p>代理の場合、出頭要求に応じたものとするとは認められない。</p> <p>ただし、速やかな児童の安全確認を行う観点からは、まずご指摘のような対応を図ることは適切であると考えら</p>

番号	質問事項	回答
	出頭することは可能か。 [東京都]	れる。
(5)	<p>出頭要求及び再出頭要求に係る警察署長に対する援助要請について 「質問事項と回答(案)」(15)において、出頭要求、再出頭要求については警察への援助要請の対象とはされていないところであるが、出頭要求及び再出頭要求の告知文書の交付にあたり、職員に危害が及ぶことが考えられる場合、援助要請を行うことができるよう再考されたい。 [東京都]</p> <hr/> <p>出頭要求、再出頭要求における警察への援助要請について(要望) 問答によれば、出頭要求、再出頭要求は警察への援助要請の対象とされていないとのこと。 保護者が不在か居留守を使っている場合は問題は発生しにくいですが、保護者が児童相談所の職員に面と向かって対応する場合は、文書を交付する段階などで不穏な行動に及ぶ可能性があることから、必要な場合は援助要請の対象として取り扱って欲しいこと。 [岩手県]</p> <hr/> <p>出頭要求 警察への援助要請 合同会議資料「質問事項と回答(案)」の質問(15)の回答において「出頭要求、再出頭要求については、援助要請の対象とはされていない」とあるが、出頭要求書の交付の際、当該事案の過去の経緯から児童相談所職員に対する妨害、危険行為が予想される場合、どのように対処すればよいかご教示いただきたい。 [大阪府]</p>	<p>出頭要求、再出頭要求については、法第10条の援助要請の対象とはならない。 なお、万一、出頭要求の文書交付の際などに、保護者等から危害が加えられるなど具体的な危険性がある場合は、警察署に相談されたい。</p>
(6)	<p>臨検又は捜索に係る許可状の請求が却下された場合の対応について 出頭要求を受けた保護者又は立入調査を受けた保護者が再出頭要求に応じないことから、裁判所に臨検又は捜索の許可状の請求を行ったものの、却下</p>	<p>許可状の却下については、裁判官において、許可状発付の要件を審査し、その上で、例えば、請求がその方法に著しく違反している場合、請求に理由</p>

番号	質問事項	回答
	<p>された場合は、請求書並びに添付資料の加筆・修正により再修正すればことが足りるのか。改めて、出頭要求～立入調査～再出頭要求の手順が必要となるのか。</p> <p>[岩手県]</p>	<p>がないと認められる場合等個別の理由により却下することとなるため、一概に加筆・修正すればこと足りるという性質のものではない。また、裁判官から許可状請求を却下されたことをもって、改めて出頭要求から手続を行わなければならないことはない。</p>
(7)	<p>出頭要求（第8条の2関係）の困難と認められる場合について</p> <p>1-（3）に示す、出頭困難理由の「やむを得ない理由」については、個別具体的に検討するものと理解しているが、検討の目安としたいので該当理由を例示されたい。</p> <p>また、当該保護者が「やむを得ない理由」を提示した場合においても、速やかにその後の子どもの安全確認について、当該保護者から別の日時や方法が示されない場合については、「やむを得ない理由」を提示した場合でも、出頭要求を拒否したものとみなして差し支えないか（原則、やむを得ない理由は認められないと考えても差し支えないか）。</p> <p>[北海道]</p>	<p>「やむを得ない理由」が提示された場合の取扱いについては、個別に判断していただくかざるを得ないと考えている。いずれにせよ、その判断に当たっては、速やかに安全確認を行う必要性を十分考慮することが必要である。</p>
(8)	<p>出頭要求（出頭）</p> <p>合同会議資料「質問事項と回答(案)」の質問（3）の回答において、『出頭を求める日時は少なくとも告知日の翌日以降である必要がある』との考え方が示されているが、児童の保護のために速やかな臨検が要求される事案の再出頭要求については指定した期日に出頭しない場合は、理由のいかんにかかわらず「保護者が出頭に応じない」と取扱ってよろしいか</p> <p>[大阪府]</p>	<p>回答（7）に同じ。</p>
(9)	<p>出頭要求（完遂要件）</p> <p>出頭要求の文書交付について、長期間不在であることが明確である客観的状況にある場合を除き、郵便受箱等の適当な箇所に差し入れると示されている。この際あわせて電話連絡や玄関先での呼びかけを行うことになっている</p>	<p>貴見のとおりである。</p> <p>なお、電話連絡や玄関先での呼びかけのほか、告知書が含まれている旨を封筒に記載することも手法としてあり得る。</p>

番号	質問事項	回答
	<p>が、これらに対しても全く応答がない場合であっても出頭要求は完遂したと解釈してよろしいか [大阪府]</p>	
(10)	<p>許可状を請求できる裁判所について(要望) ガイドラインによれば、臨検又は捜索の許可状については、児童の住所又は居所の所在地を管轄する裁判所に請求することとされている。 しかしながら、遠隔地に児童の居所があり、その居所の管轄裁判所も遠隔にある場合は、迅速な請求が難しいことも想定されるので、児童相談所の所在地を管轄する裁判所に対しても請求できるようにして欲しいこと。 [岩手県]</p>	<p>臨検又は捜索（以下「臨検等」という。）を行う際の臨検・捜索許可状の請求先となる裁判所については、法上、児童の住所又は居所を管轄する裁判所の裁判官と規定されている。</p>
(11)	<p>裁判官に対する許可状の請求について 法務局関係は、平日定時しか文書を受け付けられないようだが、時間外対応は可能なのか。裁判所では、平日/休日/夜間の対応が分かると聞いたが、実際はどうなのか（時間外の対応についても明示して欲しい）。 [石川県]</p>	<p>最高裁判所事務総局に対しては、速やかに、夜間、休日の許可状請求窓口等についても明示するよう要望しているところである。</p>
(12)	<p>臨検（許可状請求の際の資料） 臨検の許可状請求の際に必要な近隣住民等の聞き取り調書については必須か。近隣住民の調書がとれない場合、市町村、関係機関からの調書及び児童相談所における児童記録だけで請求することは可能か [大阪府]</p>	<p>ご指摘のような請求もあり得る。 ただし、個別の事案によるものの、聞き取り調書は児童虐待の疑いがあることを証明するのに有効な資料であり、可能な限り添付することとされたい。 なお、聞き取り調書については、既に近隣住民等の発言等を聴取している場合、改めて供述を求める趣旨のものではなく、それまでの発言等を調書に記載することで足り、また、この調書については証明力の観点から、近隣住民の署名押印がなされることが望ましいが、これがないことをもって資料から排斥されるものではないと解している。</p>

番号	質問事項	回答
(13)	<p>臨検等の許可状について</p> <p>① 執行しなかった許可状は裁判所に返還するのか。また、執行した許可状は児童相談所で保管するのか。</p> <p>② 特に有効期間を〇〇日と請求しなければ、有効期間は7日となるのか。また、万一、7日の有効期間が過ぎた場合には、再請求する必要があるのか。</p> <p>③ 7日を超えることが予想される場合には、有効期間について併せて請求する必要があるとされているが、その期間に制限はないのか。</p> <p>④ はいかいする保護者であり、いつ在宅しているか予測がつかない場合は、許可状の有効期間をどのように設定すればいいか。</p> <p>⑤ 許可状の発行について、土日対応ということは想定しているか。</p> <p style="text-align: right;">[東京都]</p> <hr/> <p>請求書の有効期間について 失効した場合、再請求となるのか。</p> <p style="text-align: right;">[石川県]</p> <hr/> <p>臨検・捜索の請求書（第9条の3第1項第1号関係）様式等について 4-(3)-②において、許可状の有効期間について、「7日を超える有効期間を必要とする場合」と示されているが、7日を超える事例を例示されたい。</p> <p style="text-align: right;">[北海道]</p>	<p>執行しなかった許可状は裁判所に返還することとなる。また、執行した許可状は児童相談所において保管することとなる。</p> <p>有効期間を過ぎるなど失効した場合は、許可状を返還した上、再請求となる。</p> <p>有効期間については、早急な児童の安全確認、安全確保の観点から、7日間の有効期間内で行われることが原則と考えているが、特にやむを得ない事情等により、必要があると認められる場合、許可状の再請求を行うことができる。</p> <p>最高裁判所事務総局に対しては、速やかに、夜間、休日の許可状請求窓口等についても明示するよう要望しているところである。</p>
(14)	<p>臨検・捜索について</p> <p>① 身分証明書の提示について 相手が証書を破棄又は奪った場合、執行妨害で告発できるのか。</p> <p>② 臨検・捜索時の実力行使について 児相職員が被害に遭えば、別の告発ができる、ということか。</p> <p style="text-align: right;">[石川県]</p>	<p>公務執行妨害罪等の要件をみたと認められるならば、行為者の刑事責任を問い得る。</p>
(15)	<p>捜索範囲 捜索は人の発見を目的として捜し出すこととあるが、児童を発見した後も、児童の生活状況等を確認するため、未</p>	<p>児童の発見後に「捜索」のために調査を行うことは困難と考える。ただし、「臨検」について許可された場合、法</p>

番号	質問事項	回答
	<p>だ捜索していない部屋、さらには押入やタンス等について捜索を行うことは可能か。</p> <p>[東京都]</p>	<p>第9条の3第2項の規定により、都道府県知事は、当該職員をして、必要な調査質問をすることができる。このため、児童の安全確認又は安全確保の観点から必要があれば、児童を発見した後も、児童の生活状況等を確認することは可能である。ただし、臨検・捜索許可状は、児童の安全確認又は安全確保を目的とするものであることから、例えば、施錠されている金庫の解錠など、これらの目的に照らし必要性がない行為は認められないと考えられる。</p>
(16)	<p>立ち入り調査の実施について</p> <p>9条1項の立入調査において、鍵(チェーン)を開けないために児童の安全確認ができない場合、児童の危険度が高くても、警察等の対応に移行するのではなく、→再請求→臨検の手続きになるのか。</p> <p>[佐賀県]</p>	<p>今回導入された臨検等は、法第9条第1項の立入調査を実施したにもかかわらず頑なに立ち入りを拒否されるようなケースについて、例外的に行われることが想定されており、まずは、法第9条第1項による立入調査を実効的に行うことにより、児童の安全確認又は安全確保が行われるように努められたい。</p> <p>この場合において、警察の関与は、現行どおり、児童の生命、身体に危害が切迫し、あるいは現に危害が加えられているような場合には、警察官職務執行法等に基づく対応が可能である。</p> <p>また、正当な理由なく立入調査を拒否したと認められるときは、原則として、速やかに、再出頭要求の移行されたい。</p> <p>なお、特に立入調査の拒否の態様やそれまでの経緯等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認められる場合には、当該保護者について管轄警察署に告発することも検討すべきである。</p>
(17)	<p>立ち入り調査の実施について</p> <p>通告があつて急を要する場合、立入調査を拒まれたら臨検、捜索の手続きをすることになるが、これには相当の日数を要することが予想され、身柄の</p>	<p>臨検等の手続を迅速に行うためには、許可状の請求書及びこれに添付する資料を円滑に提出することが必要であり、このためには、</p>

番号	質問事項	回答
	<p>安全確認等が迅速に行えないことが懸念される。</p> <p>[佐賀県]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童記録票はもとより、立入調査といった各段階での報告書等の作成など、記録を適切に行っておくこと ・ 請求に至るまでに、これを見据えて必要な資料を適宜収集すること ・ 請求の際に弁護士等の専門家や警察官OBによる助言等を得ることができる体制を整えておくこと <p>などが求められると考えている。これらの体制整備については、「児童虐待防止対策支援事業」の法的対応機能強化事業、24時間365日体制強化事業等の積極的な活用を図られたい。</p> <p>なお、法第8条の2の出頭要求は、あくまでも安全確認の選択肢の一つであることから、緊急の事例等の場合、直ちに法第9条第1項の立入調査を行うことも可能である。</p> <p>また、臨検等は、平成19年11月1日付けガイドライン素案4(1)に記述しているとおり、法第9条第1項の立入調査を実施したにもかかわらず頑なに立入を拒否する様なケースについて例外的に行うことが想定されるものであり、迅速な安全確認が要請されている状況にあるところ、まずは、立入調査を実効的に行うことにより児童の安全確認が行われるよう努められたい。</p>
(18)	<p>臨検等への責任者の立会い</p> <p>臨検又は捜索をするときに、同居親族等が立ち会う場合であっても、地方公共団体の職員の立会いが適切とあるが、法ではこの立会いは規定されていないため、「適切」との記載では判断が難しい。同居親族等の立会いがあっても職員を立ち合わせることとするよう、明確にしていきたい。</p> <p>[東京都]</p> <hr/> <p>責任者等の立会いについて</p> <p>所有者若しくは管理者又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせるとある。これらの者を立ち合わせることができないときは地方公共団体の職員を立ち合わせるとしているがこれらの</p>	<p>法的に義務づけられているものではないことから、「適切」としている。</p> <p>各都道府県等ごとに、市町村等と協議、調整いただき、ご指摘のような運用とすることは差し支えない。</p>

番号	質問事項	回答
	<p>者の如何によらず地方公共団体の職員を立ち合わせることに運用上明示していただきたい。</p> <p>[愛知県]</p>	
(19)	<p>臨検・捜索等について</p> <p>臨検への責任者の立ち会いで、居所の所有者もしくは同居の親族が立ち会えない時は、その隣人で成年に達したもの又はその他の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならないとされているが、<u>隣人</u>の立ち会いに問題はないのか。</p> <p>[佐賀県]</p>	<p>ご質問の趣旨が不明確であるが、「隣人」については、文字どおり隣の人に限定するという趣旨ではなく、近所に居住する人という程度でよいと解する。ただし、立会いの趣旨は、臨検等の手続の公正を担保するとともに、これを受ける側の権利を保護することにあることから、こうした趣旨の立会いを担うことができる者である必要があると考える。</p>
(20)	<p>臨検等の際の写真撮影等</p> <p>① 保護者が写真撮影等を拒否しても撮影等が可能か。</p> <p>② 虐待の状況を記録するため必要な程度において写真撮影等が可能とあるが、具体的にはどの程度まで可能とみなされるのか。例えば、児童の発見場所等なら問題ないと思うが、別の部屋や風呂場等も虐待の状況が確認できれば許可状の許容範囲として撮影等が可能なのか。</p> <p>[東京都]</p>	<p>児童の安全確認（児童虐待に係る事実確認）や手続の適法性を担保する観点からの必要性が認められる範囲内で、これを行うことは可能と考える。</p> <p>なお、ご質問の②のような場合、一般的には写真撮影は可能と考えられる。</p>
(21)	<p>立入調査時のビデオ等記録</p> <p>告発の疎明資料として『立入調査の実施状況に係るビデオ等による音声や画像の記録』とあるが、調査時のビデオ撮影は相手にとって圧力を与え、相談機関との関係を悪化させることも予測される。疎明資料としてどのような記録を「必須」とするのかお示しいただきたい。</p> <p>また、出頭要求、立入調査、臨検において、写真、ビデオによる記録を行う際、保護者等から撮影の不同意の意思表示を示された場合はどのように対応すべきか併せてお尋ねする。</p> <p>[大阪府]</p>	<p>現行の児童相談所運営指針の趣旨を変更するものではなく、ビデオに限らず、写真でも可能であるが、ビデオによる録画が立入拒否行為を明確に疎明できることから、その活用に配慮されたい。</p> <p>指針においてお示ししている資料は、通常提出すべきと考えられるものを記載したものであり、「必須」の資料という位置づけではないが、何らか保護者の拒否時の態様等、立入調査を拒否した事実が疎明できる資料を準備することが必要である。</p> <p>なお、出頭要求や立入調査、臨検等の際、その手続きの適法性を担保する</p>

番号	質問事項	回答
		<p>こと、児童の安全確認等のために状況を記録することを目的として、写真、ビデオにより撮影することは、たとえ保護者等から不同意の意思表示があっても、容認されるものと考えられる。</p>
(22)	<p>臨検等を行っている間の出入り禁止の扱い</p> <p>臨検又は捜索をする間は、許可を受けずにその場に出入りすることを禁止することができることとなっているが、出入りの許可はいつの時点で誰が行うのか。また、出入りすることを禁止する場合、どのような手立てを講ずることが必要か。</p> <p style="text-align: right;">[東京都]</p>	<p>「臨検等をする間」とは、臨検等の開始後から終了までの間をいい、臨検等の開始とは、臨検等の執行者が、処分を受ける者又は立会人に臨検・捜索許可状を呈示して執行の開始を宣言したときをいう。また、臨検等の終了とは、捜索の対象たる児童を発見し、執行者が児童の保護を行い終えた後や、発見すべき児童を発見できなかったことが確認され、執行者が処分を受ける者に執行の終了を宣言したときに終了する。</p> <p>なお、臨検等の執行者とは、法第9条の8に規定されている職員にほかならない。</p> <p>また、出入り禁止の方法に制限はなく、一般的には、個別に口頭により禁止を告げたり、立札、張紙等により制限を行うことが考えられる。</p>
(23)	<p>臨検（立入禁止の範囲）</p> <p>改正防止法第9条の8「臨検等をする間は何人に対しても、許可を受けずにその場所に出入りすることを禁止することができる」とされている。この立入禁止とする「その場所」の範囲は、当該住居だけか、もしくは児童の保護に万全を期すために例えば共同住宅の共用通路を含む等必要な範囲と考えるのか。</p> <p style="text-align: right;">[大阪府]</p>	<p>立入禁止の範囲については、具体的事情に即し、許可状の目的達成に対する障害を防止する目的との均衡を考慮し、必要最小限の範囲において、許可状に記載された場所以外の一定区域についても必要な措置を執ることができると考えられる。</p> <p>具体的には、「執行者の出入等に必要な門前の路上や周辺の近接する場所」、「アパートの一室を臨検・捜索する場合のその前の通路」などがこれに含まれると考えられる。</p>
(24)	<p>臨検又は捜索に当たって可能となる処分について</p> <p>セキュリティのしっかりしたマンション等は、建物に入ることすらでき</p>	<p>臨検・捜索許可状については、あくまで保護者に対し効力を有するもので</p>

番号	質問事項	回答
	<p>ない場合がある。管理会社等に要請して進入することはできるのか。公営住宅の場合合鍵での解錠を住宅管理者に依頼できるのか。</p> <p style="text-align: right;">[愛知県]</p> <hr/> <p>臨検又は捜索に当たって可能となる処分について（許可状の効力）</p> <p>4-（7）-①において、解錠することができることとされているが、許可状の交付により、例えば、アパートやマンションに入居している家庭の臨検を行う際、相手が入室を拒否する場合、又は応答がない場合において、アパートの管理者から合鍵等の提供を求め、合鍵を使用して入室することができるかと考えて良いか。</p> <p>それとも、許可状は、相手に対する強制力を有するものであり、アパートの管理者に対してまでは効力は及ばないと考えるべきかご教示願いたい。</p> <p style="text-align: right;">[北海道]</p> <hr/> <p>臨検の際の解錠について</p> <p>該当ケースが借家の場合、「錠を破壊」することに対し、家主の確認が取れない及び家主が係わりたくないと協力が得られない時、損害賠償の責を負うことはないか。</p> <p style="text-align: right;">[千葉県]</p>	<p>あって、アパート等の管理者に対しても同様の強制力を有するものではない。よって、当該許可状をもって、アパート等の管理者に強制的に解錠させることはできないと考えるが、許可状を執行する児童相談所職員等が、親族、管理者等に協力を求めて合鍵を借り受け、これを利用して解錠することは適法である。</p> <p>「錠をはずし、その他必要な処分」の内容・方法も、臨検・捜索許可状の目的を達するため必要最小限にして妥当なものでなければならぬことは言うまでもなく、最小限度を欠く処分の結果、第三者に損害を与えた場合は、国家賠償法に基づく賠償責任を負う場合がある。</p>
(25)	<p>臨検・捜索等について</p> <p>児相の職員はあくまで普通の人なので、そういう何の権限も訓練もない人が、“鍵を押し切って・・・”というのはあまりにも非現実的ではないか。“相談所長の依頼に応じて警察が・・・”とならないのはなぜか。</p> <p style="text-align: right;">[佐賀県]</p> <hr/> <p>臨検又は捜索に当たって可能となる処分について</p> <p>警察への援助依頼の中には、解錠をする時直接警察に手伝ってもらうことは可能か。</p> <p style="text-align: right;">[愛知県]</p>	<p>法第9条の7の規定により、臨検等に際しての必要な処分は、都道府県知事の指示によって、児童の福祉に関する事務に従事する職員（児童相談所職員等）が行うこととされており、法律上、警察官がこれを直接行うことはできない。</p> <p>また、同条に規定されている「錠をはずし、その他必要な処分」の内容・方法も、その目的を達するため必要最小限にして妥当なものでなければならぬ。通常は、管理人、大家、親族等に合鍵を借りるなどの方法により解錠することになると思われる。</p>

番号	質問事項	回答
	<p>臨検・捜索等について 臨検には、かなりの強制力が認められているが、何の訓練も受けていない児童相談所の職員が、極めて危険な強制力を行使（チェーンを切る等）することに問題はないのか？→児相の告発で警察が行使することは不可なのか。 [佐賀県]</p>	<p>なお、臨検等を行うに際しては、前記「児童虐待防止対策支援事業」を活用し、警察官OBや弁護士等の助言を得られる体制を整えておくことが適当であるとともに、児童相談所職員に対する研修、訓練等の措置を講ずることとされたい。</p>
(26)	<p>立入調査について 臨検又は捜索に際して、「錠をはずす」ことが、必要処分として容認される場合、錠の破壊もあり得ると考えられている。 しかし、現場から立ち去るにあたり、錠の破壊された家屋をそのままにするのは、部外者による窃盗など二次的な犯罪を招く可能性もあると考えるが、どのような対応を考えたらよいか。 [横浜市]</p>	<p>臨検等の実施において、通常、修復不可能なほどの破壊を生じる事態は想定しにくいですが、その場合であっても、できる限り原状に復しておくようにすることが必要である。</p>
(27)	<p>臨検又は捜索に当たって可能となる処分について 窓ガラス等を割ることも考えられるがその時に相手に怪我を負わせた時の補償はどうなるのか。 [愛知県]</p>	<p>「錠をはずし、その他必要な処分」の内容・方法も、臨検・捜索許可状の目的を達するため必要最小限にして妥当なものでなければならぬことは言うまでもなく、最小限度を欠く処分の結果、相手方に損害を与えた場合は、国家賠償法に基づく賠償責任を負う場合がある。</p>
(28)	<p>報告書等の記載例について 法改正により、新たに、出頭要求・再出頭要求の実施報告書、立入調査の実施報告書、臨検、捜索の実施調書、接近禁止命令書の交付に係る報告書など、作成者等の署名押印も必要となる書類の作成が求められているが、過不足なく記録するために記載例を示していただけないか。 [香川県]</p>	<p>現時点では、ご指摘の書類の記載例の作成まで行うことは考えていない。 なお、「児童虐待防止対策支援事業」を活用し、警察官OBや弁護士等の助言を得られる体制を整えておくことが適当であると考えているが 法施行後の状況等を踏まえて、必要があれば、具体的な事例をお示しすることなどを検討したい。</p>

番号	質問事項	回答
(29)	<p>面会・通信制限の期間等について 接近禁止命令は6月を超えない期間を定めて行うこととされているが、面会・通信制限の期間設定にあたっては、このような制限はあるのか。 また、設定した期限が経過した後も、必要な場合は再度制限を行うことができるのか。</p> <p>[岩手県]</p>	<p>児童相談所長は、期間を定めず制限するとともに、少なくともおおむね6か月ごとに、その必要性について検討することとしている。</p>
(30)	<p>面会通信の制限について 面会・通信の制限ができる「施設の長」に里親は含まれるか。含まれる場合、里父名、里母名、いずれも可能か、連名になるか。</p> <p>[東京都]</p>	<p>「施設の長」に里親は含まれない。</p>
(31)	<p>面会・通信の制限について 対象となる事例で、児童の保護のため必要とあるが、面会時に保護者が施設職員に対して暴言を吐いたり、威圧的な態度で嫌がらせを行う等指導に従わない場合に面会の制限が可能か。</p> <p>[愛知県]</p>	<p>現状の面会・通信制限を行う場合と変わることはない。 例えば、面会室で保護者が施設職員へ大声で暴言を吐くなどし、それが児童の耳に達するような場合などで、その保護者の行為を制止することが、「児童の保護のため必要があると認められる場合」に該当するのであれば、面会の制限は可能であると解する。</p>
(32)	<p>接近禁止命令書の交付について 保護者が住所不定で連絡が取れず、「命令書を郵便受箱等に差し入れ…」もできない場合の取り扱いはどうなるのか。(ガイドライン素案「命令書を郵便受箱等に差し入れ…」もできない場合を想定しています。)</p> <p>[東京都]</p>	<p>接近禁止命令を発出するまでの手続等を考えると、ご質問のような事例で同命令を発出することは想定しにくいですが、保護者と接触するあらゆる機会を捉えて命令書を交付することとなると考える。</p>
(33)	<p>面会・通信制限について 制限は不利益処分にあたることから、弁明の機会を与えることとされているが、一部制限を行った後に、「全部制限」を行う場合又「一部」の内容を変更若しくは追加する場合にも弁明の機会の付与は必要となるか。また、決定の変更手続きについてもご教示願いたい。</p> <p>[横浜市]</p>	<p>弁明の機会の付与が必要となると解する。 なお、手続については、通常の面会通信制限を行う場合と同様である。</p>

番号	質問事項	回答
(34)	<p>面会・通信制限解除及び接近禁止命令取消について</p> <p>面会・通信制限の解除及び接近禁止命令取消は行政処分にあたるのか。</p> <p>[東京都]</p>	<p>行政処分に該当する。</p>
(35)	<p>接近禁止命令関係(法第12条の4関係)</p> <p>① 「当該の保護者に接近禁止命令が発せられている旨及びその内容を説明する」時に、保護者の写真を校内(教職員等)に配布することは可能か</p> <p>② 「また、必要に応じて、市町村、児童委員等関係機関の協力も得る」ということから、児童の登下校へのつきそいについて、市町の業務(市町の教育委員会、児童福祉主管課)として位置づけることは可能か</p> <p>[山口県]</p>	<p>① 保護者の写真を学校内に配布することについては、個人情報保護の観点等からも困難と解する。ただし、当該学校が、要保護児童対策地域協議会の構成員である場合など、学校長、児童の担任教諭等と情報を共有することは差し支えないものと考え</p> <p>② 「児童の登下校のつきそい」については、個別の事例の内容によると思料するが、その必要性も含めて、市町の業務として位置付けるかどうか、要保護児童対策地域協議会等の場を活用して、各自治体において協議されたい。</p>
(36)	<p>接近禁止命令発出後の警察との連携について</p> <p>接近禁止命令を発出した後に、警察が当該被命令者に対して命令違反をしないよう直接注意することができないか。</p> <p>[香川県]</p>	<p>原則として、接近禁止命令を発出する際に、児童相談所職員等が命令書を保護者に直接交付することとしており、その内容を理解させることになることから、命令発出後、改めて警察官から直接注意する必要性はないと考える。</p> <p>なお、保護者に命令書を直接交付できなかった場合は、命令書を郵便受箱に差し入れた後においても、児童相談所職員等が電話等により、命令書を差し入れたことや命令違反をしないように注意するよう努められたい。</p>
(37)	<p>接近禁止命令について</p> <p>接近禁止の発令後の児童の安全確保や違反認知時の措置については、具体的な場面では警察の対応、協力が不可欠である。警察への事前協議やパトロール強化等だけでなく、援助要請の対象とすべきと考える。対象とならない</p>	<p>都道府県知事による接近禁止命令発令後の都道府県警察本部への連絡等については、平成19年11月1日付けガイドライン素案7(7)を参照されたい。</p> <p>また、接近禁止命令に係る詳細な連携のあり方については、各自治体の児</p>

番号	質問事項	回答
	<p>場合、警察への協議、通知等について 教示願いたい。 [横浜市]</p> <hr/> <p>接近禁止命令 警察との連携(その1) 接近禁止命令発出後の警察等関係機関との連携に関して、都道府県本部少年課との事前協議により、一定のルール確認を経て、都道府県警察本部少年課が各所轄署に対応協議内容について指示を降ろすということがルールとして確認・認知されているのか。 また、依頼に関する文書確認は要しないのか。例えばDV法であれば保護命令を発令したことを裁判所書記官が警察本部に通知する仕組みであるが、児童虐待防止法における接近禁止命令については、都道府県が警察本部あて接近禁止命令を発令した旨を通知することを想定しているのか。 [大阪府]</p> <hr/> <p>接近禁止命令 警察との連携(その2) 『里親等への加害行為が予測される事例については(警察の)パトロールの強化等必要な措置を依頼しておくこと』とあるが、他方、施設入所事案について通学路におけるつきまとい等が予測される場合にも警察にパトロールの強化を要請できるものとしてよろしいか。 また、接近禁止命令の違反については、どのような方法で認知・確認されるものと考えておられるのか。 [大阪府]</p>	<p>童福祉主管局部課と都道府県警察本部少年担当課の間や要保護児童対策地域協議会等の場において協議されたい。 警察庁においても、法改正を受けて警察職員向けのマニュアルを作成しており、接近禁止命令に係る都道府県等児童福祉主管局部課との連携等について、都道府県警察本部から各警察署への指示は適正になされるものと聞いており、接近禁止命令違反行為を認めた場合は、警察に対し110番等の通報を行われたい。 なお、その際、保護者の取り違いのないよう配慮されたい。</p>
(38)	<p>接近禁止命令 聴聞手続 合同会議資料「質問事項と回答(案)」の質問(13)の回答において、接近禁止命令権限については、都道府県知事から児童相談所長に権限委任をすることは想定していないとのことであるが、客観性を担保するため、例えば、処分庁(命令)と聴聞の主宰者を同一としないよう、接近禁止命令権</p>	<p>接近禁止命令の発出に当たっては、児童相談所長と都道府県知事の関係は、制度上相互に牽制(相互チェック)する位置づけであるとも考えられることから、都道府県知事の権限を児童相談所長に委任することは想定していない。</p>

番号	質問事項	回答
	<p>限を都道府県知事から児童相談所長に権限委任し、聴聞を本庁で実施することは想定されないのか</p> <p>[大阪府]</p>	
(39)	<p>接近禁止命令について</p> <p>接近禁止命令の発令には、手続等に一定の期間が必要であるが、事案によっては速やかな対応が必要となる。例えば、一時保護中の児童の場合で、①面会・通信の全部制限を行い、②児童の保護のために特に必要と認められ、③強制施設入所（児童福祉法第28条適用）の「申立中」の場合、仮処分としての発令は可能か。</p> <p>[横浜市]</p>	<p>特別家事審判規則（昭和22年最高裁規第16号）第18条の2の審判前の保全処分の規定が改正され、家庭裁判所が、申立てにより、ご指摘の①、②、③の要件があれば、保護者に対し接近禁止（つきまとい、はいかい）の仮処分を命ずることができることとされる予定と聞いている。</p>
(40)	<p>児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドラインの公表の方法及び運用について</p> <p>児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドラインは、どのような形で都道府県等に周知されるか。また、ガイドラインの運用についてどのような取扱いにする予定か。</p> <p>[東京都]</p>	<p>保護者援助ガイドラインに関しては、雇用均等・児童家庭局総務課長通知として通知（地方自治法に基づく技術的助言）する予定である。</p>
(41)	<p>家庭復帰後の指導について</p> <p>児童虐待事例の家庭復帰後6ヶ月間のリスクの高さについては理解するところであるが、先駆的に市区町村と連携を図り、家庭復帰までの間に市区町村を中心とした地域の見守り体制を構築している事例や虐待者以外のもとに家庭復帰させる事例もある。このような場合においては、児童相談所は一律に児童福祉司指導又は継続指導を採るのではなく、市区町村に引き継ぐことも可能と解するがいかがか。</p> <p>[東京都]</p>	<p>ご質問の部分は、過去の死亡事例等において、家庭復帰後の児童相談所と市区町村との連携に不備があった事例等が報告されており、家庭復帰後の子どもと家庭の支援に関して児童相談所と市区町村の間で切れ目のない支援が行われることが重要であることから、家庭復帰後の対応を明確にしたものである。</p> <p>したがって、東京都において、市区町村との連携により切れ目のない支援体制を確立されているのであれば、差し支えないものと考えている。</p>
(42)	<p>保護者に対する援助ガイドラインについて</p> <p>一時保護や施設入所後、保護者への援助をスムーズに行うためには、</p>	<p>今次法改正では、児童虐待の防止については、第一義的には児童相談所等</p>

番号	質問事項	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強制執行は、(児相からの依頼・立ち会いにより) 警察等の機関 ・ その後の援助は児相と明確に分けた方がよいのではないか。 <p>[佐賀県]</p>	<p>による対応を行うこととされたものである。</p>
(43)	<p>保全処分としての職務代行者選任の申立てについて</p> <p>職務代行者の候補者として当事者以外の親族や弁護士等が例示されているが、期待すべき親族がなく、かつ、弁護士の過疎地域である場合などは、弁護士を候補者として選任することが事実上困難である。このような場合、他にどのような者が候補者として想定されるか。</p> <p>[岩手県]</p>	<p>職務代行者に関しては、左記のほか、児童相談所長、児童福祉施設の長、医師等が想定されるが、職名による職務代行者の選任は行われていないのが通例と認識している。</p>
(44)	<p>親権喪失宣告の申立ての際の保全処分としての親権者の職務執行停止・職務代行者選任の申立て</p> <p>職務代行者の候補者を「記載すること」とあるが、医療ネグレクトの場合等緊急かつ責任が重大であることにより、職務代行者を捜した結果児童相談所長が職務代行者の候補者となる場合に、今回の児童福祉法改正による未成年後見人選任の際の児童相談所長の職名による親権代行と同様、職名による職務代行は可能か。</p> <p>[大阪府]</p>	<p>職名による職務代行者の選任は行われていないのが通例と認識している。</p>

2 児童福祉法関係

番号	質問事項	回答
(45)	<p>第28条申し立て更新手続の簡略化について</p> <p>第28条の審判後、保護者が児童相談所と全く接触を絶ってしまう場合がある。児童相談所はその後も保護者と接触を試みるが、保護者の動きがない場合には、手続きの負担を軽減するために更新の手続きを省略できないか。</p>	<p>子どもの福祉を考えるならば、ご質問のような事例は、保護者に対して児童福祉司指導を採り、児童福祉司指導に従わない場合には知事勧告を行う。そして、当該勧告が効果がない場合には、親権喪失宣告を申立て、里親等の</p>

番号	質問事項	回答
	[東京都]	永続的な措置に変更することが必要と考える。

3 少年法関係

番号	質問事項	回答
(46)	<p>法第27条第1項第4号の規定に基づく送致について</p> <p>第4章第7節1(3)③に示される「被害者保護という観点」とは、具体的に何を考慮すべきなのか示されたい。</p> <p>[北海道]</p>	<p>被害者保護という観点は、少年法において、家庭裁判所の少年審判における被害者への配慮に関する手続として、①被害者等による記録の閲覧及び謄写(少年法第5条の2)、②被害者等の申出による意見の聴取(同法第9条の2)、③被害者等に対する審判結果等の通知(同法第31条の2)の制度を活用することが可能であるとされており、これらのことを指している。</p>
(47)	<p>特別な配慮が必要な事項について</p> <p>第5章第3節3(8)において、「個別対応プログラムを作り対応する」とあるが、国において個別対応プログラムの参考例等、何らかの指針を示す予定はないか。</p> <p>[北海道]</p>	<p>個別対応プログラムは、既存の生活プログラムを基に、一時保護する児童相談所(一時保護所を含む。)の規模、構造、職員配置、立地等を踏まえ、居室の確保、必要な面接・診断場面の設定・食事・余暇等の生活日課、各分野の職員の役割、個別対応する担当者等を組み入れたプログラムを各児童相談所において策定していただきたい。</p>

4 その他

番号	質問事項	回答
(48)	<p>提言7転居ケースについて</p> <p>転居ケースの取扱いは全国児童相談所長会の申し合わせのとおりとしているが、全国の児童相談所間での確認及び統一性の観点から、児童相談所運営指針に具体的改善策の内容(「移管」と「情報提供」の定義等)を記載することを検討していただきたい。</p> <p>[東京都]</p>	<p>ご要望に関しては、転居ケースの管轄の取扱いについて、全国の児童相談所長の総意として取り決めをなされたものであり、各自治体及び児童相談所においてその趣旨を踏まえてマニュアルを改正されることで、ご指摘の点に関しては達成されるもと考える。</p> <p>したがって、国からご要望の技術的</p>

番号	質問事項	回答
		助言のための通知を発出することは考えていない。
(49)	<p>児童虐待に対して、児相と警察が横並びで対応する新たな制度づくりとそれに伴う法整備について</p> <p>児童虐待防止法や児童福祉法の改正が積み重ねられているが、児相への権限一極集中の一方向のみが際だっている。しかし、その方向でのみではもはや限界であり、児童福祉という枠組に加え、「犯罪行為として児童虐待を防止する」という警察による法的強制力の枠を築くべきだと考える。児童福祉と犯罪予防、つまり児相と警察が横並びで対応するシステムや法整備が必要であり、これにより児童虐待による死亡事例は格段に減り、総じて児童虐待対応が強力に推進されることになると思われるが、今後こうしたシステムづくりの検討がなされるのか伺いたい。</p> <p>[岐阜県]</p>	回答 (42) に同じ